

---

# 墨田区公園マスタープラン

---

(素案)

令和6年〇月

墨田区

---

## 目次

第1章 はじめに	1
1 墨田区公園マスタープランの目的	2
2 位置付け	2
3 期間	3
4 対象範囲等	4
(1)対象範囲	
(2)公園、児童遊園、区民広場の箇所数・面積等	
(3)公園等以外の公園的空間の例	
5 協治による公園づくり	8
第2章 現状と課題	9
1 墨田区の現況	10
(1)基礎情報	
位置・面積	
人口	
河川	
観光資源	
土地利用	
将来の都市構造	
植物	
動物	
ボランティア団体等	
道路及び鉄道	
街路樹	
(2)公園、児童遊園及び区民広場の概要	
公園、児童遊園及び区民広場の規模	
公園、児童遊園及び区民広場の量	
公園、児童遊園及び区民広場の分布	
公園整備の歴史	
(3)利用者のニーズ	
2 前プランの概要	41
(1)計画期間	
(2)基本理念	
(3)基本方針	
(4)これまでの主な実施状況	
3 改定の背景	43
(1)社会情勢の変化	
(2)法制度の動向	
(3)墨田区の動向	

4 課題及び解決の方向性.....	51
(1) 課題	
(2) 解決の方向性	
第3章 目指す公園像及び3つの視点.....	53
1 目指す公園像.....	54
2 目標設定.....	54
(1) 活動指標	
(2) 成果指標	
3 3つの視点.....	58
(1) 視点1:「人」の視点	
(2) 視点2:「使用・利用」の視点	
(3) 視点3:「場所・存在」の視点	
第4章 公園機能の分担.....	59
1 体系.....	60
2 公園機能の分担.....	61
第5章 取組・施策.....	73
1 体系.....	74
2 取組・施策.....	75
3 優先施策.....	97
第6章 公園の管理.....	99
1 体系.....	100
2 維持管理.....	101
3 運営管理.....	103
4 重要実施項目.....	109
第7章 進行管理.....	111
1 本プランの進行管理.....	112
2 定期的な進行状況の確認.....	113



# 第1章 はじめに



# 1 墨田区公園マスタープランの目的

公園は、子育て支援、災害時避難、地域コミュニティの形成、にぎわいの創出など、多種多様な役割を有するオープンスペースを主とした公の施設です。

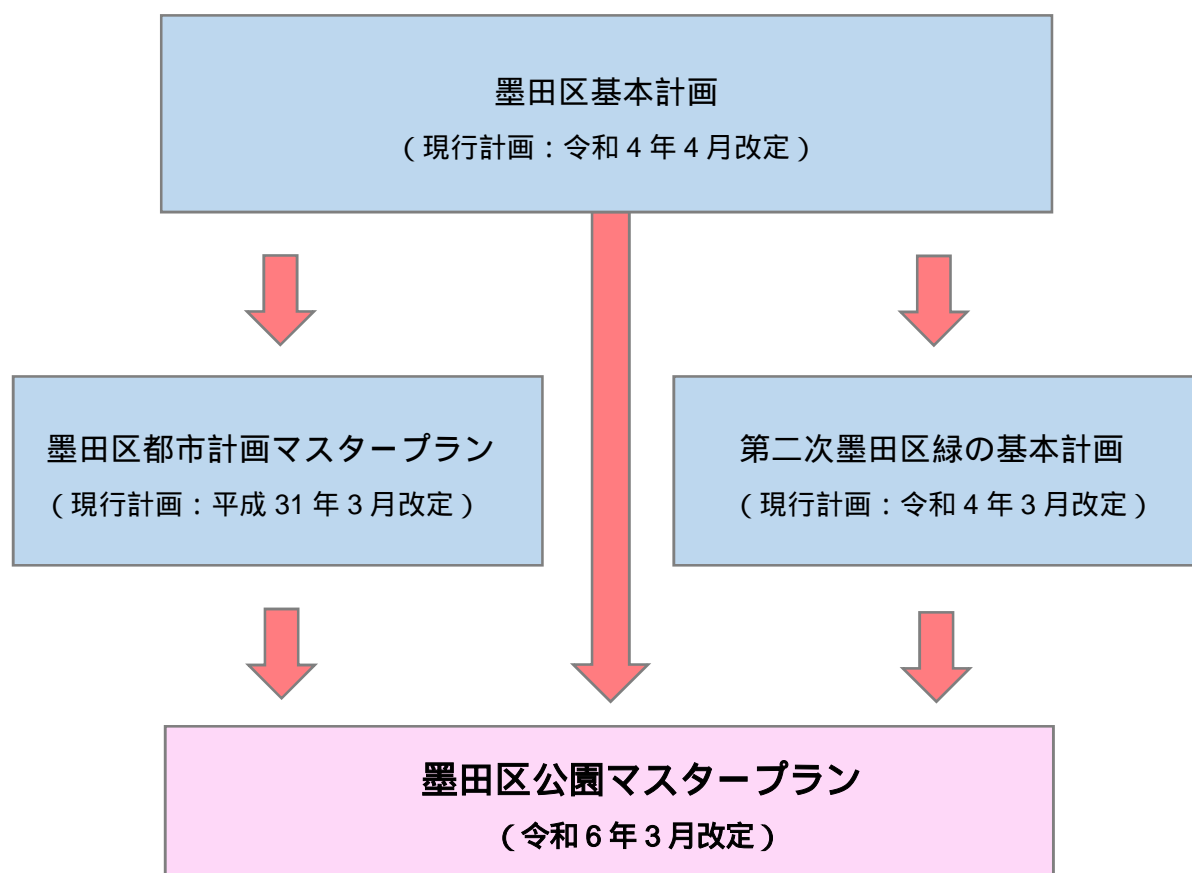
墨田区公園マスタープラン（以下「本プラン」といいます。）は、区内にある区立の公園、児童遊園、区民広場及び庁内各部署で所管する緑地・広場（以下「公園等」といいます。）の公園づくりを進めるための、公園行政の羅針盤となる総合的な計画です。

本プランは、公園に求められるニーズの変化等を予測しながら、「公園機能の分担」により今ある公園等を最大限に活用し、取組・施策などを実行することで、今よりも質や機能の特性を活かした「誰もが快適に利活用できる公園」を実現するとともに、区全体の魅力や価値の向上につながるまちづくりに資することを目的とします。

# 2 位置付け

本プランは、「墨田区基本計画」、「墨田区都市計画マスタープラン」及び「第二次墨田区緑の基本計画」を上位計画とした、公園等の新規整備、改修整備、管理運営等についての方向性を示す計画として位置付けています。

図 1 本プランの位置付け



## 4 対象範囲等

### (1) 対象範囲

本プランは、区内にある区立の公園、児童遊園、区民広場及び他の緑地・広場（公園等）を対象とします。

なお、都立公園、河川空間、駅前広場などの公共のオープンスペース、公開空地などの民間のオープンスペースについては、区民や来街者にとっては機能面・景観面から公園的な場所としても捉えられるので、公園等を補完する公園的な空間として考慮します。

表 2 本プランの対象一覧

種別		備考		
「区管理の都市公園」	住区基幹公園	街区公園	街区内の居住者が利用する身近な公園及び児童遊園 (両国公園、菊川公園、全ての児童遊園等)	
		近隣公園	近隣住区内の居住者が利用する公園 (銅像堀公園、堤通公園、豎川親水公園、東墨田公園)	
		地区公園	徒歩圏内の居住者が利用する公園 (錦糸公園、大横川親水公園、旧中川水辺公園)	
	都市基幹公園	運動公園	全区民を対象とした運動の利用に供することを目的とした公園 (荒川四ツ木橋緑地)	
		特殊公園	風致公園	風致・景観の優れた場所で自然とのふれあいを深めていく公園 (旧安田庭園、隅田公園)
			動植物公園	生きた教材に接することができる自然学習拠点 (緑と花の学習園)
	歴史公園	史跡、名称、天然記念物等の文化的資産を有する公園 (本所松坂町公園、立花大正民家園)		
緑道	災害時の避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図る 植栽帯及び歩行者路等を主体とする公園(隅田川緑道公園)			
「区管理の都市公園」以外の公の施設	区民広場	行政目的で確保されている土地を、その使用が具体化するまでの期 間、開放するもの(横川一丁目こども広場、錦糸四丁目緑地広場等)		
	他の緑地・広場	本プランに基づき整備・管理を行う、区(庁内各部署)が管理する緑 地や広場(まちづくり事業用地(一部))		
	都立公園	都管理の都市公園 (横網町公園、向島百花園、東白鬚公園)		
	河川	水面も含め、河川テラス等と一体的な公園的空間		
	駅前広場	駅周辺の利用者が憩える空間 (錦糸町駅南口駅前広場、京成曳舟駅前広場等)		
	歩道空間	街路樹、植栽帯のある広幅員の公園的な歩道空間		
	学校	学校の校庭		
	運動広場	運動機能に特化した公園的な空間 (東墨田一丁目運動広場、墨田五丁目運動広場)		
民有地	公開空地	開発に伴い設置される集合住宅等が管理するオープンスペース		
	市民緑地	都市緑地法に基づき、土地や建物等に設置される住民の利用に供 する緑地		
	境内地内	神社、仏閣の建物を除いた用地		

赤枠内: 本プランの対象範囲 赤点線枠内: 公園等を補完する公園的な空間

### 3 期間

平成 7 年に策定、平成 22 年に中間改定した前公園マスタープラン（以下「前プラン」といいます。）は、平成 37 年（令和 7 年）までを計画期間としていましたが、社会情勢の変化やニーズの多様化の進展と、法制度や区の動向を踏まえた将来予測に対応するため、令和 5 年度に前倒しで改定することとしました。

公園は、計画から整備完了までに年月を要する公共施設であり、公園行政の羅針盤となる公園マスタープランは比較的長い計画期間を設定する必要があるため、前プランでは 30 年計画としていました。

しかしながら、今後も社会情勢の変化やニーズの多様化等が進むことが予想され、これらに対応していく必要があることから、計画期間は前プランよりも短縮し、上位計画の計画期間や改定の時期が表 1 のとおりであることを踏まえ、18 年間計画（令和 6～23 年度）とします。

また、表 1 の上位計画の改定内容を反映するため、令和 13 年度に中間改定することとし、本プランの計画期間を前期 8 年間（令和 6～13 年度）、後期 10 年間（令和 14～23 年度）に二分します。

表 1 上位計画の計画期間等

上位計画	現行計画	次期計画 （予定）	次々期計画 （予定）
墨田区基本計画 （10 年ほどで全面改定、5 年ほどで中間改定）	平成 28～令和 7 年度 （中間改定：令和 4 年度）	令和 8～17 年度 （中間改定：令和 12 年度）	令和 18～27 年度 （中間改定：令和 22 年度）
墨田区都市計画マスタープラン （10 年ほどで全面改定）	平成 31～令和 10 年	令和 11～20 年	令和 21～30 年
第二次墨田区緑の基本計画 （20 年ほどで全面改定、10 年ほどで中間改定）	令和 4～22 年度 （中間改定：令和 12 年度）	令和 23～42 年度 （中間改定：令和 32 年度）	令和 43～62 年度 （中間改定：令和 52 年度）



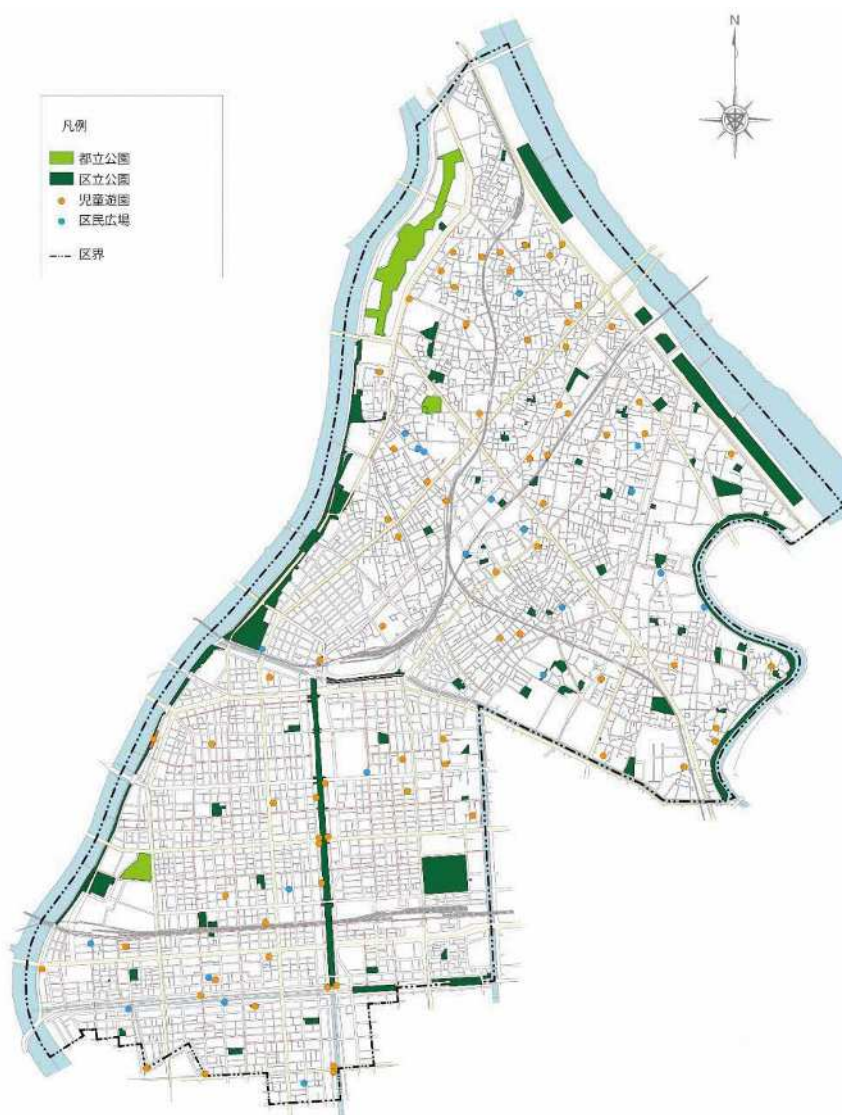
(2) 公園、児童遊園、区民広場の箇所数・面積等

区内には、区立公園が70園、児童遊園が71園、区民広場が26か所設置されているほか、都立公園も3園設置されています。(図2)

表3 種別毎の箇所数・総面積(令和5年4月1日時点)

種別	箇所数	総面積(m <sup>2</sup> )	割合(区計)
公園	70	607,531.35	93.3%
児童遊園	71	35,165.85	5.4%
区民広場	26	8,498.71	1.3%
区計	167	651,195.91	100%
都立公園	3	133,593.01	
総計	170	784,788.92	

図2 公園の分布



### (3) 公園等以外の公園的空間の例

#### 例1：都立公園

図3 都立東白鬚公園



#### 例2：河川空間

図4 北十間川テラス(源森橋～小梅橋間)

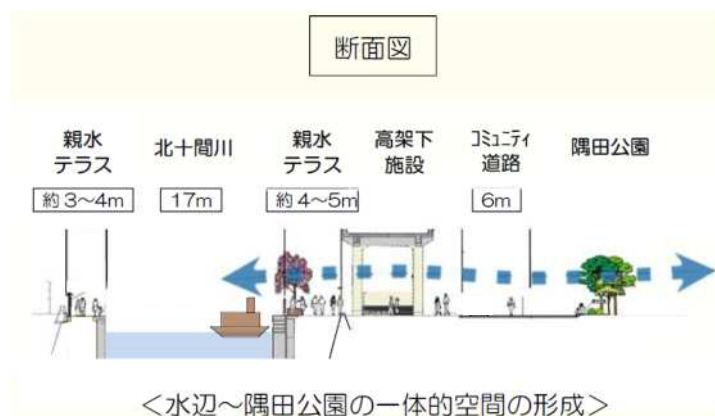


平成23年度に河川敷地占用許可準則が改正され、地域合意等の一定の要件を満たす場合に、河川敷地においても民間事業者によるオープンカフェの運営等が可能となりました。

これにより、日本全国で河川空間の利活用が進められており(河川空間のオープン化)、本区においても、河川敷地占用許可準則の改正を踏まえ、恒常的かつ適正な利活用を促進するため、平成31年3月に北十間川(枕橋～東武橋の範囲)を都市・地域再生等利用区域として指定しました。

ハード整備としては、平成27年度から東京都、区、東武鉄道で連携し、令和2年度には北十間川親水テラス、コミュニティ道路、隅田公園、鉄道高架下等の整備が概ね完了し、一体的な空間形成を図りました。

図 5 北十間川、コミュニティ道路、隅田公園及び鉄道高架下が一体となった空間形成



例 3 : 駅前広場

図 6 京成曳舟駅前交通広場



## 5 協治（ガバナンス）による公園づくり

区は、平成23年に墨田区協治（ガバナンス）推進条例を施行しており、区民、民間事業者、区の3者のそれぞれがまちづくりの主役として、共に考え行動して、地域の課題解決を図り、魅力や活力あふれる「すみだ」をつくりだしていくこととしています。

そこで、本プランでは、これらの各主体と連携・協働していくことで、地域とのつながりを深めるとともに、より良い公園づくりを推進していきます。

### （１）区民・地域団体等の役割

- ・公式ホームページや区報等からの情報収集
- ・区が実施するアンケートやワークショップ等への協力などによる公園行政への積極的な参加
- ・地域コミュニティによる公園の管理運営・見守り
- ・適正な公園の利活用
- ・地域イベントの実施等による地域活性化
- ・緑や生物多様性に関する知識の向上

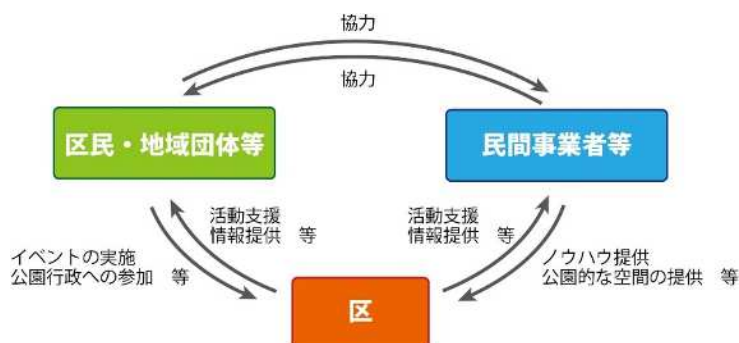
### （２）民間事業者等の役割

- ・公式ホームページや区報等からの情報収集
- ・公園行政に関する勉強会等への積極的な参加
- ・民間の持つノウハウを活かした提案
- ・公開空地などによる公園的な空間の提供
- ・美化活動等の社会貢献活動の実施

### （３）区の役割

- ・公園に関する情報の共有  
公式ホームページ、区報、SNS等
- ・公園行政への参加機会の提供  
（アンケート、ワークショップ、パブリックコメント等）
- ・協治（ガバナンス）による「だれもが快適に利活用できる公園」の実現
- ・区民や民間事業者等の公園等での活動支援  
（公園等愛護協定締結団体、ボランティア等）
- ・公園の適切な維持管理や新設・再整備

図 7 区民・地域団体等、民間事業者等、区の関わりイメージ



# 第2章

## 現状と課題



# 1 墨田区の現況

## (1) 基礎情報

### 位置・面積

墨田区は、東経 139 度 47 分 19 秒から 50 分 31 秒、北緯 35 度 41 分 12 秒から 44 分 36 秒にわたり東京都の東部に位置し、足立区、荒川区、台東区、中央区、江東区、江戸川区、葛飾区と接し、荒川、隅田川に挟まれています。

面積は、13.77 平方キロメートルで、23 区中 17 番目の広さです。

図 8 墨田区の位置

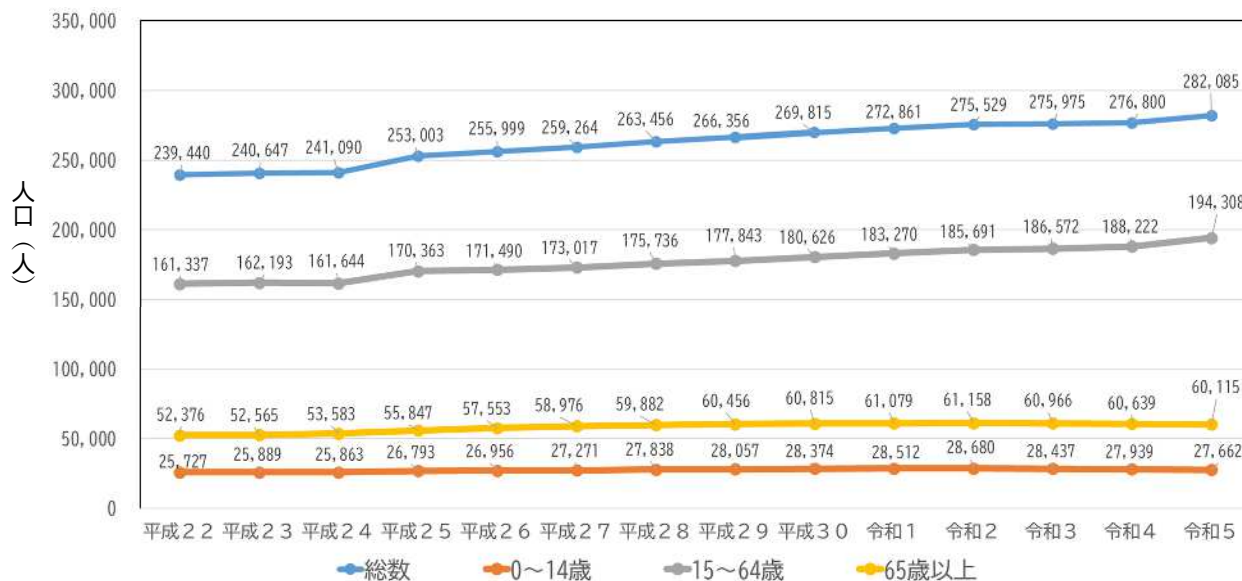


### 人口

住民基本台帳によれば、墨田区の人口は、平成 22 年度の前プラン中間改定時以降も増加を続け、令和 5 年 4 月 1 日時点で 282,085 人となっています。

年齢別では、0～14 歳の人口は令和 2 年以降に若干の減少傾向、15～64 歳の人口は平成 24 年以降に増加傾向、65 歳以上の人口は令和 2 年から若干の減少傾向となっています。

図 9 墨田区年齢層別人口推移(住民基本台帳から作成。各年 4 月 1 日時点)



## 河川

区は、荒川、隅田川に挟まれ、また、区内には大横川、豎川、北十間川、横十間川、旧中川、旧綾瀬川の6つの内部河川があり、区内の河川延長は23km以上と、水辺に恵まれています。

荒川は国が、隅田川や内部河川は東京都が、それぞれ管理している中で、内部河川の維持修繕や許認可事務の一部を、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区が処理しています。

内部河川では東京都が「江東内部河川整備計画」に基づいた護岸の耐震化を進めており、護岸整備後、東京都と区が連携して修景整備を行うことにより、河川空間を身近に親しむことができるよう、河川テラスを開放しています。

主な内部河川の整備状況は次のとおりです。

### (ア) 大横川

うるおいとやすらぎのある親水空間の実現に向けて、昭和56年度から平成4年度にかけて、大横川親水河川整備事業を実施し、平成5年4月1日に業平橋から撞木橋までの約1.8kmを大横川親水公園として開園しました。

また、豎川との合流部の南側については、平成4年度から東京都の耐震護岸整備（豎川合流部の一部区間を除く）が実施され、整備後の平成9年7月に区が引き継ぎを受けました。その後、災害時の避難用通路及び水と緑のネットワークづくりのため、南辻橋以南を平成10年度から平成12年度にかけて植栽や照明灯等を整備し、河川テラスとして開放しました。

### (イ) 豎川

昭和63年度から平成6年度にかけて、江東区と共同で豎川親水河川整備事業を実施し、平成5年4月1日に四之橋から松本橋までを豎川親水公園として開園しました。

その後、平成6年7月21日に新辻橋から牡丹橋までを豎川親水公園の区域に編入しました。

また、大横川との合流部から西側については、東京都の耐震護岸整備後、区が照明灯など河川テラスとして開放するための修景整備を進め、平成28年4月11日に一之橋から塩原橋までの区間を、平成29年4月11日に千歳橋から西豎川橋までの区間を、平成30年4月16日に塩原橋から千歳橋までの区間を、令和元年5月8日に豎川橋から新豎川橋までの区間を、それぞれ開放しました。

### (ウ) 北十間川

区では東京スカイツリー建設を起爆剤として、北十間川を中心とした江東内部河川における水辺空間の活用構想（北十間川水辺活用構想）を策定し、「水辺再生による下町文化の創生」を水辺活用コンセプトとして、にぎわいある水辺拠点、活発な水上交通ネットワーク、快適な水辺歩行空間の形成を進めています。

北十間川では、沿川市街地と一体となった河川空間とすることを基本方針とし、北十間川を5つのゾーンに区分して、ゾーンごとの特性を活かした統一感のある親水空間を形成するとともに、都市的なデザインの中にも下町文化が楽しめるような水辺景観を形成することとしています。

東京スカイツリー周辺の東武橋から京成橋までの区間では、平成 23 年度に整備が完了し、平成 24 年 4 月 1 日におしなり公園として開園した後、平成 25 年 4 月 1 日にはおしなり公園船着場を開場したことで、江東内部河川内に船舶が行き交うなど、水辺のにぎわいをみせています。

また、源森川水門から東武橋付近までの区間では、東京都の耐震護岸整備、東武鉄道株式会社の高架下整備に合わせて、区が隅田公園再整備、コミュニティ道路整備、小梅橋架替え整備、親水テラス及び小梅橋船着場の整備を行うことで、一体的なにぎわい創出を図りました。

#### (エ) 横十間川

平成23年度から東京都が低水路護岸の基盤整備を進めており、平成30年度からは河川テラス整備の一環で、修景工事を進めています。

区内では令和2年度から令和4年度の期間で、天神橋から神明橋の区間において東京都の修景工事が完了し、その後、令和4年度に区が同区間に照明灯を設置した上で、令和5年4月25日に一部を除き河川テラスとして開放しました。

#### (オ) 旧中川

平成 8 年度から東京都による低水路護岸整備が進められ、平成23年 4 月に区内全区間の整備が完了しました。

また、平成14年度から桜の植樹を進めており、令和 5 年 4 月1日現在では257本が植樹され、墨田区の新たな桜の名所となっています。

なお、平成23年 4 月1日には河川沿いを旧中川水辺公園として開園しました。

表 4 河川現況(令和 5 年 4 月 1 日時点)

河川名	管理	区内延長 ( m )	平均幅員 ( m )
荒 川	国	3,600	450
隅 田 川	都	6,360	170
旧綾瀬川	区	450	50
旧 中 川	区	2,767	70
北十間川	区	3,264	18
横十間川	区	1,638	41
大 横 川	区	2,514	30
豎 川	区	2,677	36
計	区	23,270	-



## 観光資源

区内にはさまざまな文化財、神社などがあり、観光客等が多く集まる観光スポットになっているものもあります。

隅田公園には文化財が多くみられ、明治天皇行幸所・水戸徳川邸の石碑、隅田公園水戸邸跡由来記、明治天皇御製の碑、王貞治が少年時代にプレーしたと言われる隅田公園少年野球場、さらには、隅田川沿いに石造墨堤永代常夜燈（区登録有形文化財）墨堤の桜（区登録名勝）墨堤植桜之碑（区登録有形文化財）明治天皇海軍漕艇天覧玉座趾の碑等があります。

隅田公園以外にも、旧安田楠雄邸庭園（東京都指定名勝）がある旧安田庭園、梅若塚（東京都指定旧跡）及び銅造榎本武揚造（区登録有形文化財）がある梅若公園、旧小山家住宅（区登録有形文化財）がある立花大正民家園、吉良上野介邸宅跡（吉良邸跡）である本所松坂町公園、勝海舟生誕之地である両国公園、幸田露伴に縁のある露伴児童遊園などがあります。

図 10 本所松坂町公園



図 11 解説ウォール等

両国公園



露伴児童遊園



また、桜の名所になっている公園として、隅田公園の墨堤の桜、旧中川水辺公園の河川沿いの桜、錦糸公園の桜などがあり、区では桜のある公園や道路の位置が分かる「墨田区さくらマップ」をホームページで公開しています。

図 12 桜の名所の例

隅田公園の墨堤の桜



旧中川水辺公園の桜



錦糸公園の桜



ほかにも、平成 22（2010）年度から平成 24（2012）年度にかけて、墨田区は東京芸術大学及び台東区と連携して、GEIDAI TAITO SUMIDA Sightseeing Art Project（GTS 観光アートプロジェクト）を実施し、東京スカイツリーと浅草をアートで繋ぐ回遊ルートとして、隅田川を挟んで墨田区と台東区に 12 個の作品を公園等に設置しました。

業平公園の「は・は・は」や、小梅児童遊園の「おぼろけ」等が屋外展示されています。

図 13 GTS 観光アートプロジェクトの作品「おぼろけ」及び説明板(小梅児童遊園)

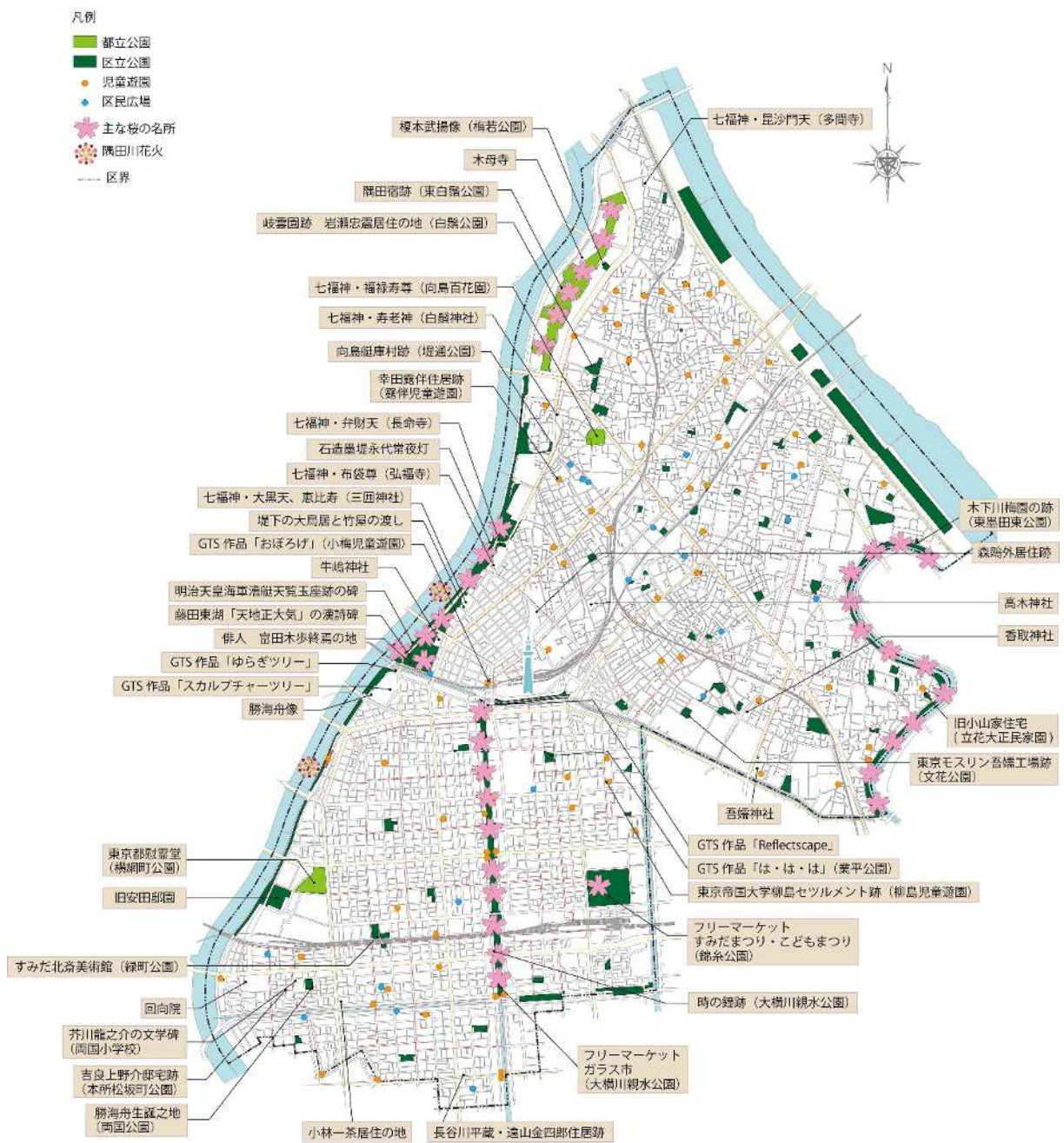


大規模公園では、錦糸公園で「すみだまつり・こどもまつり」やフリーマーケットなど、大横川水辺公園で「すみだガラス市」など、規模が大きいイベントの会場として多く利用されています。

図 14 すみだまつり・こどもまつり(錦糸公園)



図 15 公園と主な観光スポット等



参考:「すみだガイドマップ」、「すみだの文化財マップ」等を参考に、公園に関する観光スポット等を抽出

## 土地利用

令和3年の土地利用状況では、「住宅用地」が29%で最も多く、次いで「道路・鉄道」が25%、「商業用地」が12%を占めています。

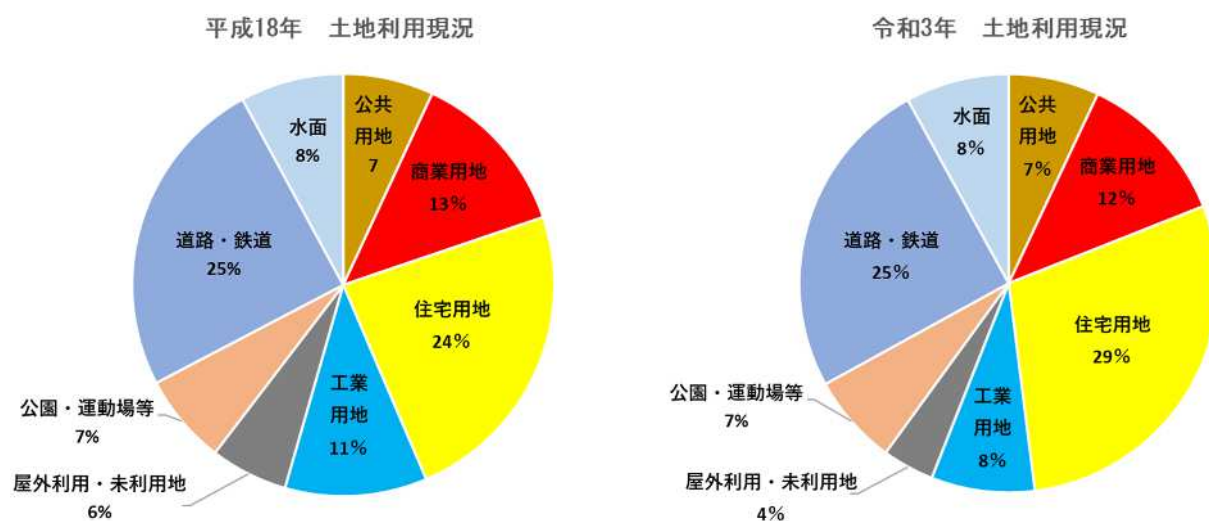
宅地（公共用地、住宅用地、商業用地、工業用地の合計）としての割合は約56%で、この割合は平成18（2006）年とほぼ変化はありませんが、内訳を見ると、住宅用地が5%増加、工業用地が3%減少、商業用地が1%減少しています。

これらの土地利用状況や分布状況（図17）をみると、住商工が複合した土地利用となっています。

公園については、平成18年から令和3年（2021）の期間で増加していますが、運動場等が一部減少しているため、全体の土地利用に占める公園・運動場の割合は7%で変化していません。

また、水面については、平成18年から令和3年（2021）で変化はなく、全体の土地利用に占める割合は8%となっています。

図16 墨田区の土地利用



構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

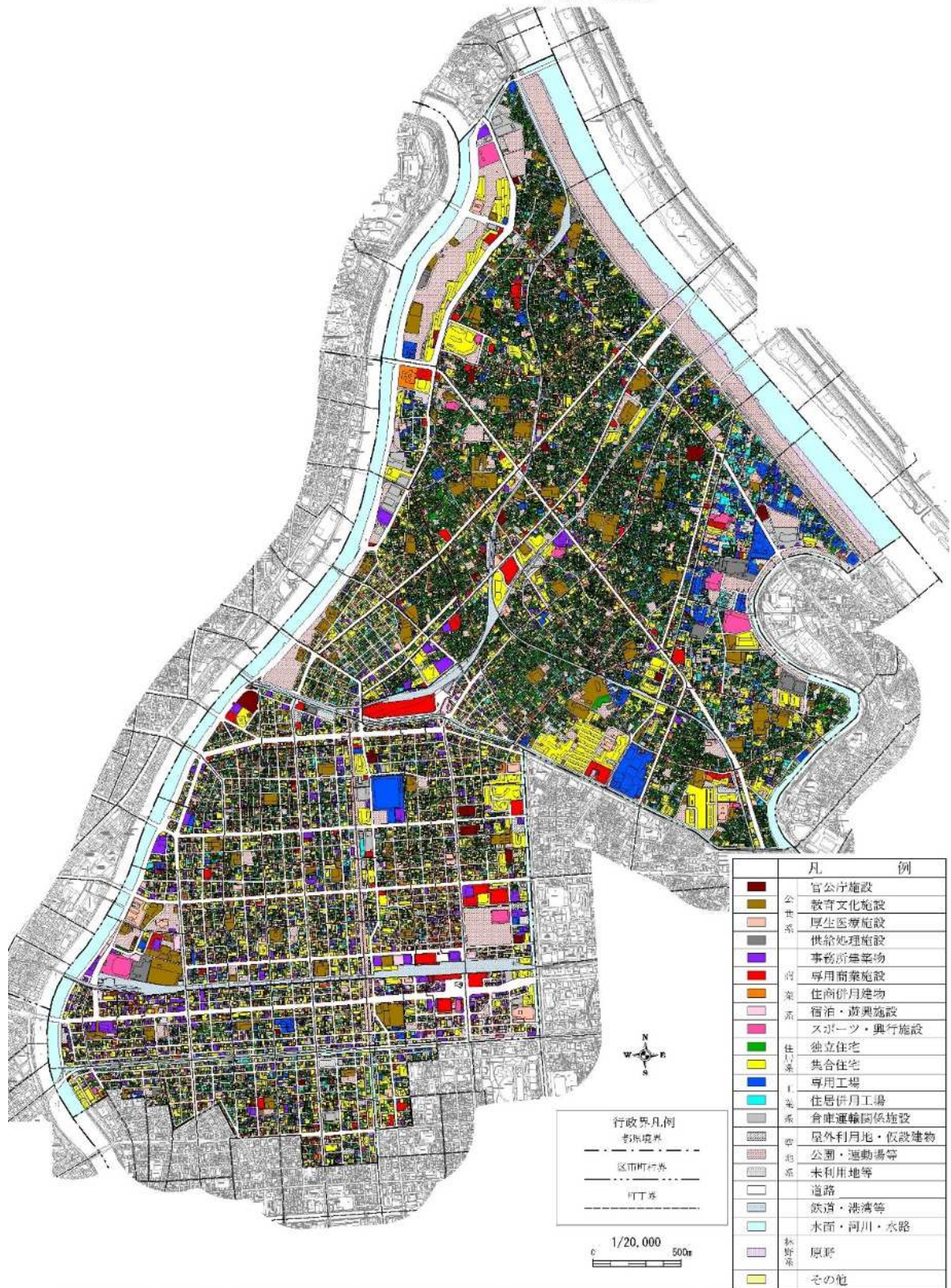
表5 土地利用の種別の内容

種別	内容
公共用地	官公庁施設、教育文化施設、厚生医療施設、供給処理施設
商業用地	事務所施設、専用商業施設、住商併用建物、宿泊・遊興施設、スポーツ・興行施設
住宅用地	独立住宅、集合住宅
工業用地	専用工場、住居併用工場、倉庫運輸関係施設
屋外利用・未利用地等	屋外利用地・仮設建物等、未利用地等
公園・運動場等	公園・運動場等
道路・鉄道	道路、鉄道
水面	水面・河川・水路、原野

参考：令和3年度墨田区土地利用現況調査

図 17 土地利用現況

墨田区土地利用現況図（土地建物用途別）  
令和3年1月現在



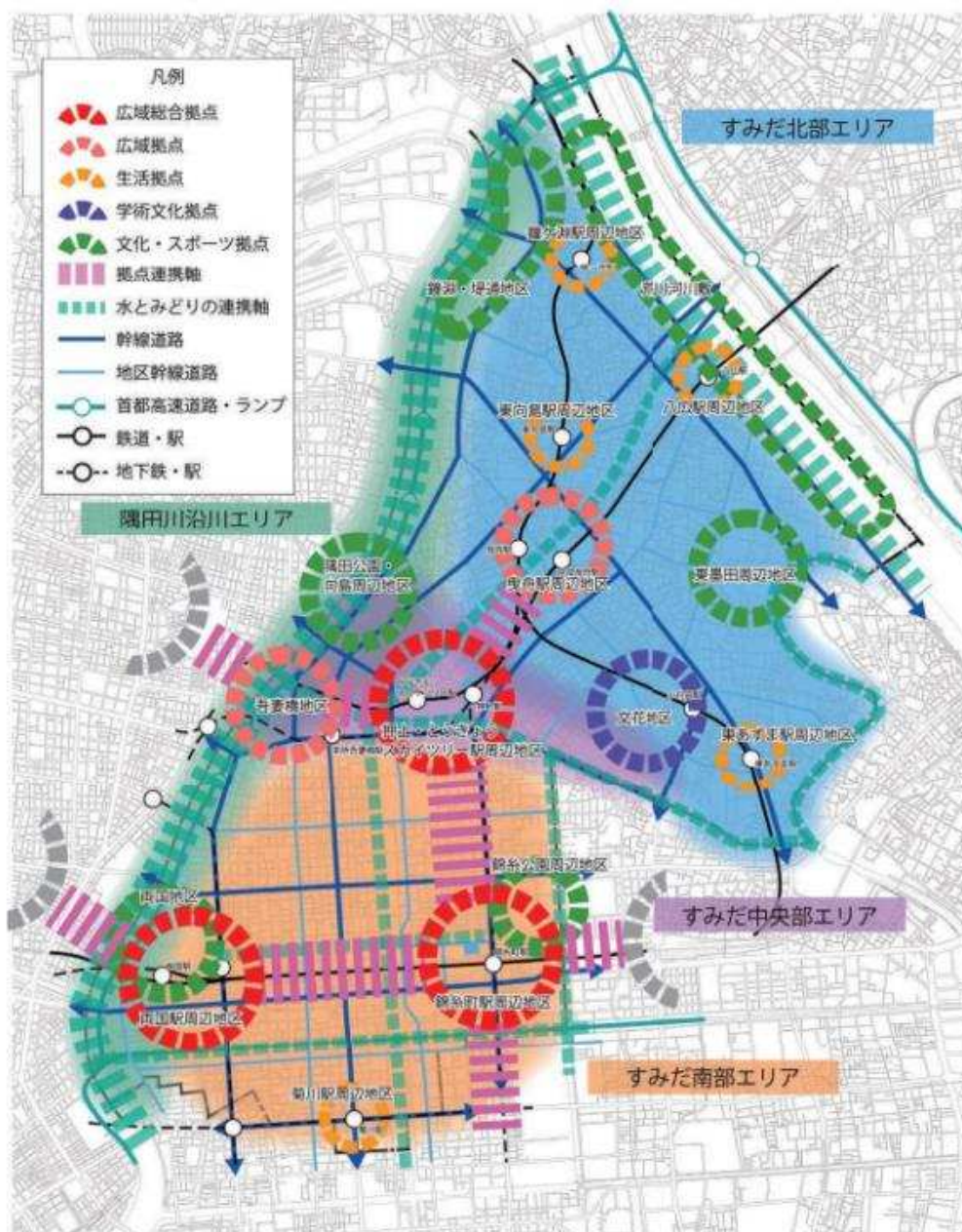
出典：令和3年度墨田区土地利用現況調査

## 将来の都市構造

墨田区都市計画マスタープラン（平成31年3月）では、将来都市の構造（図18）を示しており、押上・とうきょうスカイツリー駅周辺地区、錦糸町駅周辺地区、両国駅周辺地区が広域総合拠点に位置付けられています。このほか、主要駅周辺が広域拠点又は生活拠点に、千葉大学、iU情報経営イノベーション専門職大学周辺が学術文化拠点に、それぞれ位置付けられています。

また、荒川や隅田川、旧中川、大横川、横十間川、北十間川、豎川の河川沿いは、水とみどりの連携軸に位置付けられており、この連携軸では、多くの既存公園が軸の構成要素になっています。

図18 将来都市構造図



出典：「墨田区都市マスタープラン」（平成31年3月）

## 植物

### (ア) 緑被地分布

本区の緑被率は、平成30(2018)年度で10.7%となっており、「墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)」の緑被地分布図(図19)をみると、緑被地は荒川、隅田川、旧中川等の河川緑地や、隅田公園、大横川親水公園、錦糸公園等の大規模公園に集中していますが、それ以外には大きな緑は少なく、小さな緑が点在している状況です。

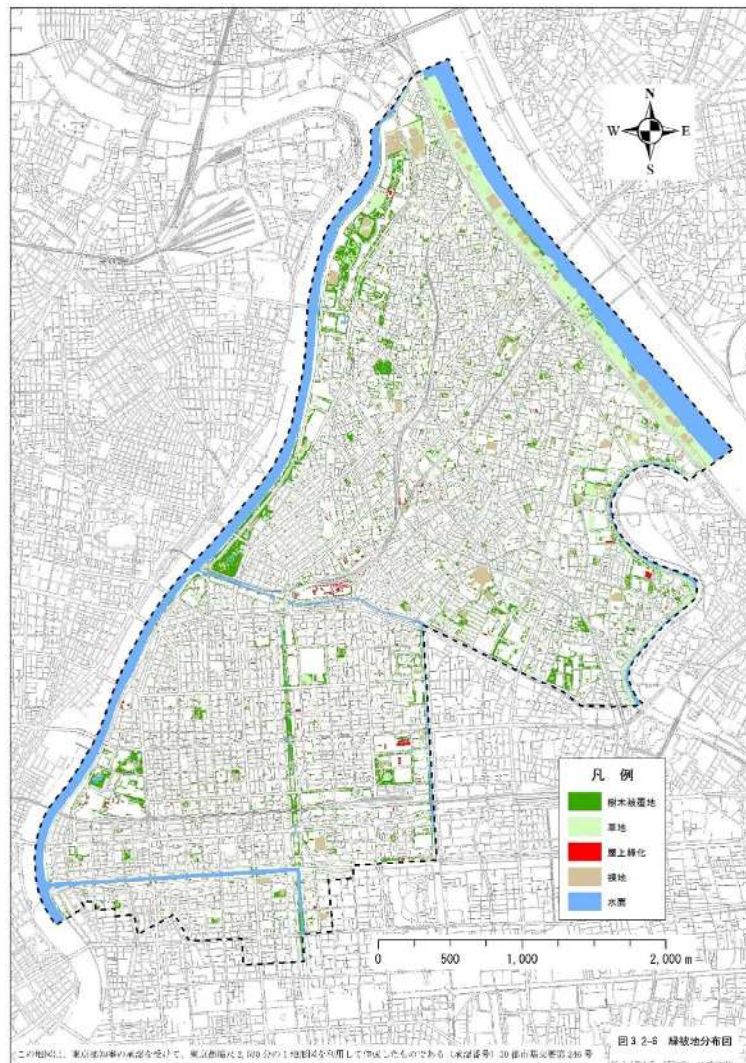
地域別にみると、堤通、東墨田、墨田等では大きな面積の公園や河川敷を有しているため緑被率が高く、両国、緑、東駒形、立川、菊川等では、大きな面積の公園がなく、河川敷を有する河川にも緑がみられないために緑被率が低くなっています。

また、押上、錦糸町周辺では、屋上緑化が集中しており、これらの多くが商業施設の屋上です。

なお、公園としては、立花いこい公園が屋上緑化を活用した公園です。

緑被率 : ( 樹木被覆地 + 草地 + 屋上緑化 ) ÷ 行政面積

図19 緑被地分布図



出典: 墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)



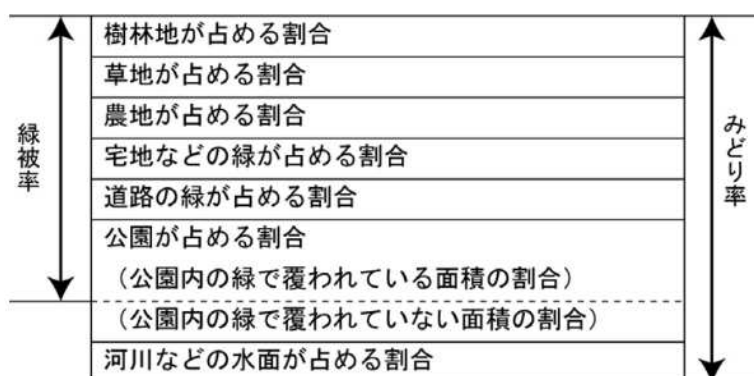
(イ) みどり率

従前の緑の基本計画では、目標値の指標を緑被率としていましたが、令和4年3月に改定された「第二次墨田区緑の基本計画」では、河川等の水辺や公園全体が緑の持つ機能を担っていること、さらに、東京都の「緑の東京計画（平成12年）」でみどり率を指標としていることを踏まえて、目標値の指標を「みどり率」に変更しています。

みどり率は、ある地域における樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、街路樹、公園、河川の水面等の面積が、その地域全体の面積に占める割合をいいます。

つまり、緑被率に「公園内の緑で被われていない面積の割合」と「河川などの水面が占める割合」を加えたものが「みどり率」となります（図20）。

図20 緑被率とみどり率の関係



出典：「緑の東京計画」（平成12年12月、東京都）

「墨田区緑と生物の現況調査（平成30年度）」によれば、区全体のみどり率は20.8%であり、そのうち、区立公園、児童遊園、区民広場及び都立公園がみどり率の5.6%を占めています。

また、東京都区部のみどり率は19.8%、そのうち公園・緑地で5.6%を占めており、これは墨田区のみどり率のうち、公園で占めている割合と同程度です。

表6 本区のみどり率の状況

項目	面積	割合
総面積	1,371.13 ha	100%
みどり	284.56 ha	20.8%
公園	77.09 ha	5.6%
		(みどりに対する公園の割合 27.0%)

区立公園、児童遊園、区民広場及び都立公園。

参考：「墨田区緑と生物の現況調査報告書（平成30年度）」から作成

(ウ) 樹木

「区内の公園、児童遊園及び区民広場」や道路、河川における植栽状況（表 7）を見ると、「区内の公園、児童遊園及び区民広場」が中・高木では 73.0%、低木では 64.1%を占めていることから、「区内の公園、児童遊園及び区民広場」が樹木の植栽本数の確保に重要な場所であることが分かります。

表 7 植栽状況(令和 5 年 4 月 1 日時点)

	中・高木 (本数)	中・高木 (割合)	低木 (株数)	低木 (割合)	総数	全体 (割合)	
区内の公園、児童遊園	19,501	71.3%	162,216	63.0%	181,717	63.8%	
区民広場	455	1.7%	2,860	1.1%	3,315	1.2%	
道路	街路樹	3,468	12.7%	3,840	1.5%	7,308	2.6%
	歩道緑地帯	2,045	7.5%	54,325	21.1%	56,370	19.8%
	橋台地	309	1.1%	6,367	2.5%	6,676	2.3%
	その他	1,208	4.4%	15,878	6.1%	17,086	6.0%
河川	363	1.3%	11,975	4.7%	12,338	4.3%	
合計	27,349	100%	257,461	100%	284,810	100.0%	

参考:「墨田区区勢概要 2023」から作成

(エ) 植物の種類

「墨田区緑と生物の現況調査（平成 30 年度）」によると、墨田区の植物の種類は 144 科 943 種の植物が確認されています。このうちの多くは植栽種であり、自生種は植栽木の下や堤防のり面等に侵入した路傍雑草が確認されています。

また、河川敷や河川の水際には、ヨシ群落等が確認されています。

調査対象地区別の確認現況（表 8）をみると、公園等では、シラカシ、スダジイ、ケヤキ、サクラ、ツツジ等の在来種のほか、イチヨウ、ユリノキ、サルスベリ、アメリカヤマボウシ（ハナミズキ）等の外来種が確認されています。

荒川河川敷では、オニグルミ、アカメガシワ等の樹木のほか、オギ、ヨシ、セイタカアワダチソウ等の高茎草本植物が確認されています。

図 21 調査地

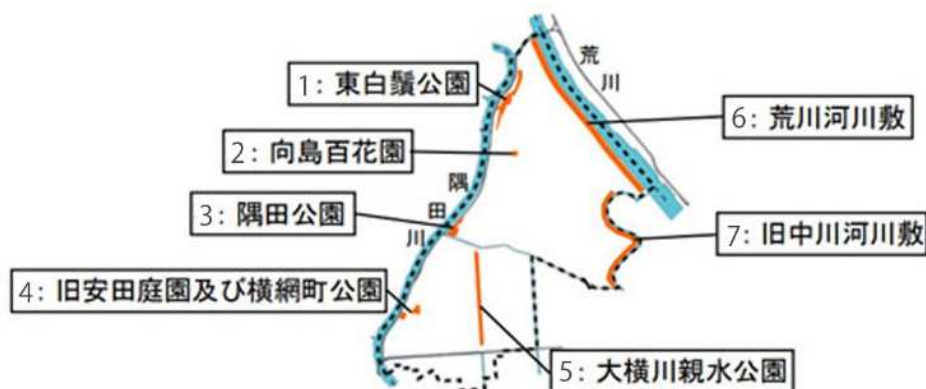


表 8 調査地別の確認現況(植物)

番号	調査地 (図 21)	確認種数	主要な 環境要素	主要な確認種( は重要種)
1	東白鬚公園 (都立公園)	91 科 374 種	樹林 草地	木本類:シラカシ、タブノキ、ユリノキ、ハマヒ サカキ、ヒイ ラギモクセイ、ハナツクバネウツギ 草本類:コウライシバ、メヒシバ、アキノエノコ ログサ、タ チアオイ、コゴメガヤツリ、アオガヤツリ
2	向島百花園 (都立公園)	121 科 505 種	樹林 草地 池	木本類:ケヤキ、イチョウ、スダジイ、ヤマグワ、 モッコ ク、ヤマハゼ 草本類:ハナショウブ、フジバカマ、リンドウ、 アサザ、オ ミナエシ等、多数植栽
3	隅田公園 (区立公園)	89 科 279 種	樹林 草地 池	木本類:イヌシデ、サクラ類、マテバシイ、クス ノキ、アオ ギリ、アオキ、オオムラサキ 草本類:フッキソウ、ドクダミ、ハマスゲ、イヌ ワラビ、ウラ ジロチチコグサ、アオガヤツリ
4	旧安田庭園(区立 公園)及び 横網町 公園(都立公園)	92 科 278 種	樹林 草地 池	木本類:スダジイ、シラカシ、クスノキ、サルスベリ、ヤマブ キ、ドウダンツツジ、ハナツクバネウツギ 草本類:スギナ、メヒシバ、ベニシダ、ヒメジョ オン、ウラ ジロチチコグサ、イワヒメワラビ
5	大横川親水公園 (区立公園)	97 科 362 種	樹林 草地 池・水路	木本類:シラカシ、モミジバフウ、ハクモクレン、 サルスベ リ、キョウチクトウ、ニシキギ 草本類:ヒメコバンソウ、ヒメジョオン、エノコ ログサ、メヒ シバ、オオバコ、
6	荒川河川敷 (区立公園以外を含 む)	59 科 212 種	樹林 草地 グラウンド 河川(水辺)	木本類:オニグルミ、ヤマグワ、アカメガシワ、 ノイバラ、 オオムラサキ 草本類:オギ、ヨシ、チガヤ、セイタカアワダチソウ、ネズミ ムギ、メリケンガヤツリ、シバ、ニガカシュウ
7	旧中川河川敷 (区立公園以外を含 む)	51 科 170 種	草地 河川(水辺)	木本類:サクラ類、キョウチクトウ、トウネズミ モチ、オオ ムラサキ 草本類:ヨシ、サンカクイ、タマスダレ、チガヤ、 シバ、セ イタカアワダチソウ、ウラギク

参考:墨田区緑と生物の現況調査(平成 30 年度)より作成  
重要種は、環境省レッドリスト(2018)、レッドデータブック東京都 2013 の記載種

## 動物

### (ア) 鳥類

「墨田区緑と生物の現況調査（平成 30 年度）」によると、本区には 30 科 54 種の鳥類が確認されています。

公園の樹林では、オナガやシジュウカラ等の樹林性の鳥類が主に確認されています。

また、ドバトやスズメは、市街地や樹林地を含む比較的幅広い環境で確認されています。

### (イ) 昆虫類・クモ類

「墨田区緑と生物の現況調査（平成 30 年度）」によると、本区には 15 目 184 科 591 種の昆虫類・クモ類を確認されています。

コウチュウ目（鞘翅目）が 159 種と最も多く、次いでカメムシ目（半翅目）が 113 種、クモ目が 87 種でした。

多くの調査地で確認された種としては、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ナミテントウ等の草地を主な生息地とする種や、アブラゼミ等の樹林地を主な生息地とする種、クロヤマアリ等の都市域にも生息する種等が挙げられます。

このほか、ヤマトヒメメダカカッコウムシやハンノキハムシ等、特定の植物を食草として好む傾向のある種は、各調査対象地区の植生に応じて特徴的に出現しています。

### (ウ) 魚類・水生生物

「墨田区緑と生物の現況調査（平成 30 年度）」によると、本区には魚類 10 科 25 種、水生生物 10 綱 26 目 51 科 90 種が確認されています。

魚類は、荒川河川敷や旧中川河川敷の付近では、汽水・海水魚であるサッパやコノシロ、スズキ、ボラ等が確認されており、隅田公園や旧安田庭園の池では、モツゴやコイが確認されています。

水生生物は、荒川河川敷や旧中川河川敷では、水際植生部でモクズガニやクロベンケイガニ等のカニ類、ヤマトシジミやマガキ等の貝類が特徴的に確認されています。

また、向島百花園、隅田公園、旧安田庭園、横網町公園及び大横川親水公園の池では、スジエビ、アメリカザリガニ、ハネナシアメンボ、サカマキガイ等が確認されています。

### (エ) 両生類・爬虫類・哺乳類

「墨田区緑と生物の現況調査（平成 30 年度）」によると、本区には両生類 2 科 2 種、爬虫類 5 科 5 種、哺乳類 3 科 3 種の計 10 科 10 種が確認されています。

両生類はアズマヒキガエル、ウシガエルのカエル類、爬虫類は、クサガメ等のカメ類やニホンヤモリのトカゲ類、哺乳類はドブネズミ、アライグマ、タヌキが確認されています。

表 9 調査地別の確認現況(動物)

番号	調査地 (図 21)	主要な環境要素	主要な確認種( 〇は重要種)
1	東白鬚公園 (都立公園)	樹林 草地	鳥類:オナガ、シジュウカラ、スズメ、ドバト、ツミ、アマツバメ 昆虫・クモ類:アブラゼミ、ナミテントウ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、コガネグモ、クロヤマアリ等 魚類・水生生物:- 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、ニホンカナヘビ、ニホンヤモリ等
2	向島百花園 (都立公園)	樹林 草地 池	鳥類:メジロ、ヒヨドリ、キビタキ、スズメ、ドバト、ツミ、カワセミ等 昆虫・クモ類:アブラゼミ、ナミテントウ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、アゲハ、アメンボ、アジイトトンボ、クロヤマアリ等 魚類・水生生物:モツゴ、ミナミメダカ、ミゾナシミズムシ、アメリカザリガニ、サカマキガイ 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、クサガメ、ニホンカナヘビ、ニホンヤモリ、タヌキ等
3	隅田公園 (区立公園)	樹林 草地 池	鳥類:オナガ、シジュウカラ、スズメ、ドバト、アオサギ、コサギ、カワセミ等 昆虫・クモ類:アブラゼミ、ホタルガ、ナミテントウ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、アメンボ、クロヤマアリ等 魚類・水生生物:コイ、モツゴ、ドジョウ、ヒラマキミズマイマイ、アメリカザリガニ、スジエビ、サカマキガイ等 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、クサガメ、ミシシippアカミミガメ、ニホンヤモリ
4	旧安田庭園(区立公園)及び横網町公園(都立公園)	樹林 草地 池	鳥類:ヒヨドリ、シジュウカラ、オナガ、スズメ、ドバト等 昆虫・クモ類:アブラゼミ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、アメンボ、クロヤマアリ等 魚類・水生生物:コイ、モツゴ、ミナミメダカ、スジエビ 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、クサガメ、ミシシippアカミミガメ、ニホンヤモリ
5	大横川親水公園	樹林 草地 池・水路	鳥類:シジュウカラ、オナガ、スズメ、ドバト、カルガモ、コサギ、トビ等 昆虫・クモ類:アブラゼミ、ハンノキハムシ、ナミテントウ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、シオカラトンボ、キンヒバリ、クロヤマアリ 魚類・水生生物:コイ、モツゴ、アメリカザリガニ、スジエビ、サカマキガイ、ハネナシアメンボ 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、ウシガエル、ニホンヤモリ
6	荒川河川敷 (公園以外を含む)	樹林 草地 グラウンド 河川(水辺)	鳥類:シジュウカラ、ドバト、スズメ、カルガモ、ダイサギ、オオバン、ヒバリ等 昆虫・クモ類:アブラゼミ、ナミテントウ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、アキアカネ、ヨコフカニグモ、ヒロバネカンタン、クロヤマアリ等 魚類・水生生物:サッパ、コノシロ、スズキ、ボラ、ニゴイ、アシシロハゼ、テナガエビ、クロベンケイガニ、モズクガニ等 両生類・爬虫類・哺乳類:ニホンカナヘビ、アオダイショウ、ドブネズミ、アライグマ、タヌキ等
7	旧中川河川敷	草地 河川(水辺)	鳥類:スズメ、ドバト、ムクドリ、オオヨシキリ、コサギ、カイツブリ、ツミ、オオバン等 昆虫・クモ類:アブラゼミ、ナミテントウ、モンシロチョウ、アゲハ、シオカラトンボ、ヨコフカニグモ、クロヤマアリ 魚類・水生生物:スズキ、ボラ、ピリンゴ、アベハゼ、クロベンケイガニ等 両生類・爬虫類・哺乳類:アズマヒキガエル、ニホンヤモリ、ニホンカナヘビ等

参考:墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)から作成  
重要種は、環境省レッドリスト(2018)、レッドデータブック東京都2013の記載種

## ボランティア団体等

### (ア) 公園等愛護協定

公園等の良好な環境の維持を図るとともに、公園等を地域住民の連帯の場とすることを目的に、地元町会等の地域の住民団体と区との間で協定を締結し、自主的な清掃などの美化活動を通して、公園等に愛着と親しみを持ってもらう取組を進めています。

愛護団体の中には、公園内に花壇を設置して管理する団体もあり、花壇を通して、公園を利用する方々が公園に愛着を持つきっかけにもなっています。

令和5(2023)年12月1日時点で、71か所(6か所休止中)の公園等について公園等愛護協定を締結しており、毎年、意見交換会を実施するなど、愛護団体と区との連携を高めています。

### (イ) 隅田公園さくらパートナーシップ

平成15(2003)年度に策定した墨堤の桜に関する長期構想で、隅田公園を通じて「地域コミュニティをさらに活性化していく」ことをコンセプトの一つとして掲げており、平成16(2004)年度に「隅田公園ボランティア講座」、平成17(2005)年度に「隅田公園パートナーシップ実践活動」を実施し、区民と事業者と区によるパートナーシップの形成を図ってきました。

この結果、平成18(2006)年3月に行われた「隅田公園パートナーシップ実践活動報告会」で、ボランティアメンバーから、区とのパートナーシップ宣言が行われ、これにより、ボランティア団体「隅田公園さくらパートナーシップ」が発足し、ボランティア活動が始まりました。

令和2(2020)年度からは、より専門性の高い調査を実施するため「NPO 法人すみだ桜守の会」を設立し、活動の幅を広げ、墨堤の桜の保全活動を行っています。

### (ウ) 旧中川桜植樹事業(中川愛護会)

中川桜愛護会は、平成15(2003)年6月19日に沿川の5町会で発足した団体であり、平成22(2010)年4月13日に3町会1自治会が新たに参加し、沿川の全町会・自治会による愛護会となりました。

旧中川の水辺を、より一層区民に親しまれ、魅力的で自然豊かな空間とするため、桜の保全や花壇管理などの活動を行っています

### (エ) 緑と花のまちづくり推進地域制度(まちなか緑化)

町会や自治会などを対象に、公募等により「緑と花のまちづくり推進地域」を選定し、緑と花のサポーターと協力しながら、プランター等を設置するなど、区が助成する花種・花苗・土・肥料などを使い、緑化を推進しています。

東京スカイツリーに隣接する北十間川沿いに設置されたプランターやハンギングバスケット(図22)など多くの場所で活動しています。

令和5年4月1日時点、区内23地域で事業を実施しています。

図 22 北十間川沿い(おしなり公園内)に設置されたハンギングバスケットの例



(オ) 緑と花のサポーター

緑と花のサポーターは、墨田区を“うるおいとやすらぎあふれるまち”とするため、地域に緑や花を増やす活動をしている緑化ボランティアで、緑と花の学習園を活動拠点に、区民と区が協働で活動しています（令和5（2023）年10月時点：46名登録）。

「緑と花のまちづくり推進地域」でのまちなか緑化の推進や、緑化講習会やイベントの運営補助、緑と花の学習園の一部エリアの維持管理を行っています。

(カ) すみだ自然環境サポーター

平成19（2007）年度に「トンボサポーター」として発足し、主に大横川親水公園万華池周辺で、トンボ・ヤゴなどの生きものの定点観察や生息環境の保全活動等を行っています。

平成26（2014）年4月に、区の多様な自然について調査・保全・啓発活動を行っていくため、名称を「すみだ自然環境サポーター」に改称し、区の自然状況を知り、守り、次世代へ伝えていくために、平成27（2015）年度から活動の幅を拡げ、定期的な活動を行っています（令和5（2023）年10月時点：30名登録）。

(キ) 福祉施設や私立保育園との連携

区内の公園等では、福祉施設や私立保育園が花壇管理や清掃に関わっています。

図 23 すみだふれあいセンター福祉作業所と連携した花壇管理状況(大横川親水公園内)



## 道路及び鉄道

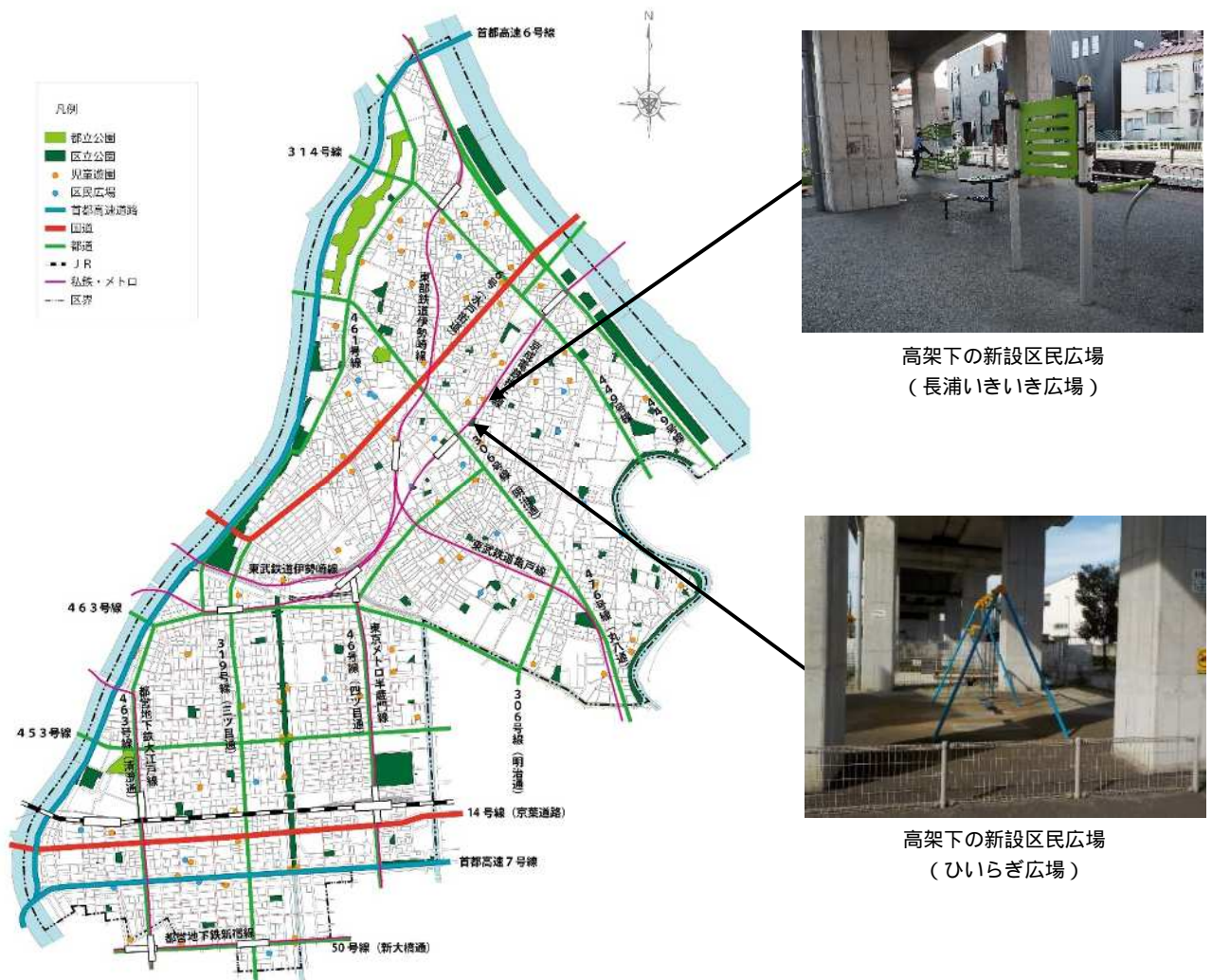
区内の主要交通道路は、国道2路線、都道10路線のほか、首都高速道路6号線・7号線の2路線があります。

主要道路には大規模な公園が比較的多く接しており、アクセス性が高いですが、小規模公園の多くは市街地内の路地からのアクセスとなっています。

区内の鉄道は、JR 総武本線、東武鉄道伊勢崎線、東武鉄道亀戸線、京成電鉄押上線、東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄浅草線、都営地下鉄新宿線、都営地下鉄大江戸線の8路線があります。

なお、京成電鉄押上線が高架化され、高架下利用の一環で、平成30年に、ひいらぎ広場と長浦いきいき広場が整備されています。

図 24 主要道路・鉄道図





## 街路樹

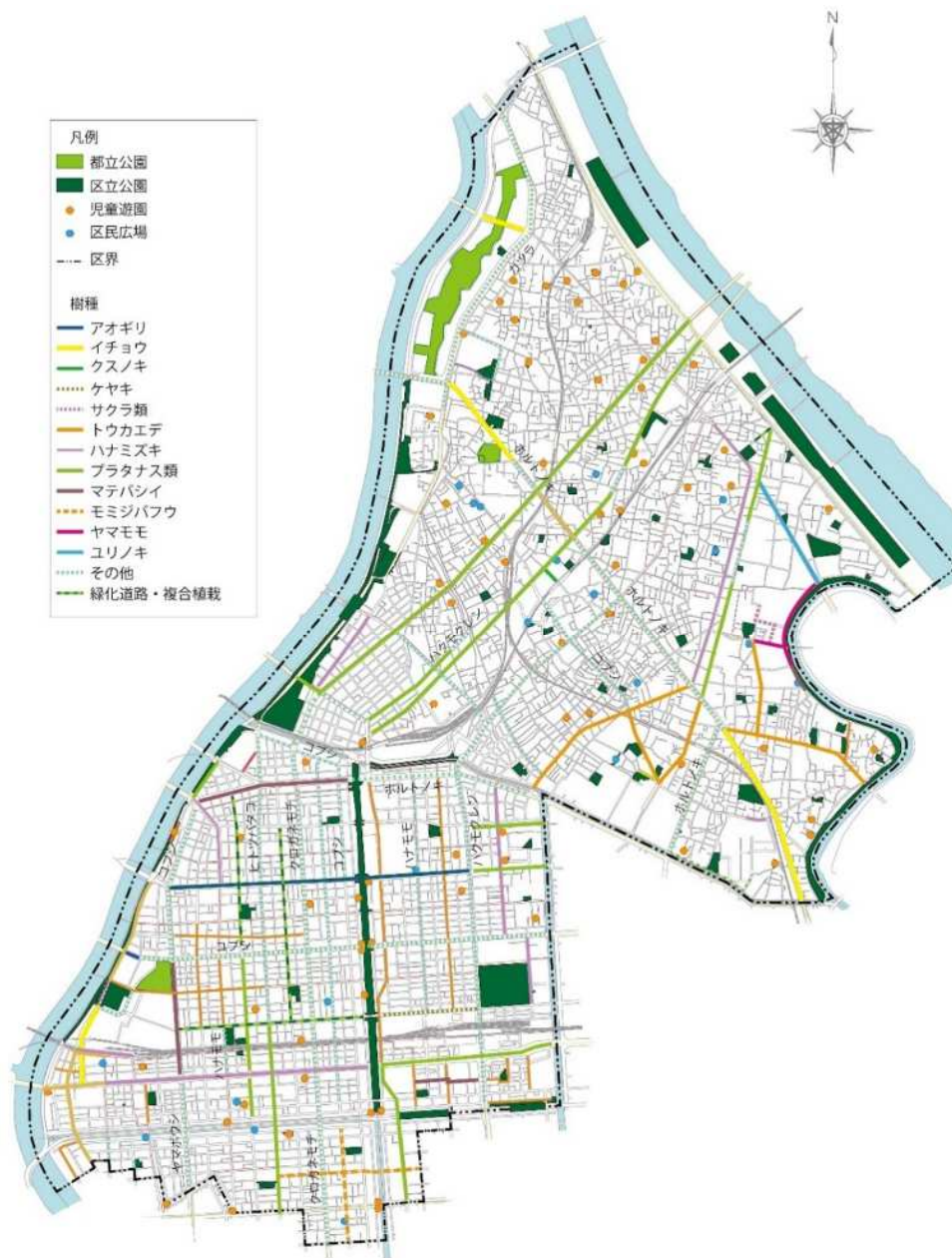
区内の街路樹のうち、高木は、トウカエデ、ハナミズキ、イチョウ等の落葉樹と、クスノキ、マテバシイ、ヤマモモ等の常緑樹で構成されています。

近年、一部の路線では、プラタナスから、ヒトツバタコ(図中では「その他」表記)等の花の咲く別種への転換が進められています。

また、北斎通り(亀沢一丁目～亀沢四丁目)では、季節の移り変わりを街路樹で楽しむために、4区間に分けて街路樹の樹種を変えています。

街路樹が大きくて風格があり、比較的歩道幅員が広い区道としては、北斎通り、国技館通り等があります。

図 25 街路樹



参考: '街路樹マップ TOKYO 道路のみどり 2022 - 2023' から作成

(2) 公園、児童遊園及び区民広場の概要

公園、児童遊園及び区民広場の規模

区内には、区立公園が70園、児童遊園が71園、区民広場が26か所設置されているほか、都立公園も3園設置されています。

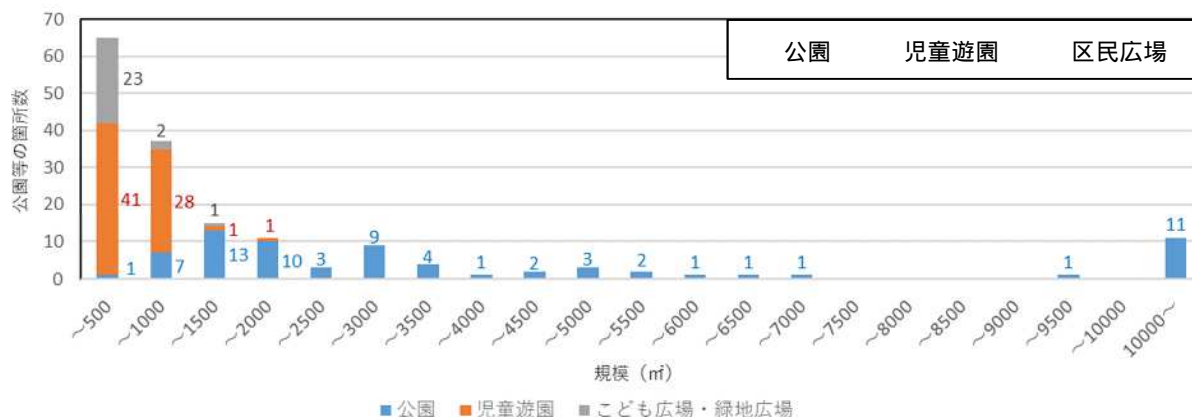
種別・規模別の個数(図26)では、半数以上(102か所)が1,000㎡未満となっており、1,000㎡以上～10,000㎡未満が54か所、10,000㎡以上が11か所となっています。

種別毎にみると、公園がおおむね1,000㎡以上、児童遊園がおおむね1,000㎡未満、区民広場がおおむね500㎡未満となっています。

表10 種別毎の箇所数・総面積(令和5年4月1日時点)

種別	箇所数	総面積(㎡)	割合(区計)
公園	70	607,531.35	93.3%
児童遊園	71	35,165.85	5.4%
区民広場	26	8,498.71	1.3%
区計	167	651,195.91	100%
都立公園	3	133,593.01	
総計	170	784,788.92	

図26 種別・規模別の箇所数



### 公園、児童遊園及び区民広場の量

区立公園、児童遊園、区民広場及び都立公園の面積は、平成 22 年度の前プラン中間改定時から 7.6ha 増加しています。一方で、人口も 4.2 万人増加しており、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日現在の人口は 282,085 人であるため、令和 5 年の一人当たり面積は 2.78 m<sup>2</sup>で、平成 22 年度の前プラン中間改定時から減少しています (図 27)。

公園種別ごとの面積は、公園が約 60.7ha、児童遊園が約 3.5ha、区民広場が約 0.8ha、都立公園が約 13.4ha です (表 10)。

図 27 公園等の面積と一人当たりの公園等の面積の推移

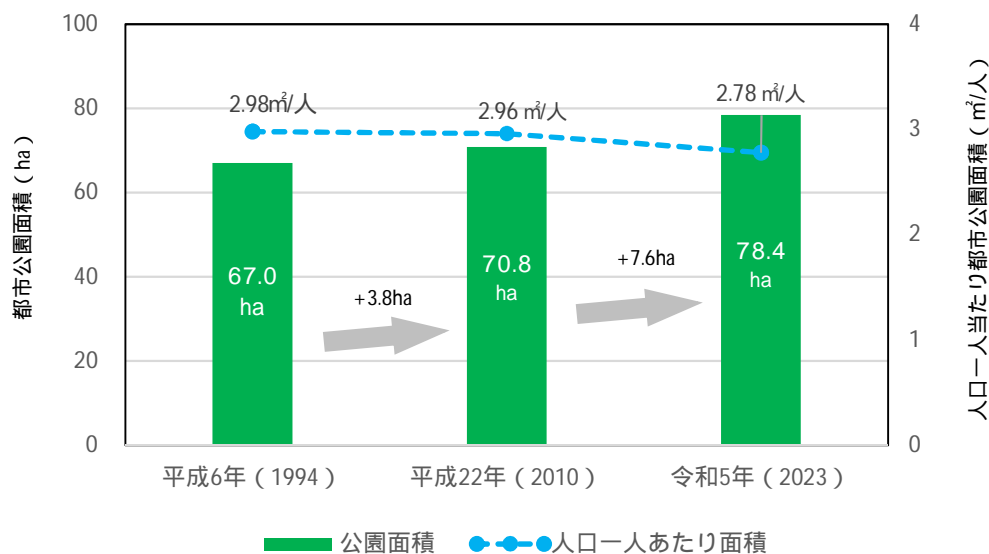




表 11 平成 22 年度の前プラン中間改定以降に新設した公園例

ひきふねどんぐり公園 (562.72 m <sup>2</sup> )	旧中川水辺公園 (62,255.90 m <sup>2</sup> )
	

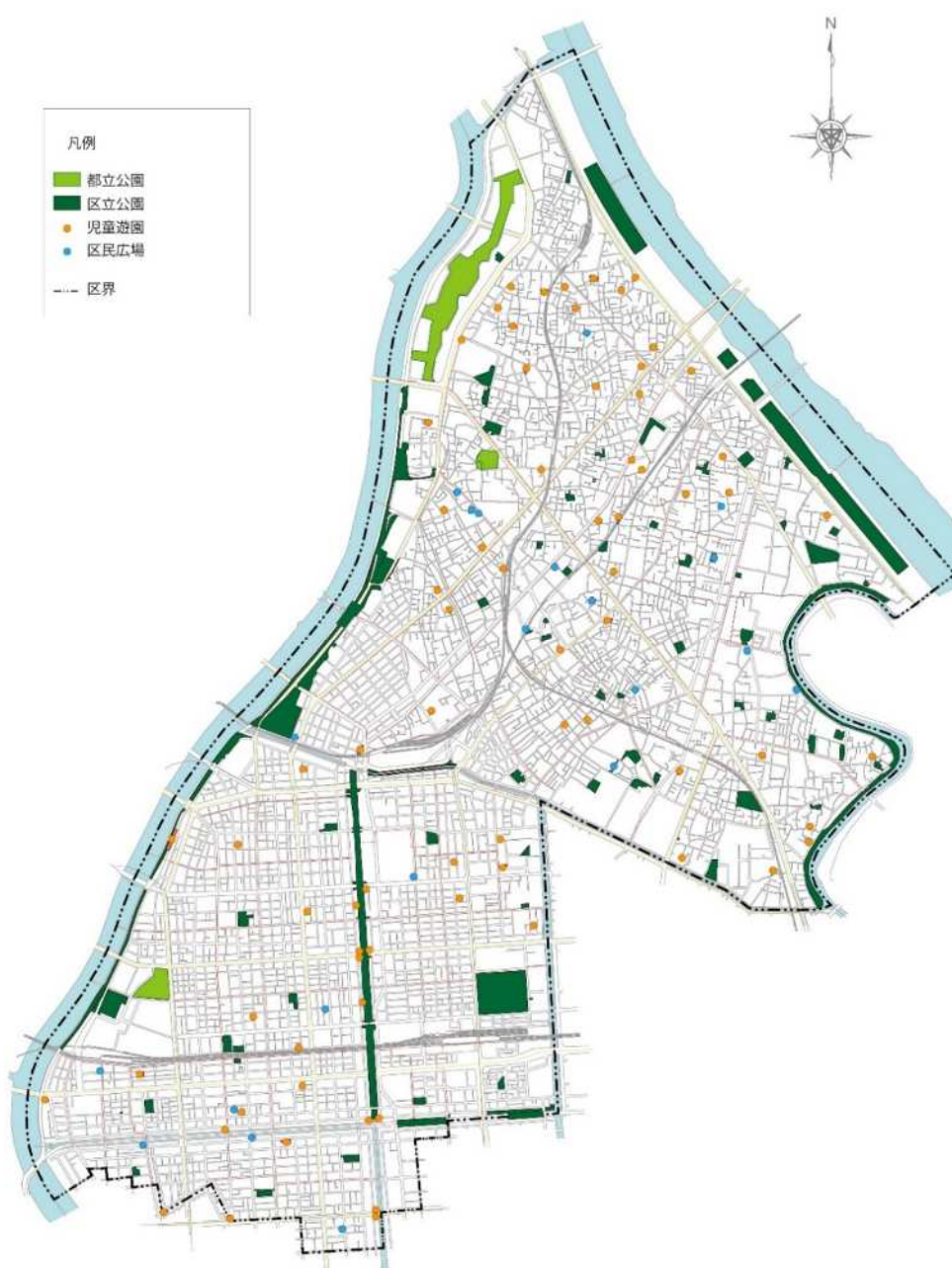
## 公園、児童遊園及び区民広場の分布

大規模な公園は、荒川、隅田川、旧中川の川沿いに荒川四ツ木橋緑地、隅田公園、隅田川緑道公園、堤通公園、旧中川水辺公園等があり、大横川親水公園や竪川親水公園のように河川を埋め立てたもの、それ以外にも錦糸公園、東墨田公園等があります。

小・中規模な公園は、区民に広く使われるようさまざまなまちづくりの機会を通じて整備された特徴があり、市街地、住宅地、商業地等さまざまなところに分布しています。

なお、関東大震災後の震災復興時に、大規模公園である隅田公園及び錦糸公園は震災復興公園（3大公園）として、小・中規模公園では震災復興小公園（都内52公園）として、南部地域に、菊川公園、中和公園、若宮公園、横川公園、業平公園、両国公園の6公園が、小学校に隣接・近接して整備されました。

図 28 公園の分布



## 公園整備の歴史

江戸時代前期までは、区の北部は農村でしたが、南部は湿地帯のままでした。

明暦 3 (1657) 年の大火の後、武家屋敷、町家、社寺の移転先として南部地域が開発され、埋立て、道路の築造、整然とした町割の市街地が建設され、一方、北部地域の隅田川沿いは遊覧の地として、多くの文人墨客の訪れるところとなりました。

明治に入ると、河川の水運や労働力の供給といった好条件により、我が国における各種軽工業の発祥の地となり、近代工業地帯として東京で重要な地域になりました。明治 21 (1888) 年に公布された東京市区改正条例では、都心部のインフラ整備が進みましたが、区内では狭い街路、公園緑地の欠如、木造家屋の密集といった状態は改善されませんでした。

大正 8 (1919) 年に旧都市計画法が公布され、近代都市計画の諸制度が日本に導入されました。そして、最初の大規模な都市計画事業が行われたのが、大正 12 (1923) 年 9 月 1 日に発生した関東大震災後に着手された帝都復興事業です。公園に関しては、3 大公園のうち隅田公園と錦糸公園が、52 小公園のうち菊川公園、中和公園、若宮公園、横川公園、業平公園、江東公園 (現両国公園)、永倉公園 (廃園)、茅場公園 (廃園) が区内で整備されました。

戦後は、都市公園法、都市計画法の公園整備・管理に関する法制度が整備されるとともに、公害等の環境問題の顕在化を受けて、昭和 47 (1972) 年に第 1 次都市公園等整備五箇年計画を皮切りに、その後 30 年にわたり第 6 次に至るまで同計画に基づき、多くの公園が整備されました。

平成に入ると、大横川と豎川の埋立てが行われ、大横川親水公園、豎川親水公園が開園し、その後、墨田区公園マスタープランが策定されました。

近年は、新たな公園用地の確保が困難であるため、市街地再開発事業や鉄道の連続立体化事業等によるまちづくりの機会を捉えて公園等の新設を進めており、令和 5 年 4 月 1 日現在、70 公園、71 児童遊園、26 区民広場が整備されています。

表 12 区の沿革と公園に関するできごと

時代	西暦	和暦	事柄
江戸	1590 年	天正 18 年	徳川家康が江戸に入る。隅田川以西の江戸の町は急速に発展するが、隅田川以東までは及ばず、北部は農村地域、南部は人煙まねな湿地帯を呈す。
	1657 年	明暦 3 年	明暦の大火後の防災計画による防火堤や火除地の区域の武家屋敷、町家、社寺の移転先として墨東の地 (現在の南部地域) を選び、開発が進む。
	1659 年	万治 2 年	豎川、大横川、横十間川、南・北割下水などの掘割の開さくがはじまる。これに伴い、南部地域の湿地の埋め立て、道路の築造、整然とした町割の市街地が建設される。一方で、北部は農村地帯や江戸の市民にとっての遊覧の地として、多くの文人墨客の訪れるところとなる。
明治	1873 年	明治 6 年	太政官布達 (公園制度が発足)
大正	1919 年	大正 8 年	旧都市計画法公布
	1923 年	大正 12 年	関東大震災により、南部地域は地震とそれに伴う大火のため 9 割強の人家が失われ、死者 4 万 8 千人と東京市全体の犠牲者の 8 割強に達する惨状を呈した。

昭和	1928～1931年	昭和3～6年	帝都復興事業により、3大公園のうち、隅田公園、錦糸公園が区内に整備され、小公園は、菊川公園、中和公園、若宮公園、横川公園、業平公園、江東公園(現両国公園)が区内に整備される。
	1945年	昭和20年	第二次世界大戦の戦火により、区内の約7割が廃墟と化し、6万3千人の死者と30万人に近い罹災者を出す。戦災復興事業では、一部で土地区画整理事業が実施されたにとどまり、戦災を免れた北部地域は木造密集市街地が多く残ることとなる。
	1956年	昭和31年	都市公園法制定
	1968年	昭和43年	新都市計画法制定。都市公園を整備する仕組みが整う。
	1972年	昭和47年	第一次都市公園整備五箇年計画が策定される。この頃から、公園が多数整備される。
	1977年	昭和52年	公園愛護協定が東向島ふじ公園で初めて締結される。
平成	1993年	平成5年	大横川、豎川を埋め立てて、大横川親水公園、豎川親水公園が開園される。
	1995年	平成7年	墨田区公園マスタープランの策定
	2010年	平成22年	墨田区公園マスタープランの中間改定
	2012年	平成24年	東京スカイツリー周辺の開発に伴い、おしなり公園等が開園される。
	2016年	平成28年	曳舟周辺の再開発に伴い、ひきふねどんぐり公園が開園される。
	2017年	平成29年	都市公園法改正。P-PFI制度の創設や保育所等の占用物件への追加等がされる。
	2018年	平成30年	京成押上線の高架化に伴い、ひいらぎ広場等が開園される。
令和	2020年	令和2年	まちづくり事業に伴い、いちご広場等が開園される。
	2023年	令和5年	太政官布達(公園制度が発足)から150周年 現在、70公園、71児童遊園、26区民広場が整備されている。

(3) 利用者ニーズ

WEB アンケート調査

(ア) 調査概要

WEB アンケート調査は2回実施し、第1回は124人、第2回は961人の回答がありました。

調査期間は、第1回が10日間、第2回が32日間とし、対象やアンケート方法は、公園でのアンケート看板設置や区ホームページ等を通じて、アンケートにご参加いただきました(表13)。

表 13 WEB アンケート調査の概要

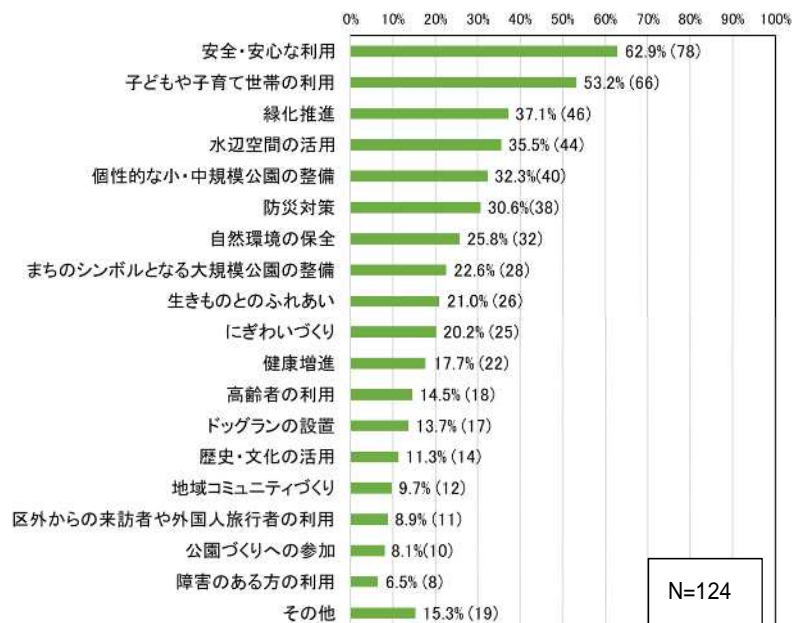
	第1回	第2回
調査期間	令和5年3月13日(月)から 令和5年3月22日(水)まで (10日間)	令和5年5月26日(金)から 令和5年6月26日(月)まで (32日間)
調査目的	「公園に係る整備・管理運営の施策」を検討するに当たり、利用者ニーズを把握するため	「公園機能の分担」を検討するに当たり、利用者ニーズを把握するため
回答者数	124人	961人
アンケート周知方法	・主要公園にアンケート周知看板の設置 ・区ホームページ	・全公園にアンケート周知看板の設置 ・区SNSや区ホームページ、すみだ子育てアプリに掲載 ・墨田区医師会事務連絡会、町会・自治会、小・中学校、高校・大学等の各機関に周知依頼

(イ) 調査結果

a 第1回アンケート調査

第1回WEBアンケート調査では、「特に力を入れて欲しいことは何ですか(複数回答可)」の問いに対する回答として、「安全・安心な利用」が62.9%で最も多く、次いで「子どもや子育て世帯の利用」が53.2%でした。

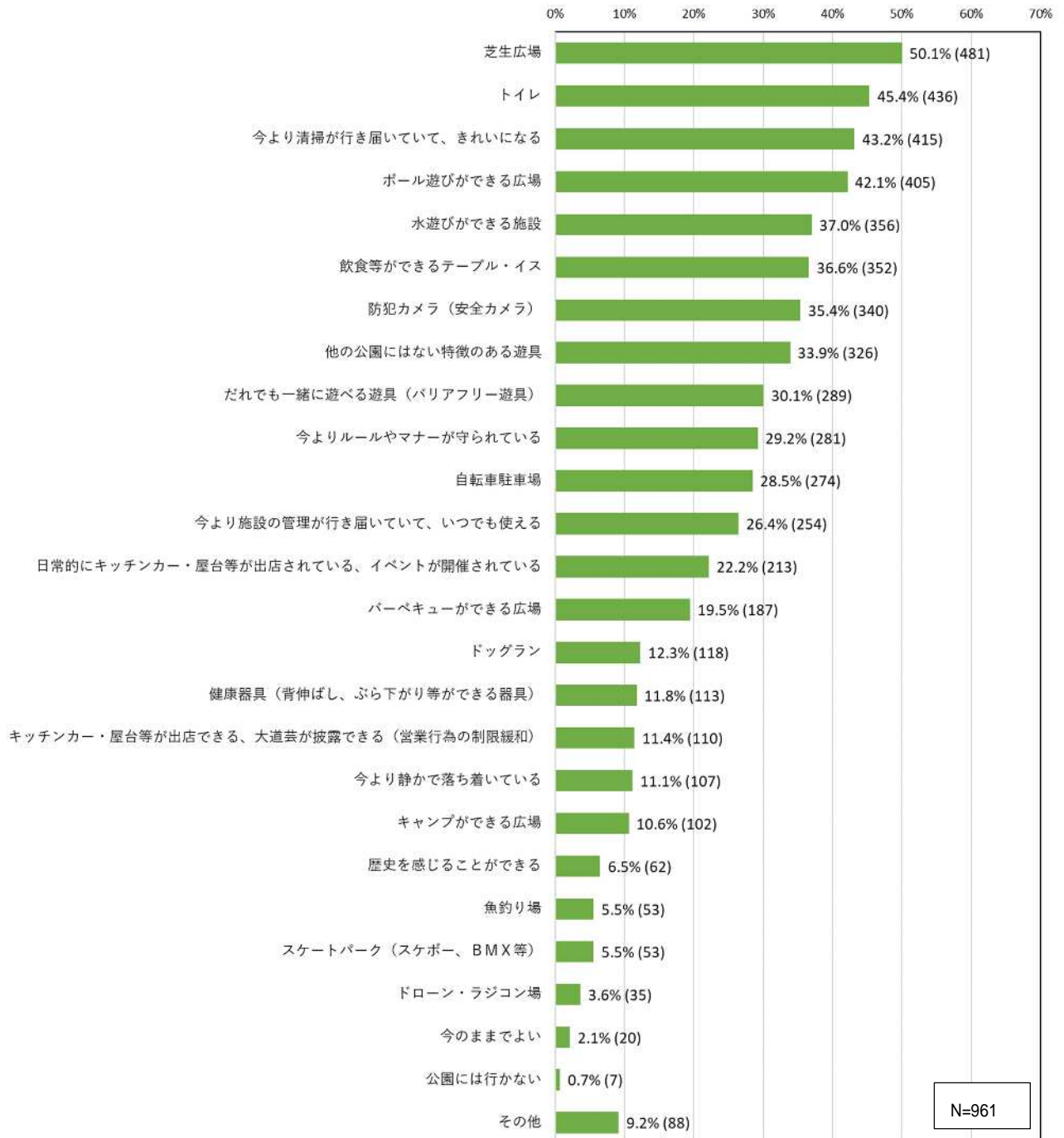
図 29 特に力を入れて欲しい項目



b 第2回アンケート調査

第2回アンケート調査において、「問4 あなたがもっと公園に行くには、もっと公園で楽しく過ごすには、次のうちどれが必要ですか(複数回答可)」に対して回答者が選択した項目は、「芝生広場」が50.1%で最も多く、次いで「トイレ」が45.4%、「今より清掃が行き届いていて、きれいになる」が43.2%でした。(詳細は資料編を参照)

図 30 公園に希望・期待すること





## 関係団体ヒアリング調査

子ども・子育て関係団体、高齢者関係団体、障害者関係団体、環境関係ボランティア団体に対して、公園等の利用方法や要望をヒアリングしました。

表 14 団体種別ごとのヒアリング結果

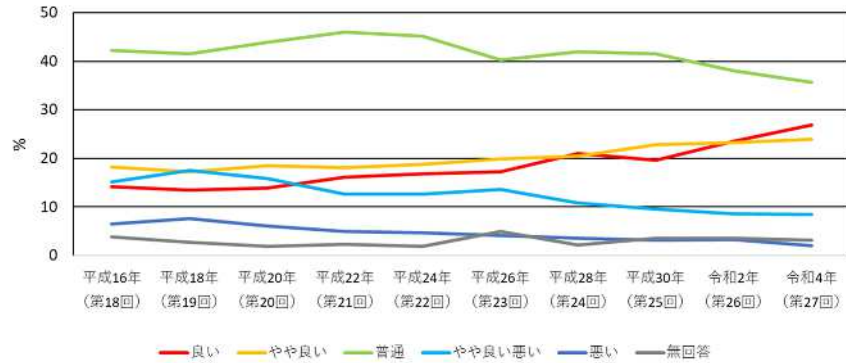
団体種別	主な利用	主な要望
子ども・子育て関係団体	集団遊び、外気浴、散歩、自然観察、探索活動、花見、休憩、地域活動（親子で遊ぶ会等）、運動会の練習、防犯・避難訓練	<p>【遊び場や緑への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボール遊び、走り回れる広い広場、多目的利用ができる施設設置</li> <li>・どんぐりなどの実の成る木の植栽</li> <li>・自然・四季を感じられる公園</li> </ul> <p>【便益施設への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレや洗面台の増設、トイレの洋式化、幼児用便座の設置</li> <li>・低年齢対応や日光で熱くならない遊具の設置、遊具の使用年齢表示</li> </ul> <p>【安全・安心への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差解消や滑りにくい地面の整備</li> <li>・飛び出し防止柵の設置</li> <li>・監視カメラの設置</li> </ul>
高齢者関係団体	介護予防体操、脳トレ体操、ウォーキング、情報交換、ラジオ体操、運動教室、体力測定会、ポッチャ、輪投げ、フォークダンス、盆踊り、自主活動(趣味など)	<p>【遊び場や緑への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・走り回って遊ぶ子どもとの接触を避ける施設の配置</li> <li>・緑陰の形成</li> <li>・体操や集いの場として利用できる広い広場</li> </ul> <p>【便益施設への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレの洋式化、バリアフリートイレの設置</li> <li>・ベンチ等の休憩施設の増設</li> <li>・老朽化施設の改善</li> </ul> <p>【安全・安心への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・段差解消</li> </ul> <p>【コミュニティ形成への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世代間交流ができるコミュニティ作り</li> </ul>
障害者関係団体	ラジオ体操、散歩、トイレ、防災訓練	<p>【便益施設への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレのウォシュレットやユニバーサルシートの設置</li> <li>・車椅子から降りて横になれたり、車椅子でも利用しやすいベンチの設置</li> <li>・障害を持つ子どもでも利用方法等がわかる、指文字やイラスト入りの遊具の表示板の設置</li> <li>・帰宅呼びかけメロディが聞こえない聴覚障害者の子どもにも伝わる電光掲示板等の設置</li> <li>・障害の有無にかかわらず利用できるユニバーサルデザインの遊具の設置等による公園のインクルーシブ化</li> </ul>
環境関係ボランティア団体	区民公募自然観察会、環境保全・観察活動、緑と花の学習園の管理（草花の管理、作物づくり等）	<p>【遊び場や緑への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビオトープに精通した専門家との連携による管理</li> <li>・大横川親水公園の万華池の生物多様性の維持</li> <li>・緑が多く広々とした公園</li> <li>・雑草の適切な刈り取り</li> </ul> <p>【便益施設への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化施設の改善</li> <li>・東屋（あずまや）や樹木による日陰</li> </ul> <p>【公園運営に関する対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法占用、不法投棄の取締り</li> </ul>

住民意識調査

(ア) 生活環境評価

公園及び遊び場の生活評価は、平成 22 年度の前プラン中間改定時まで各評価とも横ばいでしたが、平成 22 年度の前プラン中間改定後は、「良い」、「やや良い」が増加し、「悪い」、「やや悪い」が減少しました。

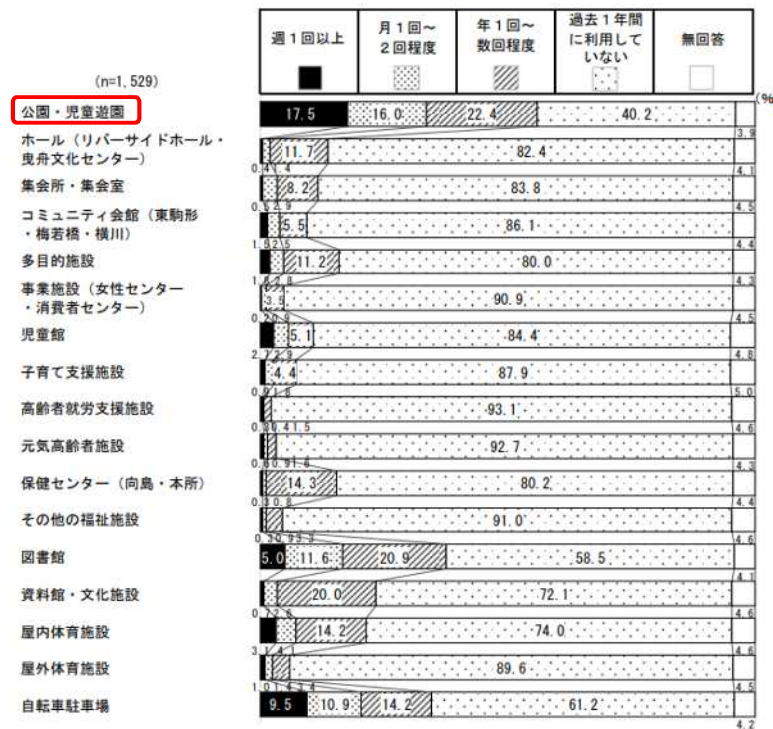
図 31 生活評価(公園及び遊び場)の推移



(イ) 公園の利用頻度

区の 17 の施設に関して利用頻度を聞いたところ、公園・児童遊園は、「週 1 回以上」が 17.5%、「月 1 回～ 2 回程度」が 16.0%、「年 1 回～ 数回程度」が 22.4%、となっており、それぞれの施設中で最も高くなっていました。

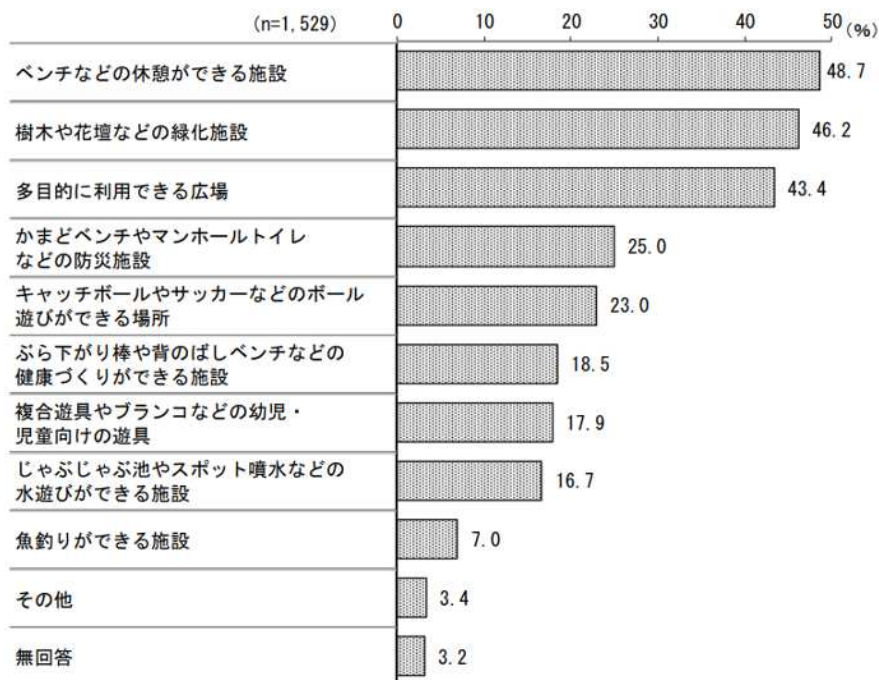
図 32 区の施設の利用頻度



(ウ) 公園に求める施設

令和 4 年の住民意識調査において、公園に求める施設について聞いたところ、「ベンチなどの休憩ができる施設」(48.7%)が最も高く、次いで「樹木や花壇などの緑化施設」(46.2%)、「多目的に利用できる広場」(43.4%)、「かまどベンチやマンホールトイレなどの防災施設」(25.0%)でした。

図 33 公園に求める施設



### 要望・陳情データ

平成 22 年度の前プラン中間改定後から令和 4 年度の 12 年間に、区民等から区へ寄せられた、公園に関する要望・陳情を「遊具」、「給排水施設」、「照明」等の 8 のカテゴリーに分類しました（表 15、図 34）。

1 年間の要望・陳情の件数は、最少で 338 件（平成 24 年度） 最多で 954 件（令和 4 年度）でした。

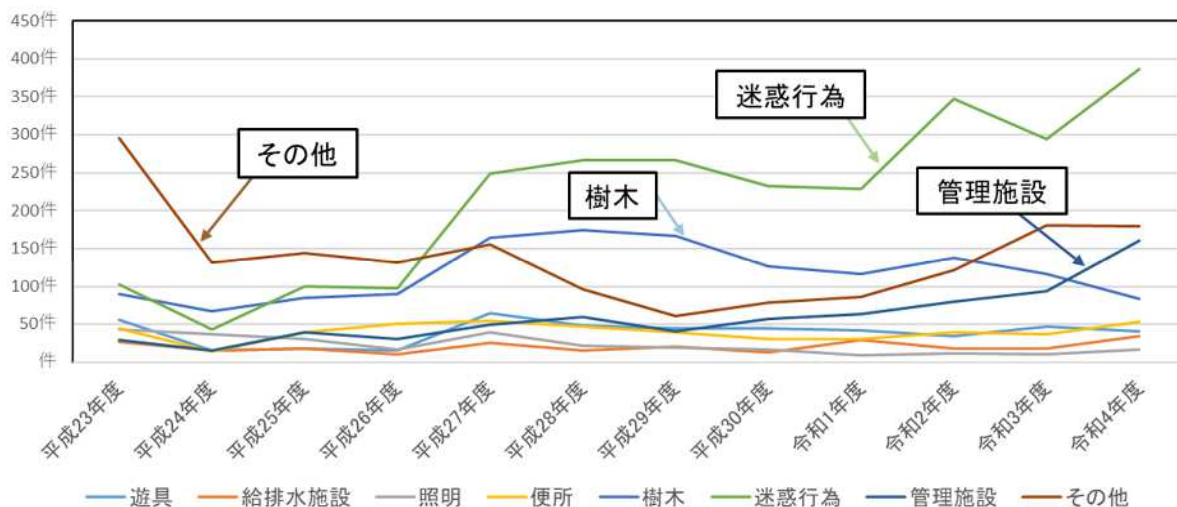
カテゴリー別にみると、喫煙や不法投棄、ボール遊び、夜間騒音などの「迷惑行為」、せん定、落ち葉などの「樹木」、園路舗装、浄化施設、フェンス等の「管理施設」の件数が平成 27 年度に急増し、これらのカテゴリーの陳情件数が現在も多い状況です。

なお、「その他」のカテゴリーとしては、公園内の清掃、動物の死骸撤去依頼、カラスの巢の撤去等が該当します。

表 15 各年度の要望・苦情件数(単位:件)

	遊具	給排水施設	照明	便所	樹木	迷惑行為	管理施設	その他	合計
平成 23 年度	56	27	43	45	90	103	29	296	689
平成 24 年度	16	15	37	14	67	43	15	131	338
平成 25 年度	18	18	30	40	85	100	40	144	475
平成 26 年度	15	10	17	51	90	97	30	132	442
平成 27 年度	65	26	40	55	165	249	50	155	805
平成 28 年度	48	16	22	47	175	266	60	96	730
平成 29 年度	45	21	19	39	167	267	41	61	660
平成 30 年度	45	13	17	30	127	233	57	79	601
令和 1 年度	42	29	9	30	116	229	63	86	604
令和 2 年度	35	18	12	39	138	348	80	121	791
令和 3 年度	47	18	10	37	116	294	94	181	797
令和 4 年度	41	34	17	53	83	386	161	179	954

図 34 年度毎の要望・苦情の推移



## 2 前プランの概要

---

### (1) 計画期間

平成7年～平成37年(令和7年)(30年計画)  
平成22年度に中間改定

### (2) 基本理念

#### すみだの表情をつくる ～人々のあたたかみと水と緑を感じる公園～

##### <基本理念の説明>

改定計画は、現行計画のテーマ「すみだの表情をつくる」を継承し、このテーマを実現するために、より具体的で現実性のある計画としてとりまとめ、公園の新規整備や既存公園の改修、管理運営を着実に進めるものです。

本区の公園は、水と緑のある景観や四季の潤い、江戸下町の歴史的景観など、すみだの様々な表情を創出しています。また、これら公園の植物や施設だけでなく、公園で活動する区民の様々な姿も「すみだの表情」であり、さらに地域のお祭りや花火大会なども、公園で行われ、活気あるまちを公園からつくっています。このように、公園のモノ、ヒト、コトにより、すみだの表情がつけられています。

したがって、改定計画では、公園における「すみだの表情をつくる」ため、新規整備や改修を行うとともに、人づくりや催し等により公園が地域コミュニティの拠点となり、まちが水と緑を感じ、快適な都市生活を送ることに貢献する公園を目指します。

出典:前プラン(平成22年11月)より

### (3) 基本方針

- 基本方針 積極的に面積を拡大する
- 基本方針 質を向上する
- 基本方針 区民とともに育てる

(4) これまでの主な実施状況

前プランにおける基本方針別の主な実施状況を表 16 に示します。

表 16 前プランにおける基本方針別の主な実施状況

項目	概要・目標	主な実施状況
<p>基本方針 積極的に面積を 拡大する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての区民が公園にアクセスしやすいよう公園面積の拡充を進めます。</li> <li>・中間改定以降の新規整備面積は42.8haです。</li> </ul> <p>おしなり公園</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おしなり公園、旧中川水辺公園等の新設により、アクセス不便地域を一部解消</li> <li>・アクセス不便地域をおおむね解消するために定めた新規公園の整備拡充エリア19か所のうち、1か所のエリア内において、土地を買収し、広場を新設(いちご広場、令和2年4月1日開園)</li> <li>・中間改定以降の新規整備面積は7.8ha(区域変更等により0.2haの面積減があるため、中間改定以降の公園面積は7.6haの増)</li> </ul>
<p>基本方針 質を向上する</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園の質を向上し、機能を発揮させ、区民が快適に利用できるよう、改修を進めます。</li> <li>・さまざまな区民活動が行いやすくするために、ニーズに応じた施設の追加や改修を積極的に進めます。</li> </ul> <p>両国公園の解説ウォール</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園利用者に歴史や文化を伝え、公園の魅力向上を図ることを目的とした歴史文化公園(両国公園「勝海舟生誕の地」、露伴児童遊園「幸田露伴ゆかりの地」及び梅若公園「榎本武揚と梅若伝説」)を整備</li> <li>・区を代表するレクリエーション拠点、イベント開催場所等によりリニューアルすることを目的に、隅田公園、錦糸公園、旧中川水辺公園等を整備</li> </ul> <p>錦糸公園</p> 
<p>基本方針 区民とともに 育てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園愛護協定等による区民参加の公園づくりの充実を図ります。</li> <li>・公園の規模等や利用内容に応じた柔軟な運営ができるよう、公園ごとの管理運営方針を作り、きめ細かな運営を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園愛護団体5団体増加(計67団体となったが、高齢化により活動が困難な団体あり)</li> <li>・住民参加型のワークショップ等を実施の上、公園再整備等を実施</li> <li>・都市公園法第5条に基づく自動販売機、リバーサイドカフェ、刀剣博物館等の民間活力を導入(管理運営方針は作成していない。)</li> </ul>

### 3 改定の背景

前プランは、平成 37 年（令和 7 年）までを計画期間としていましたが、次に掲げるような、社会情勢の変化やニーズの多様化の進展と法制度や区の動向を踏まえた将来予測に対応するため、令和 5 年度に前倒して改定することとしました。

#### （1）社会情勢の変化

##### 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国としても積極的に取り組んでいます。

区は、令和 3（2021）年度に、内閣府が実施する「SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業」において、SDGs の達成に向けた優れた取り組みを行う都市として「SDGs 未来都市」に選定されるとともに、産業振興を基軸とし、環境や保健衛生とも連携した事業として、「自治体 SDGs モデル事業」にも選定されています。

「持続可能な開発目標」は、公園等に密接に関係するものも多いことから、公園行政を進める上で必要不可欠な視点です。

図 35 SDGs17 の目標



出典：国際連合広報ホームページより

[https://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/sdgs\\_logo/](https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

## 生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の 3,000 万種ともいわれる多様な生命は一つひとつに個性があり、全て直接的・間接的に支えあって生きています。地球規模の広がりでは生物多様性を考え、その保全を目指す唯一の国際条約である「生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）」（日本は平成 5（1993）年 5 月 28 日に条約締結）では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとされています。

区は、ほぼ全域が高度に市街化されているため、生きものが生息できる空間が限られています。公園等における緑やオープンスペースは、区の生物多様性を保全するのみならず、更に向上させる役割が期待されています。

## インクルーシブ

インクルーシブの意味は、「すべてを包括する、包みこむ」ことであり、障害の有無や性別、性的志向、人種などの違いを認め合い、全ての人々が互いの人権と尊厳を大事にしながら生きていける社会をインクルーシブ社会といい、共生社会と呼ばれることもあります。

インクルーシブ社会の実現は、SDGs の理念と非常に近いものであることを踏まえ、誰もが快適に利活用できる公園の実現のため、公園等の整備・管理運営においてインクルーシブの視点を重視することが求められています。

## ゼロカーボンアクション 30

各地で異常気象が発生する中、気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、日本は、「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」（令和 32（2050）年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを）を目指しています。

令和 2（2020）年 10 月の 2050 年カーボンニュートラル宣言を受けて設置された「国・地方脱炭素実現会議」において、令和 3（2021）年 6 月に、地域における「暮らし」「社会」分野を中心に、生活者目線での脱炭素社会実現に向けた工程と具体策を示すものとして「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられました。このロードマップでは、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション 30」として整理しています。

ゼロカーボンアクション 30 の中に挙げられている「電気等のエネルギーの節約や転換」「ごみを減らす」「環境活動」といった項目は、公園等の整備・管理運営の中でも対応が求められるものです。

このことに関連して、区では、地球温暖化を防ぐための行動を加速させ、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、令和 3（2021）年 10 月に「すみだゼロカーボンシティ 2050 宣言」を表明しました。



図 36 ゼロカーボンのアクション 30

ひとりひとりができること  
ゼロカーボン  
アクション30

脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。  
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

<p><b>エネルギーを節約・転換しよう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 再エネ電気への切り替え</li> <li>2 クールビズ・ウォームビズ</li> <li>3 節電</li> <li>4 節水</li> <li>5 省エネ家電の導入</li> <li>6 宅配サービスをできるだけ一回で受け取ろう</li> <li>7 消費エネルギーの見える化</li> </ol>	<p><b>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 太陽光パネルの設置</li> <li>9 ZEH (ゼッチ)</li> <li>10 省エネリフォーム</li> <li>窓や壁等の断熱リフォーム</li> <li>11 蓄電池 (車載の蓄電池)</li> <li>省エネ給湯器の導入・設置</li> <li>12 暮らしに木を取り入れる</li> <li>13 分譲も賃貸も省エネ物件を選択</li> <li>14 働き方の工夫</li> </ol>	<p><b>CO2の少ない交通手段を選ぼう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>15 スマートムーブ</li> <li>16 ゼロカーボン・ドライブ</li> </ol>	<p><b>食ロスをなくそう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>17 食事を食べ残さない</li> <li>18 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫</li> <li>19 旬の食材、地元の食材でつくった菜肴を取り入れた健康な食生活</li> <li>20 自宅でコンポスト</li> </ol>
<p><b>環境保全活動に積極的に参加しよう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>30 植林やゴミ拾い等の活動</li> </ol>	<p><b>CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>28 脱炭素型の製品・サービスの選択</li> <li>29 個人のESG投資</li> </ol>	<p><b>3R (リデュース、リユース、リサイクル)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>24 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う</li> <li>25 修理や修繕をする</li> <li>26 フリマ・シェアリング</li> <li>27 ゴミの分別処理</li> </ol>	<p><b>サステナブルなファッションを!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>21 今持っている服を長く大切に着る</li> <li>22 長く着られる服をじっくり選ぶ</li> <li>23 環境に配慮した服を選ぶ</li> </ol>

出典: 環境省ホームページより

<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/pdf/zerocarbonaction30.pdf>

## 自然災害と防災対策

平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災をはじめ、台風の激甚化や局地的な豪雨の増加が顕著になり、各地で自然災害による甚大な被害が発生しています。

近い将来、首都直下地震が東京を襲う可能性が高くなっていることを踏まえ、東京都では従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応により大規模自然災害へ備える「東京都国土強靱化地域計画」を平成 28 (2016) 年に策定し、「東京都国土強靱化地域計画」と整合を図りつつ、被害想定や最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、都民、都議会の提言等を可能な限り反映させた「東京都地域防災計画 (震災編)」を令和 5 年に修正しました。

荒川と隅田川に挟まれ、また 6 つの内部河川が流れる本区は、海拔は低く、広い範囲が海拔ゼロメートル地帯 (満潮時の海面よりも標高が低い土地) であり、また、大正 12 (1923) 年の関東大震災等の地震災害で大きな被害を経験しています。

そこで「墨田区国土強靱化地域計画」を令和 4 (2020) 年に策定 (翌年修正) し、公園等については、施設の老朽化対策等を位置付けるなど、公園等は、緑やオープンスペース等を生かした延焼遮断機能、避難所機能、貯水機能、高台機能等の防災対策が期待されています。

## DX（デジタルトランスフォーメーション）

令和 2（2020）年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人々のライフスタイルは大きく変化し、より豊かに生活することや多様な暮らし方・働き方を実現することが求められるようになりました。

これらを実現する有効な手法として、デジタル技術の重要性が再認識され、あらゆる政策においてデジタル技術を活用した課題解決・新たな価値創出が進められています。

公園行政においても、ハードとソフトの両面からデジタル技術を活用し、公園管理や公園利用の利便性向上等を図る新たな取組として、デジタルトランスフォーメーションの推進が求められています。

## （2）法制度の動向

### 都市公園法改正

都市公園法が平成 29（2017）年に改正され、公募設置管理制度（Park-PFI）の創設、保育所等の占用物件への追加（特区特例の全国措置化）等がなされました。

法改正の趣旨として、都市公園は、経済成長、人口増加等を背景とした「緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ」から、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とした「緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市・地域・市民のために最大限引き出すことを重視するステージ」に移行すべきとされました。

新たなステージで重視すべき観点は次のとおりです。

- 観点 1 ストック効果をより高める
- 観点 2 民間との連携を加速する
- 観点 3 都市公園を一層柔軟に使いこなす

### Park-PFI とは

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定するもので、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者は設置管理許可期間、建蔽率等の特例措置がインセンティブとして受け取ることができる制度

### 保育所等の占用物件への追加とは

国家戦略特区法改正により、特区内の都市では都市公園における占用許可特例として 保育所等の設置が可能

国土交通省提言「都市公園新時代（～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～）」

国土交通省は、令和 4（2022）年 10 月に「都市公園新時代（～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～）」に関する提言を公表しました。提言では、人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すとしています。

都市公園新時代に向けた重点戦略として、次のとおり、「新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする」「しなやかに使いこなす仕組みをととのえる」「管理運営

の担い手を広げ・つなぎ・育てる」の3つが掲げられたほか、施策の方向性として7つの取組が示されています。

- ・重点戦略 : 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの「場」とする  
取組 : グリーンインフラとしての保全・利活用  
取組 : 居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり
- ・重点戦略 : しなやかに使いこなす「仕組み」ととのえる  
取組 : 利用ルールの弾力化  
取組 : 社会実験の場としての利活用
- ・重点戦略 : 管理運営の「担い手」を広げ・つなぎ・育てる  
取組 : 担い手も拡大と共創  
取組 : 自主性・自立性の向上
- ・横断的方策 : 公園 DX  
取組 : デジタル技術とデータの利活用

#### こども基本法施行（子育て支援）

こどもの権利の擁護が図られ、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、令和5（2023）年4月に「こども基本法」が施行され、同日にこども家庭庁が発足しました。

同法第3条（こども施策に係る基本理念）第3号では、こども自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達に応じて、全てのこどもについて、意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されることが示されています。

また、同法第5条（地方公共団体の責務）では、地方公共団体に対し、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務を課しています。


このように、国は「こどもまんなか社会」の実現に向けて大きく動き出しています。

区では、「墨田区基本計画」における「『暮らし続けたいまち』の実現」において、「緑豊かな公園など、子育てや交流しやすい住環境づくり」を掲げています。

図 37 子ども基本法の6つの理念

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

<p><b>1</b> すべてのこどもは大切にされ、 基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p>	<p><b>4</b> すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、 意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって 最もよいことが優先して考えられること。</p>
<p><b>2</b> すべてのこどもは、大事に育てられ、 生活が守られ、愛され、保護される 権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p>	<p><b>5</b> 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが 十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、 家庭と同様の環境が確保されること。</p>
<p><b>3</b> 年齢や発達の程度により、 自分に直接関係することに意見を言えたり、 社会のさまざまな活動に参加できること。</p>	<p><b>6</b> 家庭や子育てに夢を持ち、 喜びを感じられる社会を つくること。</p>



出典：子ども家庭庁ホームページより  
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>

### (3) 墨田区の動向

#### 区の人口推計

区の人口は、平成22(2010)年の前プラン中間改定時は約24万人でしたが、令和5(2023)年1月には28万人を突破しています。

令和4(2022)年3月に策定した「第2期墨田区総合戦略・人口ビジョン」によると、令和12(2030)年に約28.9万人でピークを迎える見込みです。将来人口推計を年齢3区分(年少・生産年齢・老年)で見ると、年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)はおおむね令和12(2030)年前後まで増加するものの、その後減少、老年人口(65歳以上)は令和7(2025)年以降一貫して増加が続き、令和22(2040)年には4人に1人が老年になる見込みです。

#### 開発や鉄道立体化

市街地再開発事業や鉄道の連続立体化事業等は、新たな公園用地を生み出す貴重な機会となり得ます。

区では近年、市街地再開発事業や鉄道の連続立体化事業等が進捗したことで、広域総合拠点や広域拠点における高度な都市機能の集積が進み、交通利便性の向上、うるおいあふれる魅力的な空間が形成されました。

## 大学開学

文花地区において、令和2(2020)年4月に情報経営イノベーション専門職大学が、令和3(2021)年4月に千葉大学墨田サテライトキャンパスが、それぞれ開学したことを受け、区では、両大学の知見を活用し、地域と大学が協働して地域課題の解決に取り組む「大学のあるまちづくり」を進めていくため、令和3(2021)年4月に「アーバンデザインセンターすみだ(UDCすみだ)」を設立しました。

本地区においては、墨田区基本計画に基づく「職・住・学・遊」が調和したまちづくりを推進していく方針であり、その中で、公園に関係する大学連携として、千葉大学では令和3(2021)年度にプレーパークの充実に向けた調査・研究が行われました。

また、大学キャンパスの緑のほか、あずま百樹園の公園緑地とも連続した、緑豊かなエリアが形成されています。

図 38 大学の敷地と公園緑地



出典:UDC すみだのパフレット

図 39 情報経営イノベーション専門職大学(左建物)及び千葉大学(右建物)



## 4 課題及び解決の方向性

### (1) 課題

前プランの基本理念で掲げた公園を目指して、基本方針に基づき、公園等の積極的な面積拡大や質の向上、区民とともに育てることに取り組んできました。

その結果、旧中川水辺公園、おしなり公園などの水辺公園の新設、隅田公園や錦糸公園、大横川親水公園などの区を代表する公園の整備、公園愛護団体との連携による公園の管理など、多くの成果を挙げてきました。

しかしながら、公園等の面積拡大については、水辺公園の新設により一定程度の進捗はあるものの、区内全域が高度に市街化された本区において、新たな公園用地の確保は土地の売買のタイミングや土地所有者の意向に大きく左右されるため、想定よりも進んでいません。

区としても、市街地再開発事業等の大規模開発によるまちづくりのタイミングを捉えて公園等の面積拡大を図っていますが、計画的に面積を拡大していくことは困難な状況です。

また、公園の質の向上については、再整備や遊具改修の際に地域住民等の意見を踏まえて遊具や施設の設置に取り組んでいますが、小さな公園が多い本区において、1つの公園に設置できる施設は限られており、多様化したニーズに対応することが困難であるとともに、滑り台、ブランコ及び砂場という、いわゆる三種の神器と言われる遊具を設置した画一的な公園等も多く残っています。

さらに、人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化、都市インフラの整備により公園量の確保が一定程度進捗したことなどを背景に、「緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市・地域・市民のために最大限引き出すことを重視するステージ」に移行すべきとの考えが示され、新たなステージでの都市公園の再生・活性化を推進するため、平成29年に都市公園法が改正されました。

計画的に面積を拡大していくことは困難であること、既存公園等の質や機能では多様化したニーズに対応できていないことが大きな課題となっています。

### (2) 解決の方向性

公園等の面積拡大は引き続き取り組んでいくものの、計画的に面積を拡大していくことが困難な本区においては、増加する人口と変化するニーズに1つの公園で適応していくことは、面積や改修のタイミング、地域性などから極めて困難です。

そこで、複数の公園等を単位・まとまりとして、必要な、あるべき機能を、その内容や規模に応じて分散させて、相互に補完させるなど、現在ある公園等や今後、公園等になることが確実視できるところを最大限に活用して、誰もが快適に活用できる公園づくりを進めていく必要があります。

また、この公園づくりには、区民や民間企業などとの連携の上、整備後に地域コミュニティの形成やにぎわい創出の場として使われ活きる公園を実現し、区全体の魅力や価値の向上につなげていくことも重要です。





## 第3章

# 目指す公園像及び 3つの視点



# 1 目指す公園像

---

## みんなを まちを 笑顔にする、すみだの公園

区の公園行政の羅針盤である本プランは、公園に求められるニーズの変化等を予測しながら、「公園機能の分担」により今ある公園等を最大限に活用し、取組・施策などを実行することで、今よりも質や機能の特性を活かした「誰もが快適に利活用できる公園」を実現するとともに、区全体の魅力や価値の向上につながるまちづくりに資することを目的としており、この目的を達成するために「目指す公園像」を定めました。

目指す公園像は、公園は、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用するものであり、遊びの場や憩いの場、スポーツやレクリエーションの場など、利用者によってニーズが多様であることを踏まえ、誰もが快適に公園を利活用でき、居心地がよく、みんなを笑顔にする公園とします。

また、公園が人と人をつないでいるまちの一部であることを踏まえ、区民や民間事業者などの連携の下、公園が地域コミュニティ形成の場やにぎわい創出の場として今まで以上に活用されることで、公園を核として周辺の方々の日常生活を豊かにし、まちに笑顔があふれる、暮らし続けたい、働き続けたい、訪れたいと思う公園とします。

以上のことから、目指す公園像を「みんなを まちを 笑顔にする、すみだの公園」としました。

## 2 目標設定

---

### (1) 活動指標

「公園機能の分担」に基づく公園機能を新たに整備した公園等の数

今ある公園を最大限に活用し、今よりも質や機能の特性を活かすことで、誰もが公園等を快適に利活用できることにつながるため、「公園機能の分担」に基づき、公園機能を新たに整備した公園等の数を指標とします。

公園機能の分担に基づく公園機能：健康器具、ボール遊び広場、芝生広場、ドッグラン等  
< 数の計上条件 >

- ・既存の公園機能を現状復旧する整備は対象外とします。
- ・公園等で公園機能を1つ以上整備した場合は、1か所として計上し、その後に同公園等でほかの公園機能を整備した場合でも追加計上はしないこととします。

○本プランの前期間（令和13年度までの8年間）の整備目標数：10か所

○本プランの計画期間（令和23年度までの18年間）の整備目標数：20か所

### 公園等の拡充面積

公園等の新設や既存公園等の拡充を行うことで、公園等を利活用する人や公園機能を増やすことが可能となるため、公園等の面積拡充を指標とします。

なお、「第二次墨田区緑の基本計画」では、基本理念を実現するために3つの目標を掲げており、そのうちの1つ「目標3：水や緑のうるおいを感じられるまちづくり」では、「みどり率」を指標に用いていますが、「みどり率」の算出には公園面積も含まれることから、公園等面積の拡充は、みどり率の向上にも貢献します。

< 拡充面積の計上方法 >

- ・ 予定・想定箇所（下表参照）について、本プランの計画期間中に拡充することとします。
- ・ なお、想定される整備時期から、本プランの前期又は計画期間のどちらの目標値とするかを選定しています。
- ・ 平成 22 年度の前プランの中間改定以降に面積拡充した実績を基に、目標値を算出します。

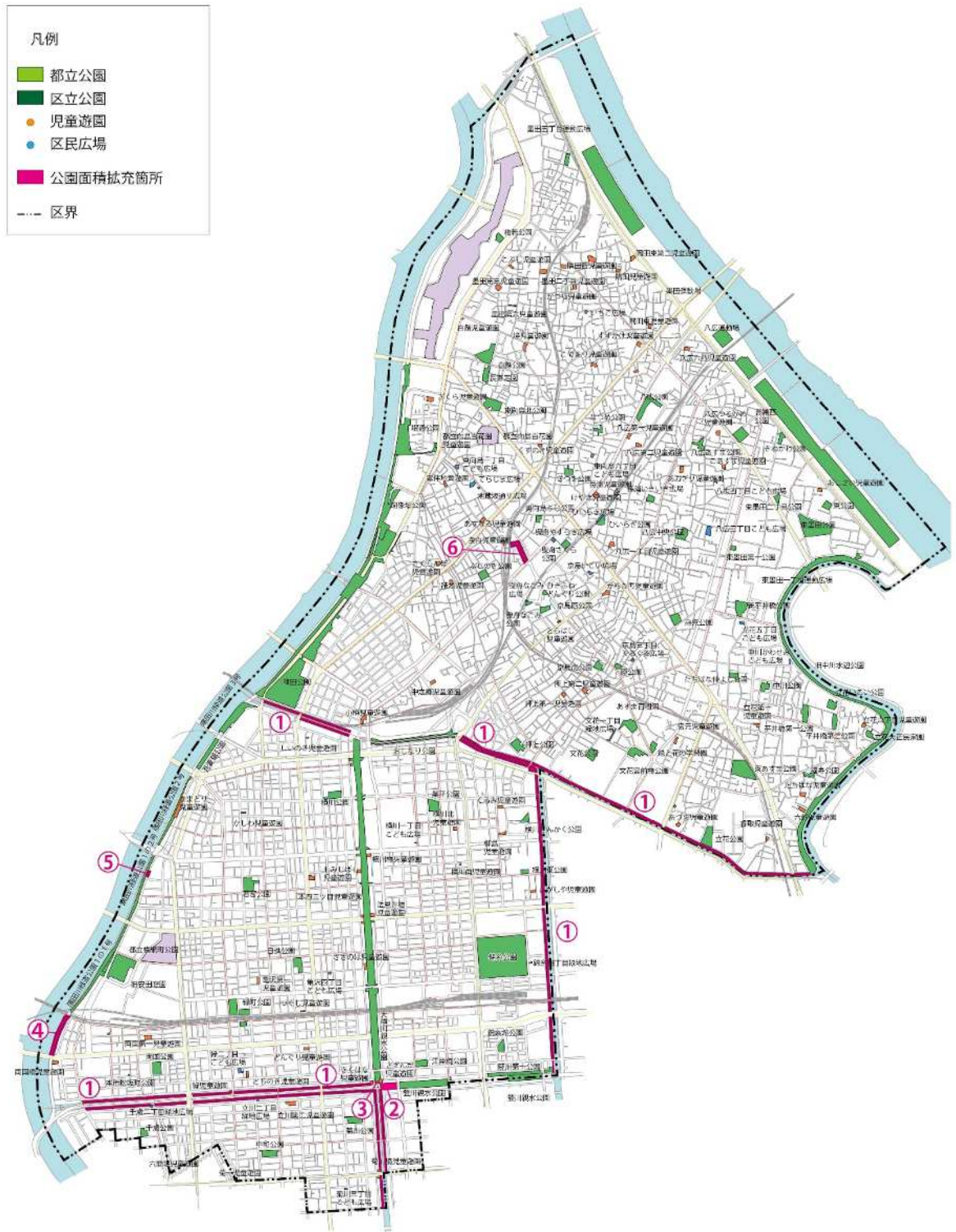
○本プランの前期期間（令和 13 年度までの 8 年間）の新規・拡充面積目標：5.4ha

○本プランの計画期間（令和 23 年度までの 18 年間）の新規・拡充面積目標：6.9ha

【予定箇所一覧】

想定箇所	面積（ha）
○河川テラスの公園化予定地 （北十間川、横十間、大横川、豎川）	4.94
○大横川と豎川の合流部東側から新辻橋西側までの区域 （江東橋一丁目 1 番先～江東橋五丁目 1 1 番先）	0.34
○大横川と豎川の合流部北側にある公園未編入地 （緑四丁目 2 番先～江東橋一丁目 1 番先）	0.03
○隅田川沿い河川管理用敷地 （両国一丁目 1 2 番先）	0.11
○隅田川沿川の大規模開発に伴う公園新設予定地 （本所一丁目）	0.04
○東武曳舟駅前再開発に伴う公園新設予定地 （東向島二丁目）	0.30
<b>合計</b>	5.76

図 40 公園面積拡充想定箇所の位置



## (2) 成果指標（満足度及び愛着）

公園等の整備や面積拡充により、施設の拡充や変更を行い、機能分担を進めることで、誰もが公園等を快適に活用できることを目指します。

そこで、区民の意識や意向を把握することを目的として、一年おきに実施している「墨田区住民意識調査」の質問項目である、次の 及び を成果指標とします。

### 公園等の満足度の向上

住民意識調査における「生活環境評価 公園・遊び場」で「良い・やや良い」と回答した区民の割合を指標とし、主な利用者である区民の満足度を測ります。

「公園・遊び場に満足している（良い・やや良い）」区民の割合

○令和4年度時点の割合：50.8%（回答数：1,529人）

○本プランの前期間（令和13年度までの8年間）の目標値：55.0%

○本プランの計画期間（令和23年度までの18年間）の目標値：60.0%

### 墨田区への愛着の向上

目指す公園像の説明で触れた、まちに笑顔があふれる、暮らし続けたい、働き続けたい、訪れたい、と思う公園を推進することで墨田区に愛着を持った区民の増加につながることから、住民意識調査における「シティプロモーション 墨田区に愛着を持っていますか」で「そう思う・どちらかと言えばそう思う」と回答した区民の割合を指標とし、区民の区に対する愛着を測ります。

「墨田区に愛着を持っている（そう思う・どちらかと言えばそう思う）」区民の割合

○令和4年度時点の割合：87.0%（回答数：1,529人）

○本プランの前期間（令和13年度までの8年間）の目標値：88.0%

○本プランの計画期間（令和23年度までの18年間）の目標値：90.0%

### 3 3つの視点

---

目指す公園像の実現に向けては、次の3つの視点を踏まえて、具体的な手段である「取組・施策」を定めます。

これら3つの視点全てを踏まえることで、笑顔があふれるまちづくりにつながるものです。また、視点ごとに、特に重要と考えるキーワードを位置付けます。

#### (1) 視点1：「人」の視点（重視するキーワード：子ども・子育て世帯、多世代、高齢者）

視点1は、公園等は子どもから高齢者まで、障害の有無や区民か観光客かにかかわらず、誰もが快適に利活用でき、利用者の心を豊かにすることが重要であり、本プランの目的や目指す公園像を実現するためにも密接に関係するため、「人」の視点としました。

重視するキーワードは、令和5年4月のこども基本法が施行されたこと、国や都が「こどもまんなか社会」の実現に向け大きく動き出したこと、区も「墨田区基本計画」における「『暮らし続けたいまち』の実現」の中で「緑豊かな公園など、子育てや交流しやすい住環境づくり」を掲げており、令和5年度には「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を策定していること等に鑑みて、「子ども・子育て世帯」とし、さらに、区の将来人口推計では老年人口は、令和7年以降一貫して増加し、令和22年には4人に1人となることから「高齢者」とします。

#### (2) 視点2：「利用」の視点（重視するキーワード：健康・スポーツ、交流、にぎわい）

視点2は、公園等は健康増進や運動の場、休養・休息の場、コミュニティ形成・活動の場等としての利用価値があり、視点1で挙げた「人」がどのように公園を利用するのかが重要であるため、「利用」の視点としました。

重視するキーワードは、高齢者の健康寿命延伸や公園利用者の心身の健康増進の観点から「健康・スポーツ」、多様な活動による地域活性化の観点から「にぎわい」とします。

#### (3) 視点3：「存在」の視点（重視するキーワード：環境、景観、防災）

視点3は、公園には、生物の生息環境保全効果、延焼遮断の防災効果、緑の存在や美しい景観による心理的効果等の存在価値があり、公園があることによる周辺の人や環境への影響も重要であるため、「存在」の視点としました。

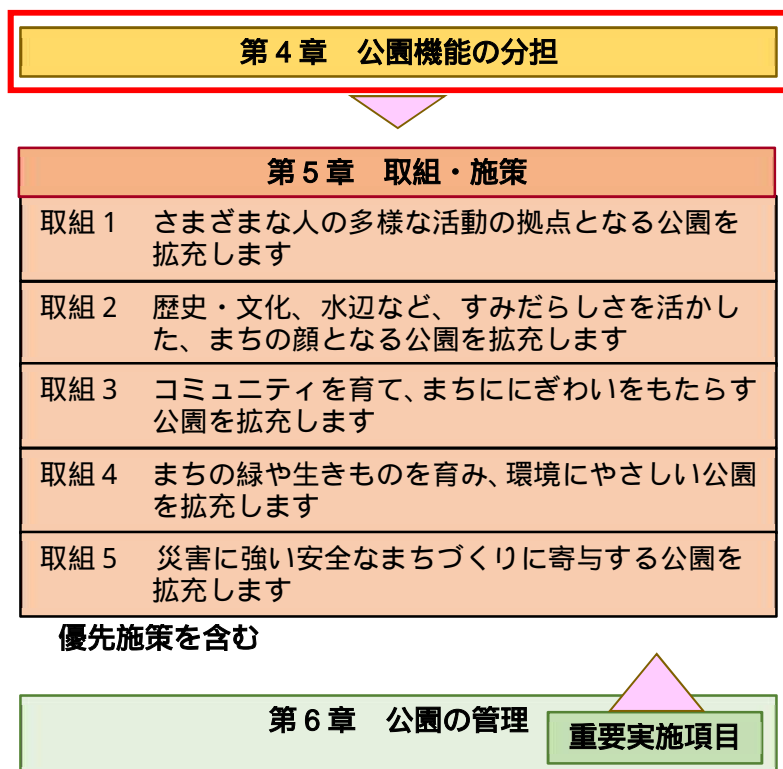
重視するキーワードは、本区では地球温暖化を防ぐための行動を加速させ、令和32年(2050年)までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、令和3年10月に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明したことから「環境」、都市景観に潤いを与え、愛着意識を育む観点から「景観」、大規模震災対策による区民の生命や財産を守る観点から「防災」とします。

# 第4章

## 公園機能の分担



# 1 体系



本章では、今ある公園を最大限に活用するため、複数の公園等のまとまりを単位として、その中の各公園に休養、遊びなどの「公園の施設・設備による機能」(以下「公園機能」といいます。)を分担させた上で互いに機能を補完させる仕組みである、「公園機能の分担」について示しています。



## 2 公園機能の分担

これまで見てきたように、本区では、引き続き公園等の面積拡大には取り組んでいくものの、計画的に面積を拡大していくことは現実的ではなく、さらには、小さな公園が多く、1つの公園に設置できる施設は限られる現状から、多様化するニーズに1つの公園で適応していくことは極めて困難です。

そこで、複数の公園を1つのまとまり（以下「チーム」といいます。）を単位として、遊具、健康器具、飲食できるテーブルなど、さまざまな公園機能を、チーム内の公園等に分担させた上で、互いに補完させます。

「公園機能の分担」を推進していく上で基本となる考え方は、次の～のとおりです。

**公園機能：**ここで言う公園機能は、「遊具、健康器具、ボール遊び広場、芝生広場、水遊び広場等の施設」を表しています。

**対象：**区立公園・児童遊園、区民広場及び他の緑地・広場とします。

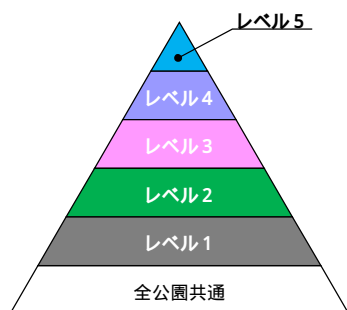
なお、都立公園については、既存の公園機能を活かす形で公園機能の分担の際に考慮します。

（今後の新設分も含まます。）

**階層：**幼児や高齢者が気軽に使える、小・中学生が気軽に使えるなど、公園等の使い方に応じて階層（以下「レベル」といいます。）を設定しています。

**チーム：**レベルごとに、公園等の立地条件、規模、配置バランス等を考慮し、チームを設定しています。

【レベルごとの公園機能の例】



レベル	レベルの考え方	各チームに1つ以上設置する公園機能の例	チーム数
レベル5	新たなニーズに対応する施設や特殊な施設であり、設置場所が限られるものを設置（区内全域）	スケートボードパークなど	1
レベル4	新たなニーズに対応する施設や特殊な施設であり、設置場所が限られるものを設置（北部、南部）	ドッグランなど	2
レベル3	家族とのお出かけなどで使える	芝生広場、イベント広場、水遊び広場など	6
レベル2	小・中学生が気軽に使える	ボール遊び広場、特色ある遊具など	12
レベル1	幼児や高齢者が気軽に使える 有事の際に使える	遊具（幼児用）、遊具（児童用）、健康器具、飲食テーブル、防災施設など	44
全公園	憩いや休憩の場として使える	広場、植栽、ベンチ、照明など	

**特記事項：**公園機能を分担するに当たっては、震災復興公園や旧安田庭園など、歴史的遺産がある公園は、歴史性を踏まて、各レベルの機能を分担させます。隅田公園、錦糸公園、大横川親水公園などの大規模公園は、上表の公園機能のほか、区を代表する公園としてまちのシンボルに資する機能を分担させます。

**その他：**「公園機能の分担」のレベルに応じて、公園等利用者の範囲は拡大化・複雑化するため、公園新設や全面再整備の際には、地元町会のほか、学校や民間事業者、ボランティア団体等と連携して進めていきます。

また、河川テラスの公園化を見据えて、既存公園等も含めた公園等の名称の在り方・付定方法についても整理します。

# 公園等配置図(南部)



## チームレベル1配置図(南部)

○レベル1の考え方：幼児や高齢者が気軽に使える

○チームに1つ以上設置する公園機能の例：遊具、健康器具、飲食テーブルなど

○レベル1のチーム数(南部): 21

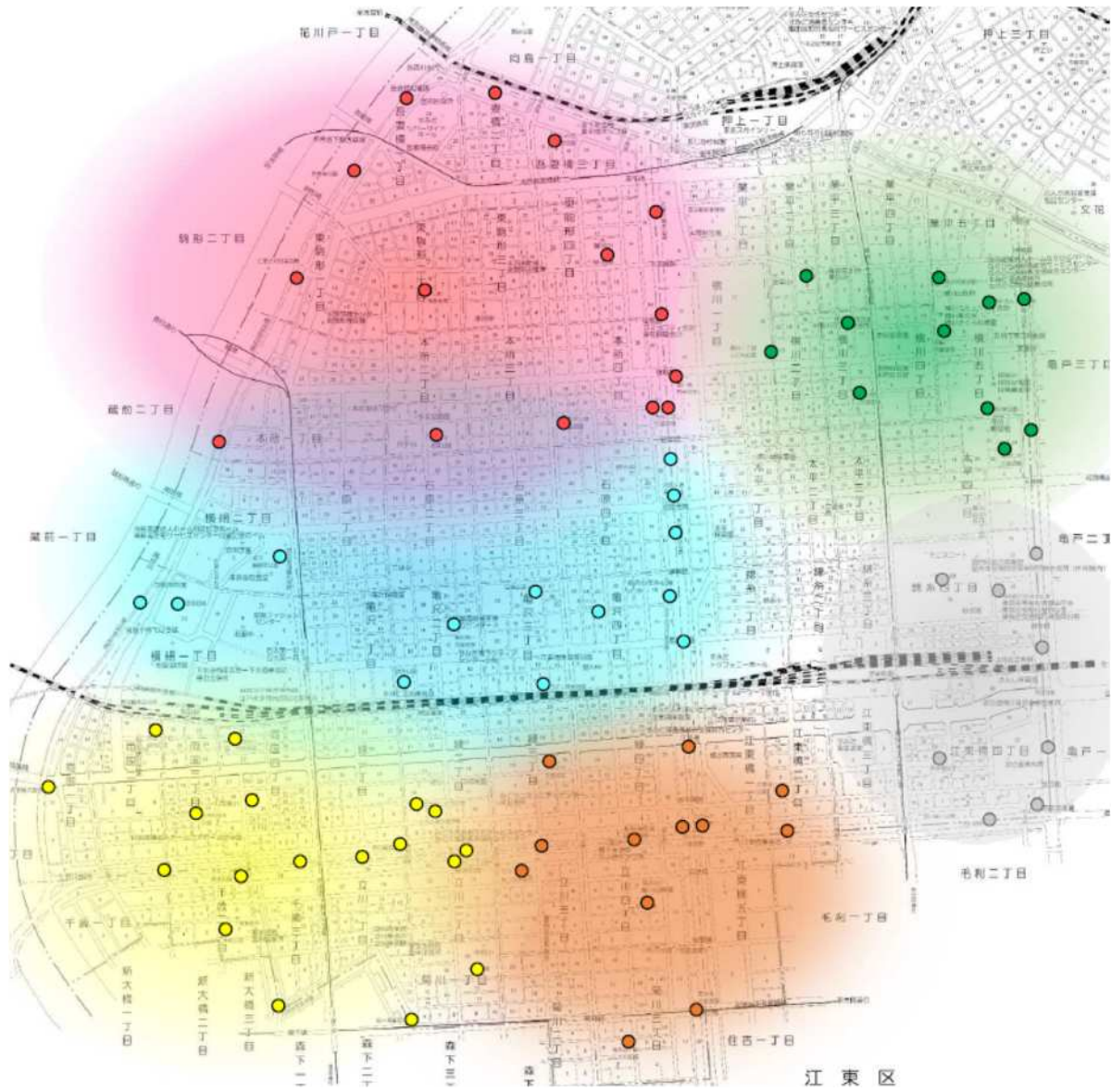


## チームレベル2配置図(南部)

○レベル2の考え方：小・中学生が気軽に使える

○チームに1つ以上設置する公園機能の例：ボール遊び広場、特色ある遊具など

○レベル2のチーム数(南部): 6



## チームレベル3配置図(南部)

○レベル3の考え方：家族とのお出かけなどで使える

○チームに1つ以上設置する公園機能の例：芝生広場、イベント広場、水遊び広場など

○レベル3のチーム数(南部): 3

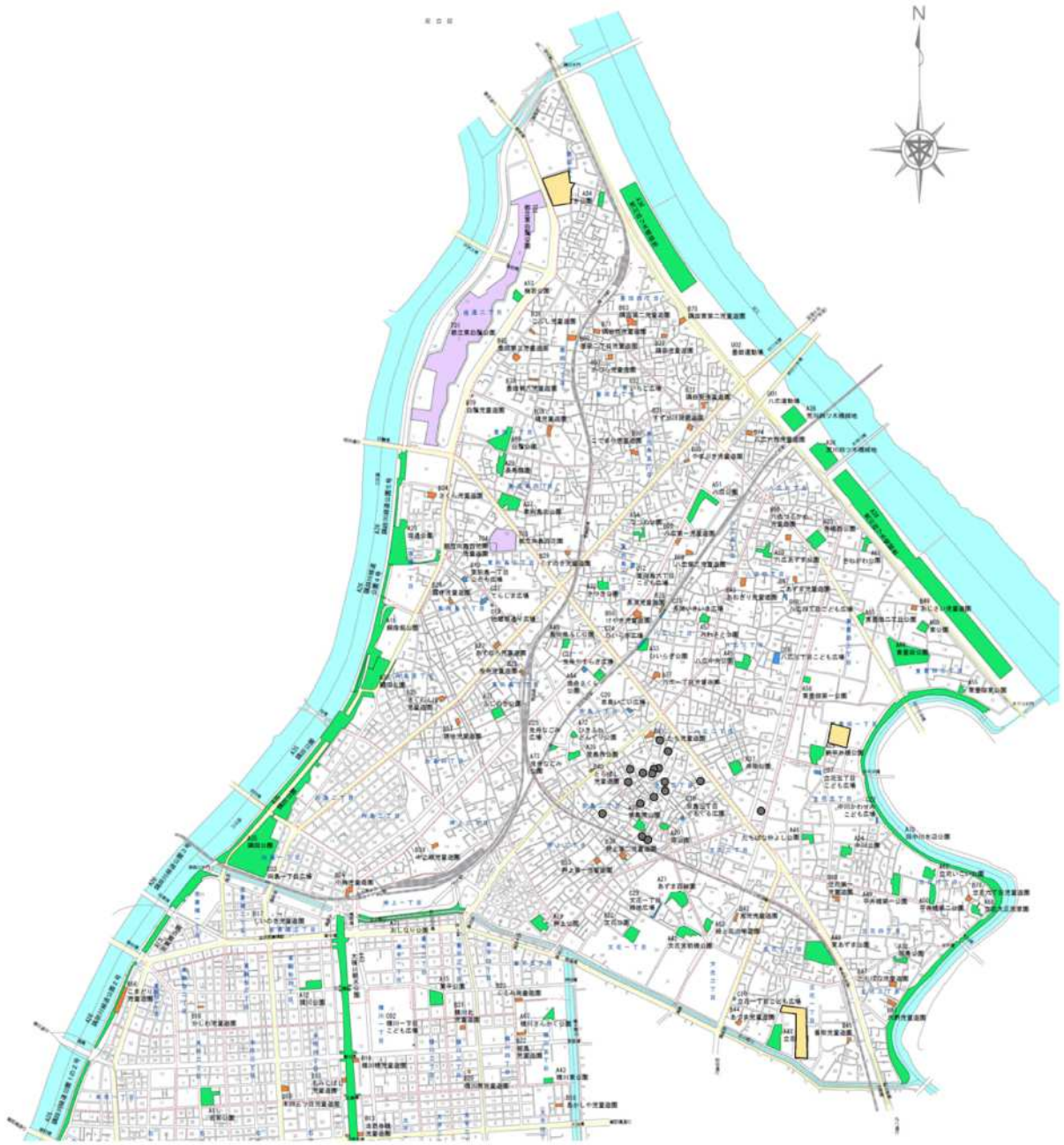


## チームレベル4配置図(南部)

- レベル4の考え方：新たなニーズに対応する施設や特殊な施設であり、設置場所が限られるものを設置
- チームに1つ以上設置する公園機能の例：ドッグランなど
- レベル4のチーム数(南部):1

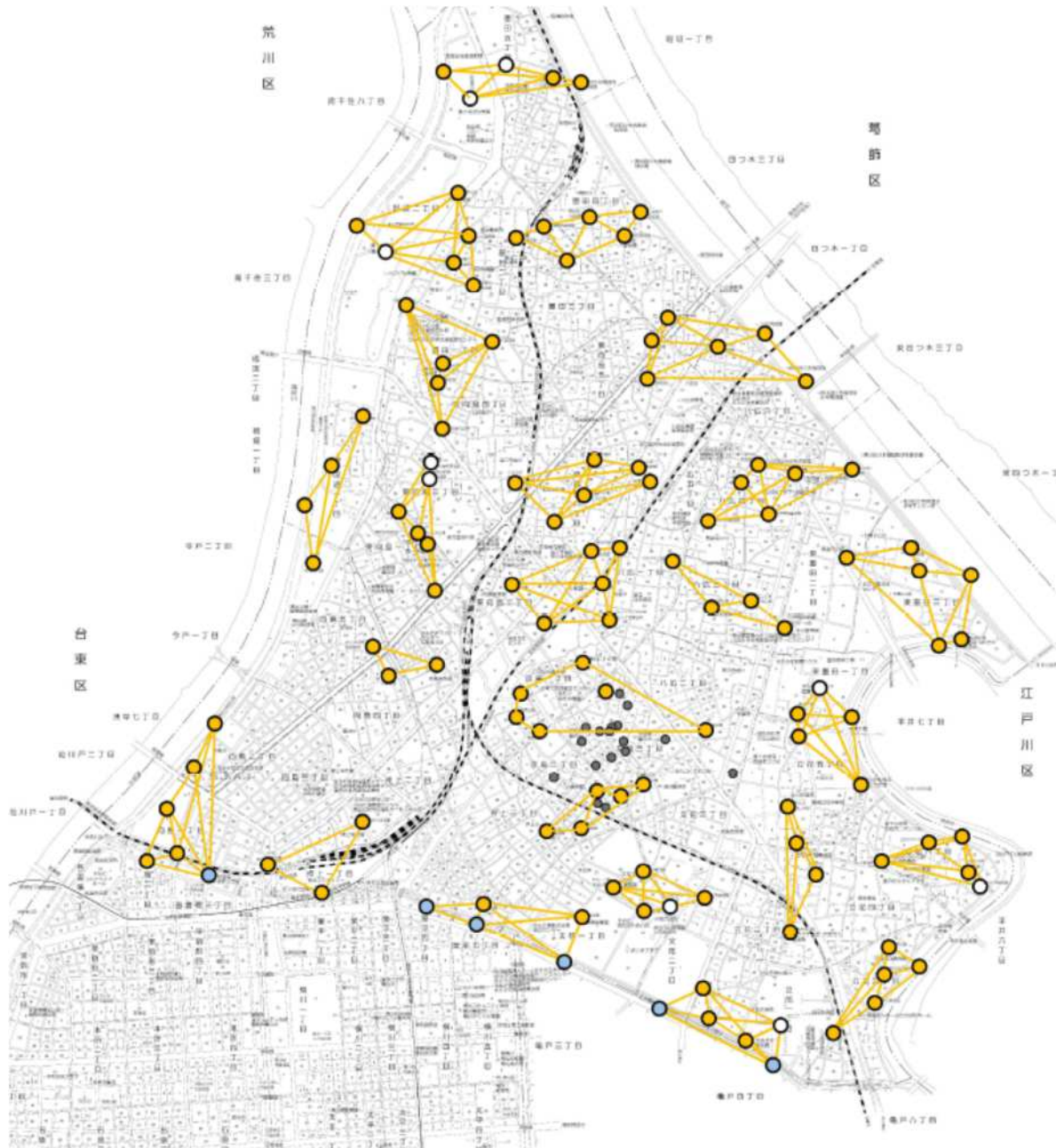


# 公園等配置図(北部)



## チームレベル1配置図(北部)

- レベル1の考え方：幼児や高齢者が気軽に使える
- チームに1つ以上設置する公園機能の例：遊具、健康器具、飲食テーブルなど
- レベル1のチーム数(北部)：24



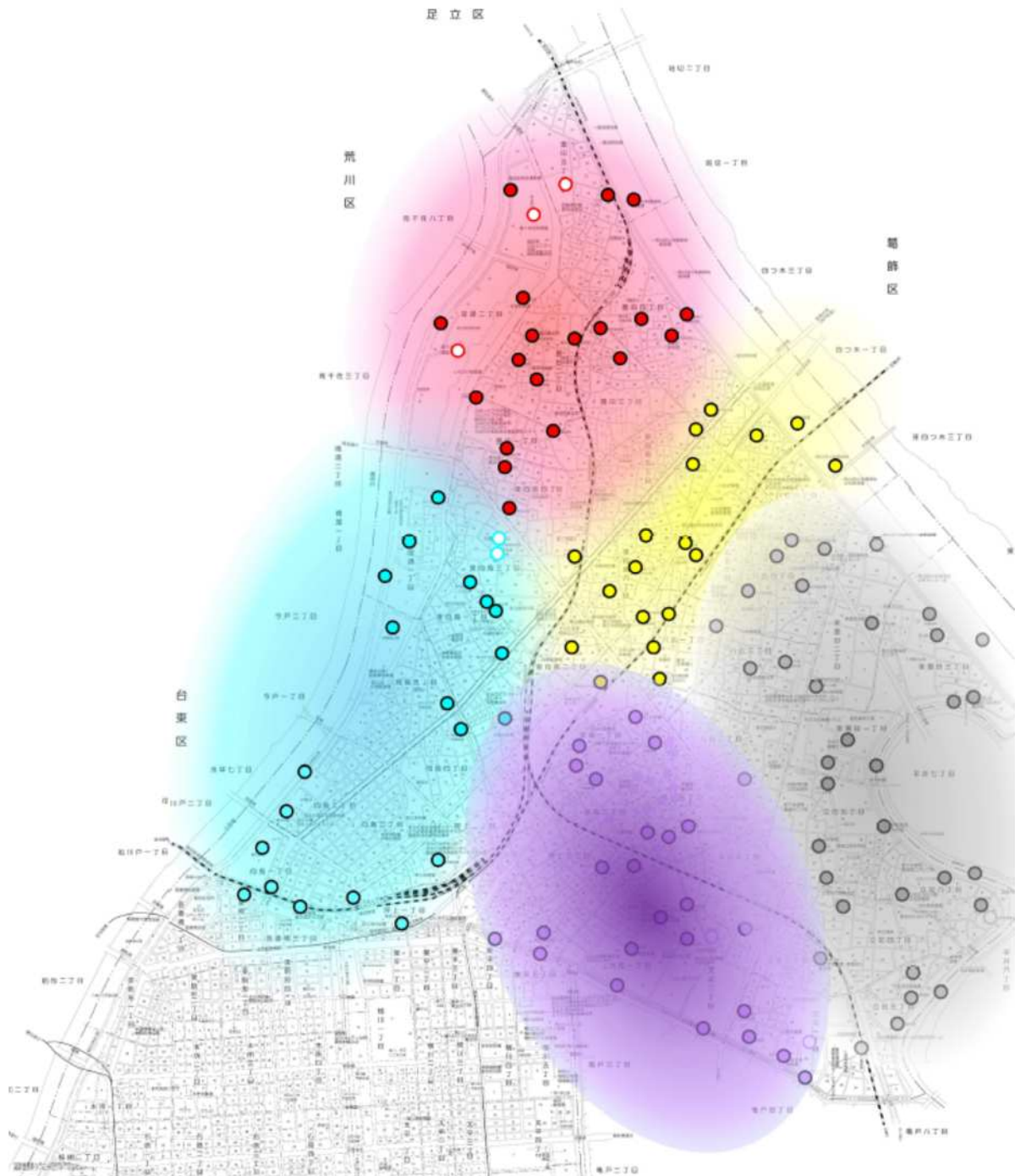


## チームレベル2 配置図(北部)

○レベル2の考え方：小・中学生が気軽に使える

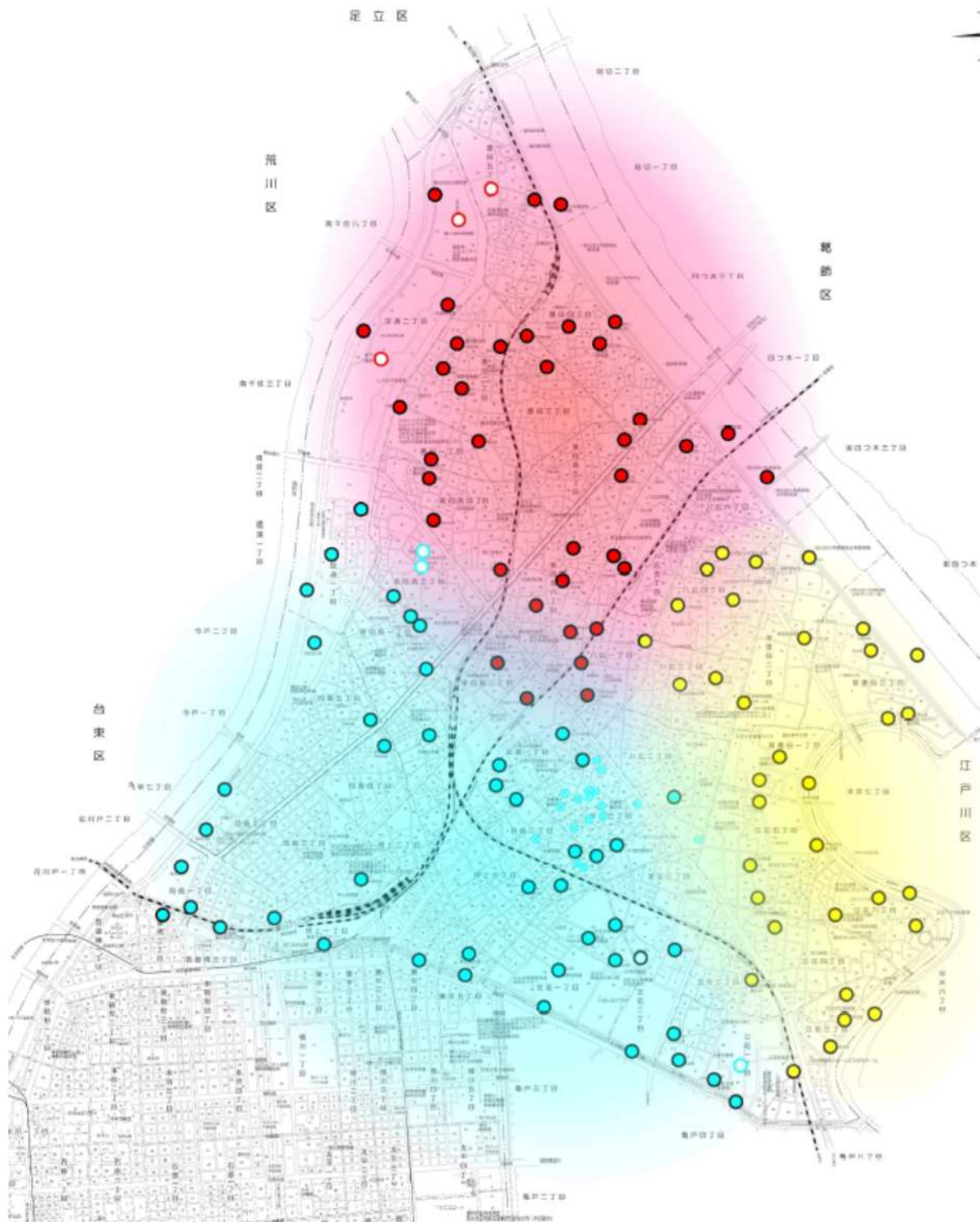
○チームに1つ以上設置する公園機能の例：ボール遊び広場、特色ある遊具など

○レベル2のチーム数(北部): 5



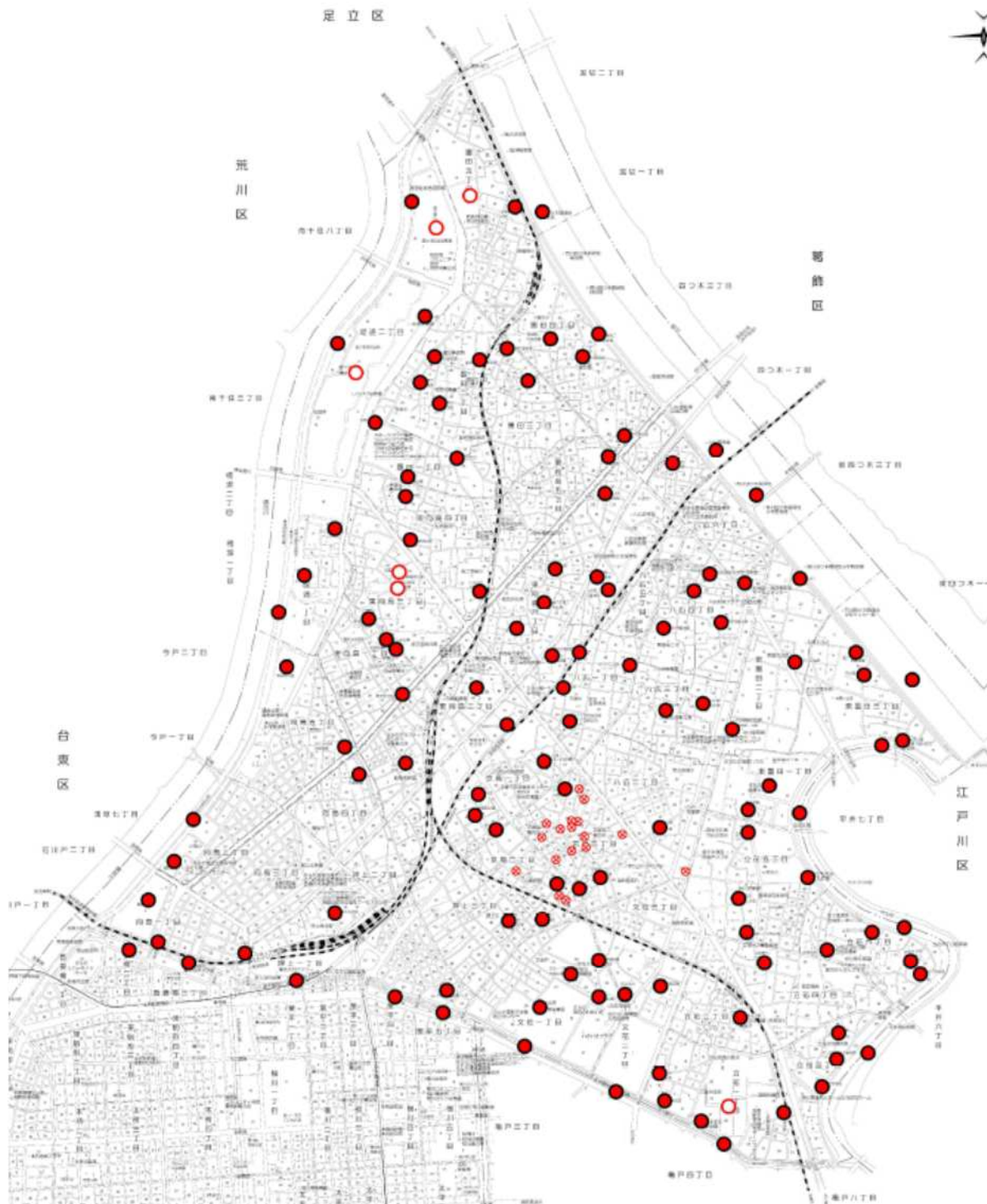
### チームレベル3 配置図(北部)

- レベル3の考え方：家族とのお出かけなどで使える
- チームに1つ以上設置する公園機能の例：芝生広場、イベント広場、水遊び広場など
- レベル3のチーム数(北部): 3



## チームレベル4 配置図(北部)

- レベル4の考え方：新たなニーズに対応する施設や特殊な施設であり、設置場所が限られるものを設置
- チームに1つ以上設置する公園機能の例：ドッグランなど
- レベル4のチーム数(北部): 1

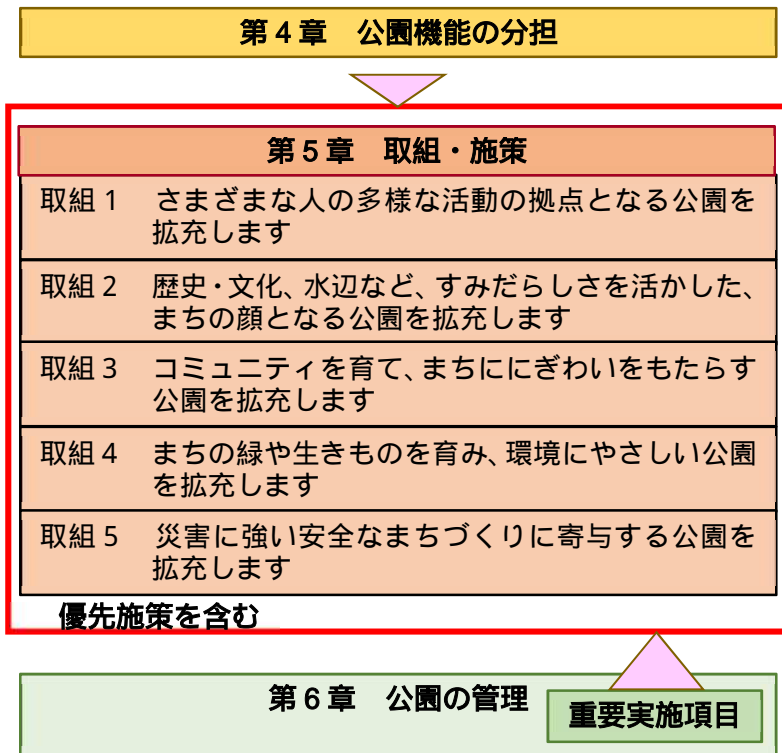


# 第5章

## 取組・施策



# 1 体系



公園等は、本区の貴重なオープンスペースであり、生活をより豊かにするためのさまざまな役割を担った必要不可欠な存在です。

そこで、公園の役割は、「目指す公園像」を実現するためには当然に踏まえるべきものであるため、公園の役割を、多様な活動の場、まちの魅力向上、コミュニティ形成・活性化、自然環境、防災、の5つに整理し、これを取組1～5としました。

本章では、今後、実施する施策を定め、これらの施策を取組1～5に基づき分類するとともに、本プランにおいて早期に実施する施策である、「優先施策」について示しています。

## 2 取組・施策

目指す公園像や3つの視点を踏まえた上で、上位計画、前プランの改定時以降の社会情勢の変化、第2章で示した利用者ニーズ等から施策を定め、次のとおり、公園の役割に基づき整理した取組 ～ に分類しました。

表 17 取組、施策の一覧表

番号	施策	SDGs	優先施策
<b>取組</b> さまざまな人の多様な活動の拠点となる公園をつくります			
-1	子どもや子育て世帯が利用しやすい公園をつくる		
-2	高齢者の健康寿命の延伸に資する公園をつくる		-
-3	自然を感じられ、心身ともにリフレッシュできる公園をつくる		-
-4	利用者の健康の維持増進に役立つ公園をつくる		-
-5	特色のある遊具、広場など、特色のある公園をつくる		-
-6	インクルーシブな公園をつくる		-
-7	誰もが身近に感じられる公園をつくる		-
<b>取組</b> 歴史・文化、水辺など、すみだらしさを活かした、まちの顔となる公園をつくります			
-1	水辺公園を中心とした水と緑のネットワークをつくる		
-2	まちのシンボルとなり、魅力的な都市景観を形成する公園をつくる		-
-3	歴史や文化を活かした公園をつくる		-
<b>取組</b> コミュニティを育て、まちににぎわいをもたらす公園をつくります			
-1	地域活動の場となり、にぎわいが生まれる公園をつくる		-
-2	まちを訪れる人が増え、さまざまな交流が生まれる公園をつくる		-
<b>取組</b> まちの緑や生きものを育み、環境にやさしい公園をつくります			
-1	まちの自然環境の保全や創出に資する公園をつくる		-
-2	緑や生きものを身近に感じられ、緑を育てる拠点となる公園をつくる		-
-3	自然の特長やはたらきを活用した公園をつくる		-
<b>取組</b> 災害に強い安全なまちづくりに寄与する公園をつくります			
-1	身近な防災活動の拠点や避難場所等として活用できる公園をつくる		

(1) 取組1 (多様な活動の場): さまざまな人の多様な活動の拠点となる公園をつくります

【施策 -1: 子どもや子育て世帯が利用しやすい公園をつくる】



関連する SDGs17 の目標:

全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、子ども基本法が施行されるなど、社会全体として子ども施策の推進が求められています。

公園は、子ども達が身体を動かして自由に遊ぶことができるオープンスペースであり、子育て世帯や保育園等にとっても貴重な空間であることから、子育て支援の場としても重要な役割を担っています。

そこで、子どもや子育て世帯が公園をより利用しやすくなるように、乳幼児や児童向けの遊具(平井橋第二公園など)、どんぐりなどの実のなる樹木(どんぐり児童遊園など)、木陰のある砂場(八広中央公園など)、じゃぶじゃぶ池などの水遊び場(大横川親水公園など)等、子どもを対象とした施設等の整備を進めます。

また、これらの施設等の整備に当たっては、近隣にお住まいの方や町会への声掛けに加え、公園機能の分担のレベルに応じた範囲の小学校や保育園などにアンケートするなど、子どもの声を踏まえた上で、整備を進めます。

さらに、子どもの安全に特に配慮するため、保護者等が見守ることができるよう、公園の整備においてはベンチの配置を工夫するなど、見守りができる仕組みを検討します。

図 41 左: 幼児用遊具の例(くすみ児童遊園)、右: ドングリのなる樹木の例(どんぐり児童遊園)



図 42 左: 木陰のある砂場の例(八広中央公園)、右: 水遊び場の例(大横川親水公園)



## 【施策 -2：高齢者の健康寿命の延伸に資する公園をつくる】



関連する SDGs17 の目標：

全国的に、今後も高齢化は進んでいくと見込まれることから、公園を活用した高齢者の健康づくりのための運動の促進等は、公園の重要な役割の1つです。

そこで、公園が健康寿命の延伸に資するように、高齢者向けの健康器具や休憩などができる憩いの場（長浦いきいき広場など）を整備します。

また、現在も、保健衛生担当部署と連携して、すみだウォーキングマップに、各コース上に位置する健康器具が設置されている公園をプロットしていますが、高齢者の健康増進の観点から、今後もこの取組を続けていきます。

図 43 左：健康遊具の例(長浦いきいき広場)



右：すみだウォーキングマップ(2023 年度版)



## 【施策 -3：自然を感じられ、心身ともにリフレッシュできる公園をつくる】



関連する SDGs17 の目標：

河川等の水や緑などの自然は、人々に季節感とうるおいを与えるとともに、感性を育みます。しかしながら、都市部にある本区では、公園や河川以外では自然を感じられる場所は多くありません。

そこで、緑陰が確保され、河川等の水を眺められ、ベンチ等に座ったり散歩したりしながら、紅葉・新緑・花の香り・風などの自然を感じられる公園を整備します。

また、さまざまな公園機能を備えている比較的規模が大きな公園（錦糸公園など）では、植栽の配置などにより、静かに落ち着いて自然を感じられる空間を確保します。



図 44 緑陰とベンチのある憩いの場の例(錦糸公園)



【施策 -4：利用者の健康の維持増進に役立つ公園をつくる】



関連する SDGs17 の目標：

公園は、休養・散策、スポーツ、レクリエーション活動等ができるオープンスペースであることから、訪れた人の心と体の健康を維持増進することは公園の重要な役割の 1 つです。

また、子どもから高齢者まで、多くの方が健康の保持や増進等の健康づくりを目的に公園を利用しています。

そこで、利用者の健康の維持増進に役立つ、ジョギングコースをはじめとした運動施設（旧中川水辺公園など）や、多目的に利用できる広場（隅田公園そよ風ひろばなど）などの整備を進めます。

さらに、ウォークアブルの観点から、保健衛生担当部署と連携し、歴史や文化を象徴する公園、特色のある遊具がある公園、自然豊かな公園などを巡る、居心地が良く歩きたくなる散歩コースを設定するなど、利用者の心身の健康増進を図ります。

図 45 左：ジョギングコースの例(旧中川水辺公園)、右：多目的に利用できる広場の例(隅田公園そよ風ひろば)



【施策 -5：特色のある遊具、広場など、特色のある公園をつくる】



関連する SDGs17 の目標：

近年は、公園の機能や役割に対するニーズが多様化、高度化しています。芝生広場、ボール遊びができる広場、水遊びができる施設など、他の公園にはない特色のある遊具等の施設整備が求められており、これに応える施設を備えた公園を提供することが重要です。

そこで、「公園機能の分担」を進めるに当たり、それぞれの公園が特色を出していきように、地域ニーズに対応しつつ、次に掲げるような特色のある施設の配置を検討していきます。

なお、公園施設の選定にあたっては、イニシャルコスト・ランニングコスト等をトータルに考えたライフサイクルコストを意識しつつ、公園の設置目的及びコンセプトに合った施設を選定します。

特色ある施設を持つ公園をつくる

ユニークなデザインの複合遊具をはじめ、アスレチック遊具、水遊び場、ボール遊び広場、ドッグラン、スケートボードパーク、交通ルールが学べる施設等の特色のある設備の設置や、立地条件、利用者の要望等に応じて芝生広場の整備を進めます。

あわせて、バーベキュー広場、キャンプ広場、ウォータースポーツの拠点など、今まで区になかった施設について、利用者の要望等に応じて設置を検討します。

さらに、トイレは利用者の利便に供する施設ですが、デザインや機能にさまざまな工夫をすることができる施設でもありますので、「墨田区公園等公衆トイレ改築方針」を踏まえ、区を代表する公園のトイレを改築する際には、デザインや機能を強化したトイレにすることを検討します。

図 46 ロケットをイメージした遊具の例(錦糸公園)、交通公園の例(堤通公園)



図 47 デザインや機能を強化したトイレの例(隅田公園)、複合遊具の例(両国第一児童遊園)



### 立地を活かした特色ある公園をつくる

こまどり児童遊園や豎川親水公園は、雨に濡れずに遊べたり、大きな日陰ができるなど、立地を活かした全天候型の公園となっているので、首都高速道路や鉄道の高架下にある公園等では、立地を活かした特色ある公園整備を進めていきます。

図 48 高架下を活用した公園の例(左:こまどり児童遊園、右:豎川親水公園)



### イベント等が開催しやすい公園をつくる

特色ある公園の一つとして、隅田公園や錦糸公園のようにイベント等の開催により賑わっている公園が挙げられます。

そこで、舗装広場や電気設備の整備、単管等を固定するためのさや管の設置などにより、イベント等が開催しやすい公園をつくります。

あわせて、音響設備等の貸出等を行い、イベント等の開催を支援します。

図 49 イベント支援施設の例(左:電気設備、右:単管固定用さや管の使用状況)



【施策 -6: インクルーシブな公園をつくる】

関連する SDGs17 の目標:



インクルーシブ(多世代、多文化共生)の視点は、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、その重要性が増してきています。公園に関しても、誰でも快適に使える公園づくりを目指すことが大切です。

そこで、年齢や文化の違い、障害の有無にかかわらず、子どもから大人まで、すべての人が利用できるインクルーシブ公園の整備を進めます。

具体的には、障害の有無にかかわらず全ての子ども達が遊べるインクルーシブ遊具の設置、園路・出入口等における段差解消、手すり設置、音声・点字案内等によるバリアフリー化、外国人の利用などの多文化共生に対応したサインの整備等を進めます。

また、トイレについては、「墨田区公園等公衆トイレ改築方針」に基づき、順次、バリアフリートイレに改築していきます。その際、ベビーシート、ベビーチェア、ユニバーサルシートなどの設備について、トイレブース内に設置可能なスペースがある、不適切利用がされにくい環境である等の状況に応じて、設置を検討していきます。

さらに、引き続き、福祉保健部署と連携して、障害者団体による緑化や清掃活動など、公園内で障害者が活躍できる環境を整備していきます。

図 50 インクルーシブ遊具の例(両国第一児童遊園)



## 【施策 -7：誰もが身近に感じられる公園をつくる】



関連する SDGs17 の目標：

### 公園的空間との連続性を生かした公園をつくる

まちづくりにおいて公園は、単独でその機能を発揮するだけでなく、公園に近い存在である水辺空間や民有のオープンスペースなどとつながって一体的に利用できるようにしたり、水面や民有の樹林地を公園の背景としたりすることができます。これにより、利用者は公園と公園的空間を一体的、かつ、広がりを持つ空間として捉えることができます。

そこで、公園側から、近隣の水辺やオープンスペースとの連続性を確保していくため、あずま百樹園のキャンパスコモンのように柵や遮蔽植栽を撤去したり、利用できる公園的空間への連絡口を設置したりするなど、公園と周囲の空間とのつながりを意識した整備を行い、利用者にとっての公園的空間を広げていきます。

図 51 公園と公園的空間が連続する例



(あずま百樹園(キャンパスコモン)、千葉大学墨田サテライトキャンパス、情報経営イノベーション専門職大学)

### 新たな公園を確保する

都市部である本区においては、新たな公園の確保は難しい状況にありますが、区民にとって気軽に行ける身近な公園が十分に確保できていない現状を踏まえ、機会を捉えて公園の確保に努めることが大切です。

そこで、河川テラスの整備、市街地再開発事業や鉄道の連続立体化事業、荒川・隅田川のスーパー堤防等整備などの機会を捉えて新たな公園を確保します。

また、既存公園の隣接地を買収することによる公園拡張、長期間利用されていない公有地の公園化、立体都市公園制度の活用などについても、公園確保の方法の一つとして実施を検討します。

なお、新たな公園の整備は、周辺に既設の公園が少ない地域を優先し、誰もが公園を身近に感じられるようにします。

図 52 両国リバーセンター(河川テラスの公園化:隅田川緑道公園)

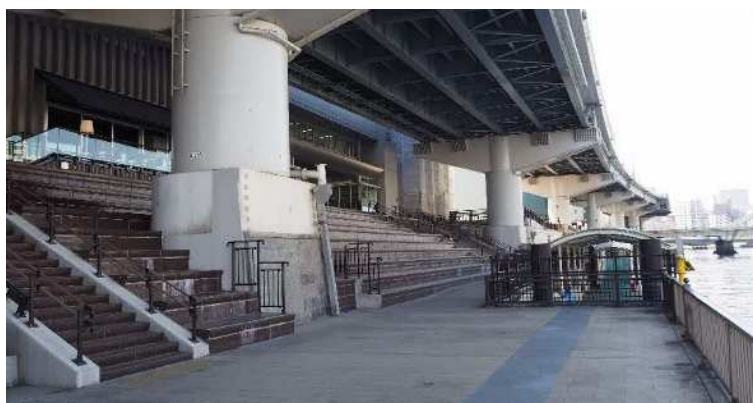


図 53 既存公園隣接地を買収して公園拡張した例(東向島北公園)



(2) 取組2(まちの魅力向上): 歴史・文化、水辺など、すみだらしさを活かした、まちの顔となる公園をつくります

【施策 -1: 水辺公園を中心とした水と緑のネットワークをつくる】

関連する SDGs17 の目標:



河川が区の外周や区内を縦横にめぐる環境は、本区の特徴です。公園は、この特徴を活かした、まち歩き観光の回遊性向上や、都市の熱環境改善に資する「風の道」の確保など、親水性と安全性を備えた『水都すみだ』の再生に大切な役割を担っています。

「第二次墨田区緑の基本計画」では、水や緑の連続した空間や拠点などからなり、エコロジカルネットワークの一翼を担う骨格軸となる箇所を「水と緑のネットワーク」と位置付けています。これは、旧中川水辺公園のように水や緑の線的・面的な広がりを形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮し、快適でうるおいのある都市空

間を創出するものです。

そこで、河川空間の一体性や連続性を、水と緑のネットワーク形成に活かすよう、河川テラスの整備が完了した箇所等を公園としていきます。

また、ネットワークの形成により回遊的な利用が可能になることから、観光資源やウォーカブルシティとしての活用、区民の散歩・ジョギング等の健康づくりにも活かせるように整備します。

図 54 水と緑のネットワークの例(旧中川水辺公園)



図 55 「風の道」イメージ(都市計画マスタープラン)

■ 「風の道」イメージ

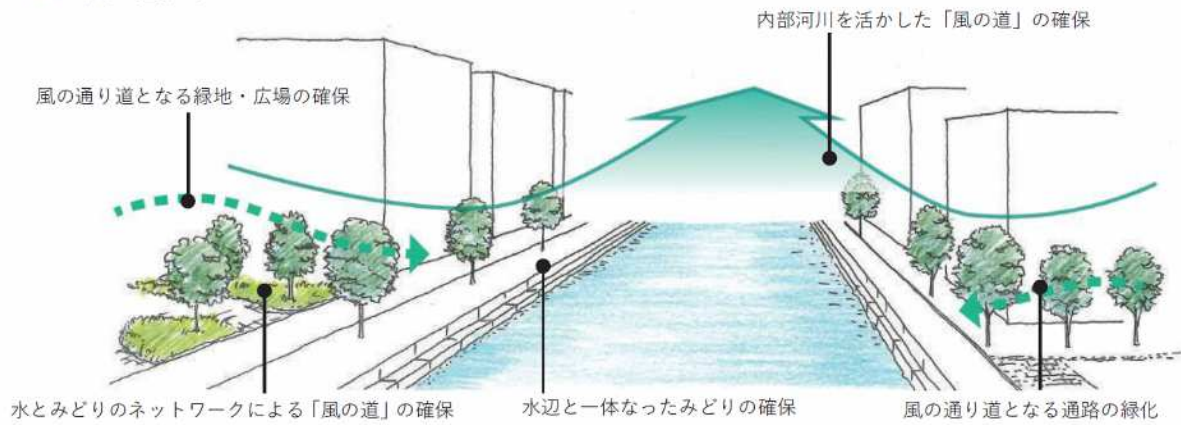




図 56 水と緑のネットワーク(第二次緑の基本計画を一部加筆)

将来像図

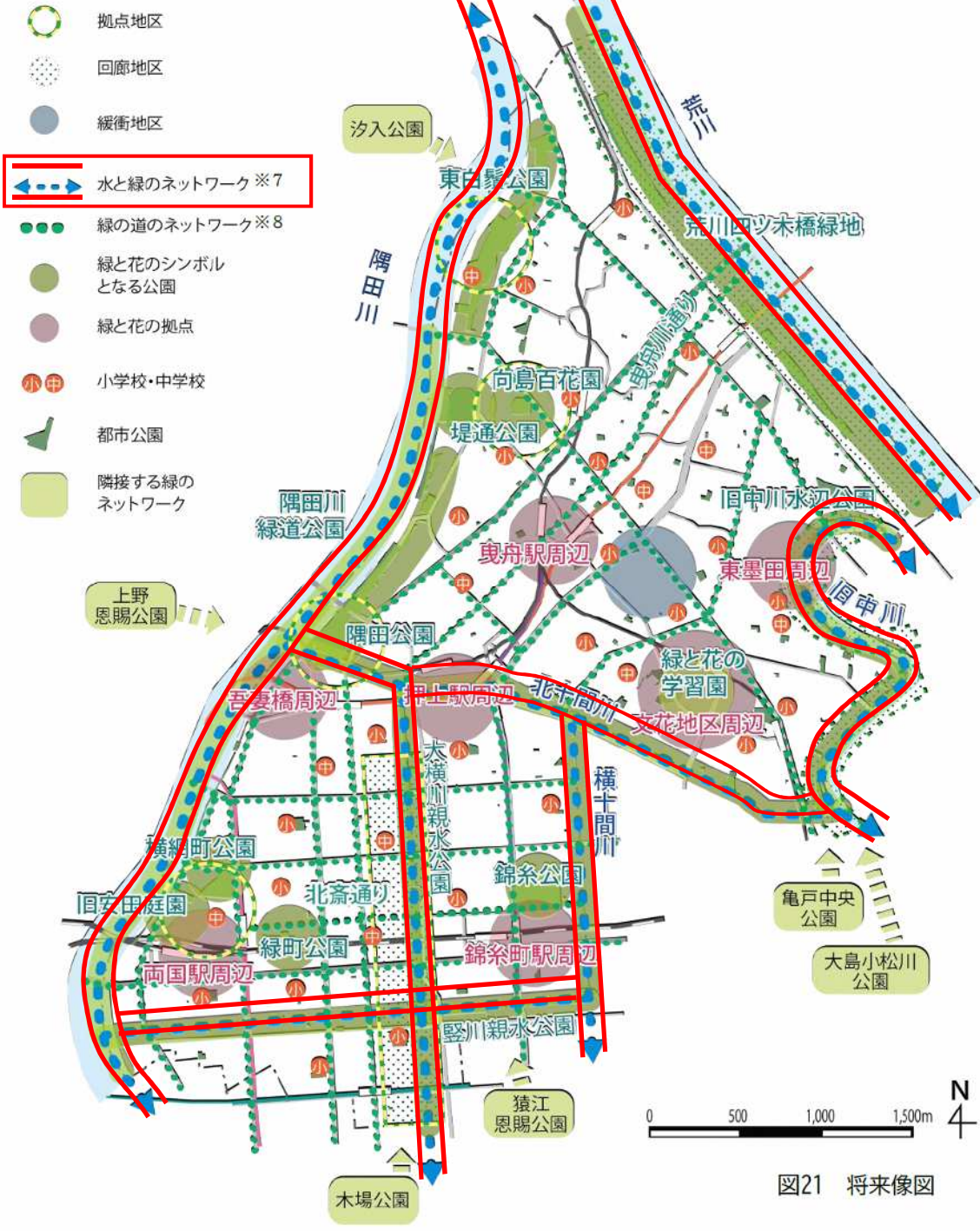


図21 将来像図

【施策 -2：まちのシンボルとなり、魅力的な都市景観を形成する公園をつくる】



関連する SDGs17 の目標：

まちのシンボルとなる公園をつくる

大規模な公園を地域のシンボルとして整備したり、小規模な公園でもシンボルとなる樹木やモニュメント、歴史遺産等を活かしたりすることは、区民の愛着の醸成や観光客の誘致にも役立ちます。

そこで、公園の自然、歴史・文化、レクリエーション施設等の資産を最大限活用し、隅田公園や錦糸公園のような、まちのシンボルとなる公園をつくります。

また、公園の外のランドマークや公園に連なる水や緑の景観と一体となって、地域のシンボリック景観を有している場所は、その景観の前景等になる公園内の樹木や芝生等の植栽、土地の起伏、園路広場、池と橋などの公園施設のデザインを良好に維持していきます。

図 57 シンボル公園の例(左:隅田公園、右:錦糸公園)



### 魅力的な都市景観を形成する公園をつくる

水や緑とオープンスペースを主体とした空間として都市に溶け込み、すみだを代表する都市景観の一部を形作ることは、公園の大切な役割の1つです。

北十間川・隅田公園観光回遊整備事業の一環で整備した隅田公園では、北十間川、道路、鉄道高架下と一体的に整備することにより、周辺地域への回遊性を向上させるとともに、まちの顔となる新たなにぎわい空間を創出しています。

そこで、公園の整備においては、公園内はもとより、公園の外の河川や緑地等の景観との一体性も考慮します。

また、公園は、その外観自体が良好な都市景観づくりに重要であることから、公園整備や維持管理において魅力的な都市景観を創出・維持するよう努めます。

図 58 隅田公園、北十間川、道路、鉄道高架下の一体的整備による魅力的な都市景観



### 【施策 -3：歴史や文化を活かした公園をつくる】

関連する SDGs17 の目標：



公園は、地域の歴史や文化を伝え、文化的雰囲気のあるまちづくりに寄与する都市施設としてだけでなく、区民の教養・愛着等の醸成や、観光客誘致の面においても重要な役割を担っています。

そこで、公園内で適切に保存・活用されている歴史・文化資源(旧安田庭園など)は、原則として現状を維持し、利用者の鑑賞等に供する整備を行います。

また、周囲の土地利用や景観と合わせ、特有の歴史的景観を有している場所は、その構成要素となる公園内の植栽やデザインを良好に維持していきます。

図 59 江戸時代の日本庭園を継承している公園(旧安田庭園)と墨堤の風景を継承している公園(隅田公園)



(3) 取組3 (コミュニティ形成・活性化): コミュニティを育て、まちににぎわいをもたらす公園をつくります

【施策 -1: 地域活動の場となり、にぎわいが生まれる公園をつくる

関連する SDGs17 の目標:



地域コミュニティの拠点となり、地域のにぎわいが生まれる公園をつくる

公園は、緑豊かな環境の下、誰でも利用できる公共のオープンスペースであることから、人々が集い、さまざまな地域イベントやラジオ体操、ボランティア活動などのコミュニティ醸成の場として、まちににぎわいをもたらすための大切な役割を担っています。

そこで、公園が地域コミュニティの拠点となるように、公園を利用している区民や地域団体等との連携を図っていきます。

図 60 イベントの開催例(隅田公園)



公園におけるボランティア活動等の区民活動をサポートする

公園では、その整備・管理のさまざまなステージで区民等が参加することにより、協働・共創による緑化が推進されていますが、意見交換会を実施するなど、愛護団体と区との連携を高めています。

また、公園で活動する区民のニーズを的確に把握し、活動場所の確保や用具の貸出等、必要な支援を行っています。

【施策 -2：まちを訪れる人が増え、さまざまな交流が生まれる公園をつくる】



関連する SDGs17 の目標：

公園は区民だけでなく、区を訪れる観光客や区で働く人々、ビジネス目的で訪れる人々などが、人と会ったり、観光したり、休憩や食事をしたりする場所等としても利用されています。

このように、公園は「訪れたいまち」を実現するための大切な役割を担っています。

そこで、来街者と区民とが交流しやすい空間や、仕事上の休息の場の提供等により、区を訪れる人々が増加し、さまざまな交流の機会が生まれるような公園をつくります。

図 61 交流の場の例(隅田公園)



(4) 取組4 (自然・環境): まちの緑や生きものを育み、環境にやさしい公園をつくります

【施策 -1: まちの自然環境の保全や創出に資する公園をつくる】



関連する SDGs17 の目標:

まちの自然環境の保全や創出に資する公園をつくる

令和4年(2022)年度に「2030 生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)」が、ネイチャーポジティブ宣言を行うなど、近年、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることに注目が集まっています。公園は、水や緑等の自然資源を多く有するとともに、多種多様な生物が生息している施設です。高度に市街化した本区では、公園の確保と適切な維持管理によって、貴重な自然環境を保全・創出し、生物の生息・生育空間や移動経路の一部となることで、ネイチャーポジティブを実現していくことは重要です。

そこで、公園の持つ貴重な自然環境を保全・創出し、生態系を維持していくために、引き続き公園内の緑化を推進していくとともに、環境部署と連携の上、職員やボランティア人材の育成に努めていきます。

図 62 水や緑等の自然資源が豊富な公園(大横川親水公園)



環境にやさしい公園をつくる

本区は、令和3(2021)年度に「SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業」に選定され、SDGsの達成に向けた優れた取組を行う都市に位置付けられています。

さらには、地球温暖化を防ぐための行動を加速させ、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、令和3(2021)年10月に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明しました。

近年、地球温暖化等の影響により、夏季の猛暑が著しくなり、熱中症の危険性が増していることから、屋外空間を主とする公園においては、持続可能なまちづくりに向けて、その役割を果たしていくことが求められています。

そこで、カーボンニュートラル推進の一環として、温室効果ガス吸収源となる植物による緑陰の確保や土地・構造物の被覆(白鬚公園など)を進めるとともに、遊具等の直接手が触れるものへの遮熱性塗装や環境舗装の導入等を検討します。

また、災害の発生等に伴い、ライフラインが停止しても公園が機能するよう、園内灯をはじめとした公園施設に使用する電力について、既に園内灯の一部で導入している太陽光発電だけでなく、風力発電や蓄電による再生可能エネルギーの活用を検討します。

さらに、省資源・省エネルギーに資するための園内灯 LED 化、リサイクル材を使用するなどの環境に配慮した素材の遊具、ベンチ等を設置していきます。

図 63 緑陰の例(白鬚公園)



【施策 -2：緑や生きものを身近に感じられ、緑を育てる拠点となる公園をつくる】

関連する SDGs17 の目標：



緑や生きものを身近に感じられる公園をつくる

市街化が進み、自然資源が限られた本区においては、公園は自然環境の保全・創出の取組によって、生きものを観察する機会や自然と触れ合える機会を与えたり、貴重な環境教育・環境体験学習の場となったりする大切な役割を担っています。

そこで、環境部署と連携の上、公園の自然資源を活用して、大学、専門学校、小中・高校等のフィールドワーク・環境学習の場として活用できる、旧中川水辺公園や大横川親水公園のような自然に触れ合える公園を整備していきます。

あわせて、かいぼりイベントやバードウォッチングなどの自然観察の機会を得られる利用プログラムについても、環境部署と連携の上、検討していきます。

図 64 緑や生きものを身近に感じられる公園の例(左:旧中川水辺公園、右:大横川親水公園)



#### 緑を育てる拠点となる公園をつくる

公園は、植栽の充実と適切な維持管理により、新たな緑を生み出す場として、区の緑を育てる拠点となる大切な役割を担っています。

そこで、区民の緑化活動の支援を担う緑と花の学習園の機能を強化し、区民活動の場や機会を充実させ、区民発意の緑化推進を支援するとともに、各公園の緑化に努め、緑豊かな空間を創出していきます。

図 65 緑と花の学習園





### 【施策 -3：自然の特長やはたらきを活用した公園をつくる】



関連する SDGs17 の目標：

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。公園は、水や緑を資源として、多様な機能を発揮する社会資本の一つであることから、グリーンインフラの機能を発揮することが大切です。



そこで、公園の整備・管理運営においては、雨水の浸透による洪水の抑制、植物の CO<sub>2</sub> 吸収による温室効果ガス削減、良好な景観形成や健康増進等、グリーンインフラの充実を図っていきます。

図 66 グリーンインフラとして機能を発揮している例(左：業平公園、右：大横川親水公園)



(5) 取組5 (防災): 災害に強い安全なまちづくりに寄与する公園をつくります

【施策 -1: 身近な防災活動の拠点や避難場所等として活用できる公園をつくる】

関連する SDGs17 の目標:  

災害時の拠点となる公園をつくる

公園は、災害に強い安全なまちづくりのためのオープンスペースとして、災害時の避難地や避難路、復旧支援の拠点として重要な役割を担っています。

そこで、既存の公園の避難場所等としての機能を充実していきます。

また、公園の植栽は、災害発生時の延焼防止に役立つよう、樹種の選定や配植を考慮していきます。

さらに、本区は、地形的に水害の危険性が高いことから、水害による被害を回避・低減する方策として、荒川や隅田川のスーパー堤防等の整備、市街地再開発事業等と連携した高台まちづくりに寄与する公園の整備を検討していきます。

図 67 広域避難場所に指定されている公園の例(荒川四ツ木橋緑地)



災害時対応施設を充実させる

公園が一時集合場所や避難場所として機能するためには、災害時のさまざまな制約下において、避難した人々が一時的に滞在することができるよう、最低限の機能を有しておく必要があります。

曳舟なごみ公園や曳舟やすらぎ広場をはじめとする一時集合場所となっている公園等では、避難者誘導用のサインが設置されており、一部の公園等では、かまどベンチ、マンホールトイレ、ソーラー照明灯等、防災機能を有する設備を設置しています。

今後も引き続き、公園の整備の際には、これらの防災機能を有する設備を設置するとともに、更なる防災機能の強化のため、QRコードによる避難誘導情報の提供、蓄電池設備の整備などを検討していきます。

なお、公園は誰もが自由に使える施設であることから、使い方を平常時又は非常時と区分するのではなく、平常時にも非常時にも使える「フェーズフリー」な公園として整備していきます。

図 68 防災時対応施設の例

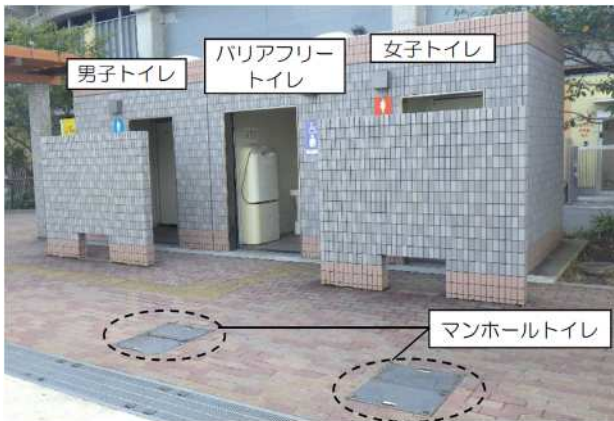
収納ベンチ(曳舟なごみ公園)



かまどベンチ(曳舟やすらぎ広場)



災害対応機能を備えたトイレ (曳舟さくら公園)



マンホールトイレ



### 防火水槽を改修する

公園内には、占用物件として防火水槽が60基(令和5年4月1日時点)あります。老朽化しているものが多いため、防火水槽がある公園の改修に当たっては、必要に応じて、防災部署等の占有者に防火水槽の更新等を促していきます。

### 防災設備の利用方法を周知する

公園整備の中で防災設備を設置した際には、町会や地元の方々に対して、利用方法の説明や実演を行い、災害の際に利用できるようにしています。

今後も、防災部署や町会等と連携し、防災訓練等の機会を利用して、防災設備の利用方法を周知していきます。

### 3 優先施策

前項に示した施策のうち、第3章で示した3つの視点における「重視するキーワード」と密接に関係し、かつ、「早期に実施する必要性」の高い施策を、優先施策として位置付けました。これらの施策は、本プランの早期において実施していきます。

#### (1) 優先施策1：施策 -1 子どもや子育て世帯が利用しやすい公園をつくる

こども基本法の施行や、国や都における「こどもまんなか社会」の実現に向けた動向をはじめ、区も「墨田区基本計画」における「『暮らし続けたいまち』の実現」の中で「緑豊かな公園など、子育てや交流しやすい住環境づくり」を掲げており、令和5年度には「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を策定していることなどから、子どもに関する施策を更に推進していく必要があります。

##### 【展開する事業名・事業内容】

###### ○公園等新設・再整備事業

「公園機能の分担」に基づき、子どもを対象とした公園機能（遊具、特色ある遊具、ボール遊び広場等）が位置付けられた公園等において、公園機能の分担のレベルに応じた範囲の子どもや子育て世帯の声等を踏まえ、子どもを対象とした施設等の整備を優先的に進めます。

#### (2) 優先施策2：施策 -1 水辺公園を中心とした水と緑のネットワークをつくる

区の内部河川において、東京都と区が連携して河川テラスの修景整備を進めており、一定程度の整備が進捗している状況です。

河川が区内を縦横にめぐる立地は区の特徴であり、これを最大限に活かしていくため、今後も引き続き、東京都と連携して河川テラスの修景整備を進めていくとともに、整備が完了した河川テラスを公園化していく必要があります。

##### 【展開する事業名・事業内容】

###### ○江東内部河川整備事業

引き続き、東京都と連携し、河川テラス整備や内部河川の各合流部における整備を進め、河川空間の一体性や連続性を確保し、都市生活にうるおいとやすらぎを与える水と緑の骨格軸の整備を進めていきます。

#### (3) 優先施策3：施策 -1 身近な防災活動の拠点や避難場所等として活用できる公園をつくる

近年、台風の激甚化や局地的な豪雨の増加が顕著になり、各地で自然災害による甚大な被害が発生しています。

また、近い将来、首都直下地震が東京を襲う可能性が高くなっていることを踏まえ、早急に災害時に対応できるよう、防災性を向上させる必要があります。

##### 【展開する事業名・事業内容】

###### ○公園等新設・再整備事業

「公園機能の分担」に基づき、防災に係る公園機能（植栽：延焼防止効果のある植栽、ベンチ：避難した人々が一時的に滞在することを想定したかまどベンチ、収納ベンチ など）を、公園等の立地条件、当該機能の配置バランス等を考慮し、優先的に整備します。

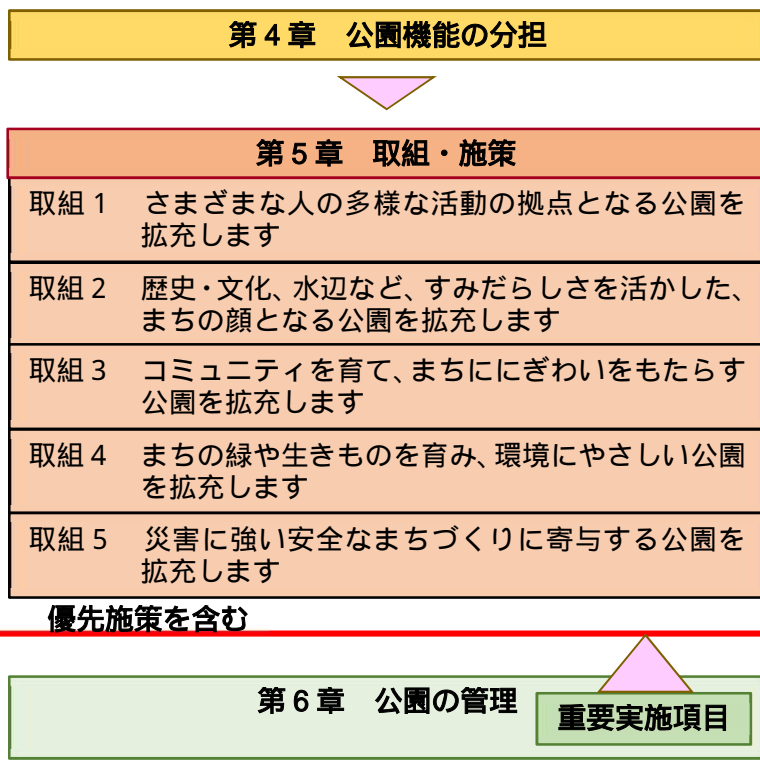


# 第6章

## 公園の管理



# 1 体系



本章では、公園がその役割を発揮するための前提となる施設や植物などの維持管理、及び民間活力の活用やDXの推進をはじめとする運営管理について示しています。

## 2 維持管理



関連する SDGs17 の目標：

遊具をはじめとした施設の点検・保守、植栽のせん定・刈り込みなど、公園の維持管理は次の(1)~(3)により行い、利用者が快適に公園を利用できるよう、常に安全、安心、清潔な状態を保ちます。

### (1) 施設の維持管理

公園を快適に利用できるよう、遊具等の日常的及び定期的な点検・保守、老朽化した施設の修理・更新を行うほか、機器等の正しい運転、十分な清掃、立入禁止箇所の保安等の維持管理をきめ細かく行っていきます。

また、ほとんどの公園が24時間利用可能であり、周囲に開かれた空間であることから、照明の確保や植栽の適切なせん定・刈り込みによって暗がりや視界を解消したり、見通しを確保したりすることで、安全・安心に利活用できる環境を整えます。

図 69 遊具点検の状況



### (2) 植物の維持管理

公園の植栽に関しては、せん定や落ち葉等の維持管理に対する要望・苦情を多くいただいています。とりわけ樹木は、長い年月のうちに成長することで、老木化や過密化による生育不良から、倒木・落枝の危険性が増します。

そこで、樹木についてはせん定や除草のほか、必要に応じてかん水、病虫害防除等を行い、芝生や草花、水辺、ビオトープなども植栽の美観や健全性を維持する管理を適切に行っていくとともに、健全度の低い植栽については、必要に応じて更新していきます。

図 70 樹木せん定の状況





### (3) 利用マナー

区では、喫煙、不法投棄、ボール遊び、騒音等の迷惑行為に関する要望・苦情が多く、利用者へのマナー啓発が求められています。公園を安心・快適に利用するためには、利用者の協力により、適正な利用を啓発していく必要があります。

対象となる行為には、ボール遊びのように利用ルールを定めることで改善が期待できるものもありますが、その他の迷惑行為等は、公園管理者が常駐しない本区では看板等による注意喚起が基本となるため、利用マナーの啓発に効果的なデザインや設置方法を検討していきます。

図 71 公園利用マナー啓発の看板例(八広公園)



### 3 運営管理



関連する SDGs17 の目標：

公園の運営管理は、次の（１）～（５）により行います。

#### （１）民間活力の活用

公園の整備・管理運営の各段階において、区民、民間事業者等の民間活力を活用し、財政負担の低減、ノウハウの活用、にぎわいの創出等を図っていきます。

民間活力の導入に当たっては、区民福祉の向上や経費の節減等の導入効果が期待できるかを十分検討した上で、期待できると判断したものに関して積極的に導入していきます。

また、区民や民間事業者等の各主体との協働により、公園の管理運営に係る課題を抽出・共有できる仕組みを検討し、より良い公園づくりに活かしていきます。

民間活力の活用については、民間の主体ごと、活用の種類ごとに、次に掲げる方法により推進します。

#### （ア）区民等との協働をより一層進めます。

##### a 公園整備

公園の新設や全面改修を行う際には、地域住民とともに公園整備の内容や設置する遊具等を検討するワークショップを行う場合や、地域団体、小学校・保育園等へアンケートを行い、得られた地域住民のニーズに合わせた整備案を検討する場合があります。

今後は、誰もが快適に公園を利活用できるよう公園機能の分担を進めますので、公園機能のレベルに応じた意見収集を行うことで、より一層公園に対する愛着を区民や利用者に持っていただけるように公園の整備を進めていきます。

##### b 区民等による公園の維持管理

第２章で紹介したとおり、区内には、公園等愛護協定に基づく地域団体による公園清掃が行われている公園や、区民・地域団体等による花壇管理が行われている公園が多数あります。

今後も愛護団体等との意見交換や資材の提供等を適切に行い、区民とともにより良い公園環境の整備を進めていきます。

また、公園整備に当たって意見収集する際に、区から公園愛護団体等への参加や花壇管理について案内等を行うことで、より一層区民参加の公園管理を進めていきます。

図 72 公園愛護団体による花壇管理状況(墨田二丁目児童遊園)



(イ) 都市公園法に基づく設置管理許可制度や、地方自治法に基づく指定管理者制度等を活用します。

a 設置管理許可制度

設置管理許可制度とは、都市公園法第 5 条に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に飲食店等の便益施設や運動施設、教養施設等の公園施設の設置・管理を許可できる制度です。この制度で許可される期間は最長で 10 年ですが、更新も可能です。

隅田川緑道公園にあるカフェや旧安田庭園にある刀剣博物館等が本制度を用いて設置された公園施設です。

図 73 左:隅田川緑道公園にあるカフェと、右:旧安田庭園にある刀剣博物館

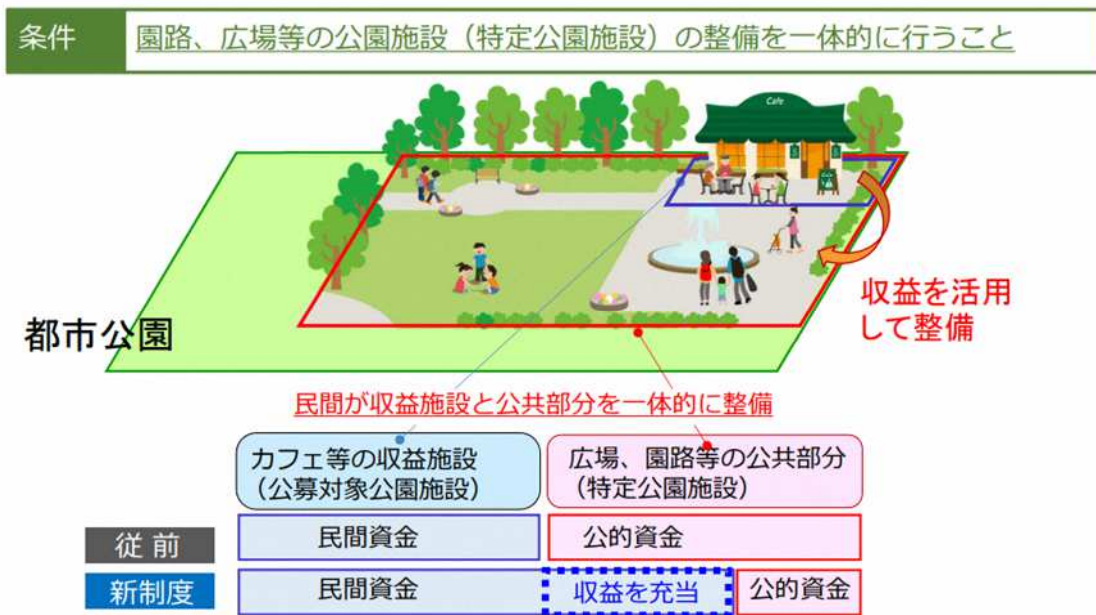


b 公募設置管理制度 (Park-PFI)

公募設置管理制度とは、前述した設置管理許可制度の特例措置であり、平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられました。

この制度では、施設の設置者は、設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、建ぺい率の緩和措置(+10%)や設置管理許可期間の緩和措置(最長 20 年)が適用されます。

図 74 P-PFI のイメージ



出典:「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」国土交通省

#### c PFI

PFI とは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づくものであり、公共事業を実施するための手法の一つです。

民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法です。

#### d 指定管理者制度

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせることができる制度として、平成 15 年の地方自治法の改正により創設された制度です。

この制度は、『多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること』を目的としています。

区では、令和 7 年度から隅田公園の一部において、指定管理者制度を導入することとしました。区立公園での指定管理者制度の導入は隅田公園が初であり、指定管理者が設置管理許可制度により設置する便益施設と併せて運用することにより、公園利用者の利便性を向上させるとともに、公園の魅力の更なる向上を図ります。

#### e 包括的管理委託

包括的管理委託とは、公園の維持管理に際し、公園清掃やトイレ清掃、植栽管理等の業務ごとにそれぞれ頻度等を定めた仕様発注を行うのではなく、地域ごとに包括的な維持管理を複数年度に渡って性能発注するものです。

この仕組みを導入し、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を活用することで、区が

求める要求水準以上の高水準で維持管理することが期待できます。

#### f ネーミングライツ

ネーミングライツとは、「公共施設の名前を付与する命名権と、付帯する諸権利のこと」をいいます。具体的にいうと、スポーツ施設などの名前に企業名や社名ブランドをつけることであり、公共施設の命名権を企業が買うビジネスです。

ネーミングライツにより区が得た対価については、基本的に施設の運営・管理に役立てることができるため、厳しい財政情勢の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行うことができます。

また、民間の資源やノウハウ等を活用することで、施設の魅力を高めることや、地域の活性化を図ることが期待できます。

#### (ウ) 大学等と連携します

区は、千葉大学や情報経営イノベーション専門職大学（iU）と包括管理協定を締結しており、大学の知見を活用して地域課題の解決を目指す「大学のあるまちづくり」を進めています。

千葉大学とは、多様なニーズに対応する視認性・機能性・デザイン性に富んだ公園の利用案内看板についての調査研究、iUとは、ICTを活用した住民参加型公園管理についての調査研究を実施するなど、地域特性に応じた公園環境の整備に向けて、両大学と連携を図っています。

また、あずま百樹園再整備の一環で、公民学連携組織「アーバンデザインセンターすみだ（UDC すみだ）」と連携し、隣接する未利用地を地域と大学の交流広場「キャンパスコモン」として公園に編入しました。

さらに、UDC すみだが主催する学生向けアイデアコンペにおいて、同園でリニューアルするトイレのデザインのアイデアを募集し、最優秀作品を設計に反映する等の取り組みも行っています。

なお、あずま百樹園・キャンパスコモンにおいては、UDC すみだとの連携による公園の管理・運営方法を検討しており、公園の一層の魅力向上を目指して、ハードとソフト両面から、「大学のあるまちづくり」を推進していきます。

図 75 左：北東方向から見た鳥瞰図、右：リニューアルトイレのパース図（あずま百樹園）



## (2) DXの活用

各取組を進めるに当たっては、公園の整備・管理運営の合理化やコスト縮減を実現するとともに、利用者サービスのさらなる向上を図るため、デジタル技術を活用するDX(デジタルトランスフォーメーション)を推進します。

DXの活用例として、次のような活用が考えられます。

- ・不具合箇所の通報システム等のICT・IoTの導入
- ・クラウド型の管理用カメラによるデータの一元管理・蓄積データのAI解析による利用実態の把握
- ・案内サイン等にQRコードを設置することによる避難誘導情報やイベント情報等の提供
- ・芝刈りロボット

## (3) 利活用ルール

公園の利用にはさまざまなニーズがありますが、限られた空間の中で誰もが公平かつ安全・快適に利用する環境を整備するためには、一定のルールが必要です。

一方で、都市公園法改正による民間活力導入の促進や、利用者ニーズの多様化などを背景として、国土交通省では、多様化する利活用ニーズに応え、公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理することとしています。

区民からはドッグラン、ボール遊び、水遊び等の設置についての要望等が多く寄せられていますが、これらの施設の設置・運営にも、状況に応じたルールの弾力化が必要です。

そこで、令和2年にリニューアルオープンした隅田公園南側の一部範囲において、イベントや撮影等で使用する際の独自のルールとして策定した「隅田公園利用ガイド」のような、独自の利活用ルールの検討を進めていきます。

また、公園の利活用ルールは、利用者に否定的な表現で示すのではなく、公園で「できること」の明示を検討します。それにより、利用者の潜在的なニーズを喚起し、利用の増加を図ります。

図 76 ボール遊びのルールを示す看板例(八広公園)



#### (4) 利用機会の提供

公園をより多くの方に利用してもらえよう、誰もが楽しめるイベントの開催やレクリエーション等のプログラムの提供により、公園利用の機会を広げます。

また、イベント開催、季節の見どころや開花情報等、利用のきっかけとなる情報を提供していきます。情報提供に当たっては、案内サイン等にQRコードを設置して情報等を提供するなど、DXを活用して効果的に行うことを検討します。

#### (5) 公園の設置目的等の発信

公園の設置目的やコンセプトなどについて、その公園があることの意義や設置した意図を、説明看板の設置などにより、利用者に発信します。

また、施策 - 2 に示す歴史・文化を活かした公園では、説明看板のほか、銅像、モニュメント、芸術作品の展示やイベントの開催などにより、その公園にまつわる歴史・文化を利用者に伝えます。

#### (6) 建ぺい率の検討

公園には、トイレや倉庫、体育館、博物館等を設置することがありますが、都市公園のオープンスペース確保のため、公園内に設置する建築物の建ぺい率（建築面積の公園面積に対する割合）については、条例で一定の制限を設けています。

しかし、公園の再整備等を検討した際に、公園利用者の利便性や公園の魅力向上のためには、オープンスペースを減らしてでも建築物を設置するのが望ましいと判断する場合は想定されるため、そのような場合には必要性を十分に精査した上で、条例の改正を検討します。

#### (7) 「児童遊園」という名称

区内の都市公園には、公園と児童遊園があります。この2種類は、元々はそれぞれ別の条例に基づき設置していましたが、法的な違いはないため、昭和61年に墨田区立公園条例に統合しました。

その際、児童遊園の多くは名前を変更せず、児童遊園のままとしましたが、児童遊園のままでは名称のイメージのために利用しづらいと感じる方がいるなどの課題があるため、名称を公園に統一することなどを検討します。

## 4 重要実施項目

---

前項に示した運営管理のうち、取組・施策を効果的に進めていく方策を重要実施項目と位置付けました。

取組・施策を実施する際には、これらの項目の実施可否を検討するとともに、実施可能である項目については、積極的に実施していきます。

### (1) 重要実施項目 1: 民間活力の活用

住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図る指定管理制度の導入や民間事業者がカフェ等の収益施設を公園内に設置し、その施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、民間事業者に公園特例が適用される公募設置管理制度（Park-PFI）などの民間活力の導入は、公園利用者だけでなく民間事業者や区にとっても非常に有益な手法です。

区では、令和7年度から隅田公園の一部範囲において指定管理者制度を導入するとともに、設置管理許可制度により便益施設を設置することで、公園利用者の利便性を向上させるとともに、公園の魅力の更なる向上を図ることとしています。

今後は、区内では比較的大規模な公園や特色ある公園を単独で、又は「公園機能の分担」に基づくチーム（複数の公園を1つのまとまりとする単位）による複数の公園で、指定管理者制度をはじめとした民間活力の導入を今まで以上に積極的に行い、暮らし続けたい、働き続けたい、訪れたいまちの実現に取り組んでいきます。

また、公民学連携組織であるUDCすみだと連携することで、情報経営イノベーション専門職大学（iU）や千葉大学の知見を活用し、多様なニーズへの対応や、公園における課題の解決に取り組むとともに、新しい公園の管理・運営方法を検討していきます。



## ( 2 ) 重要実施項目 2 : D X の推進

国土交通省は、令和 4 ( 2022 ) 年 10 月に「都市公園新時代 ( ~ 公園が生きる、人がつながる、まちが変わる ~ ) 」に関する提言を公表し、都市公園新時代に向けた方策として、公園 DX の推進を位置付けました。

現在、デジタル技術の進歩による、データの利活用による新たな仕組みが生み出されており、前項 3( 2 ) で示した、不具合箇所等の通報システム、AI 解析による利用実態の把握など、公園の管理でも活用できるものがあります。

今後も新しい技術や仕組みが生み出されていくことが想定されるので、公園の管理に応用できないかを常に注視し、導入することが望ましいと考えられるものについては、積極的に導入していきます。

# 第7章

## 進行管理



# 1 本プランの進行管理

本プランの計画期間は、令和 23 年度までの 18 年間です。その間に本プランを着実に進め、目指す公園像を実現するためには、適宜、進行状況を確認・評価し、状況に応じて本プランを改善することが重要です。

そこで、本プランの進行状況を計画期間の中間及び最終年度に確認・評価し、必要に応じて改善するため、PDCA サイクル を基本として、進行管理します。

Plan (計画) Do (実行) Check (評価) Action (改善) の 4 つのプロセスを 1 つのサイクルとし、継続的に業務改善を行う考え方

ステップ	主体	実施内容
Plan	区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前プランを改定して本プランを策定しました。</li> <li>・改定検討委員会の検討結果を踏まえ、令和 13 年度に本プランを中間改定します。</li> <li>・中間改定時と同様、改定検討委員会の検討結果を踏まえ、令和 23 年度に中間改定プランを改定します。</li> </ul>
Do	区 区民 民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目指す公園像を実現するための「取組・施策」を実施します。</li> <li>・取組・施策をより効果的な手段とするため、「重要実施項目（民間活力、DX）」を活用します。</li> <li>・公園マスタープランの計画期間の早期において、先行的に取り組む施策として、「優先施策」を実施します。</li> </ul>
Check	改定検討委員会 (区、学識経験者、区民等で構成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機関として改定検討委員会を設置し、区が中心となって前期 8 年の進捗確認や課題整理を行い、社会情勢の変化、公園利用者のニーズ等を踏まえ、本プランを改善した中間改定プラン案を検討します。</li> </ul>
Action		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間最終年度に、中間改定時と同様、改定検討委員会で後期 10 年を踏まえ、中間改定プランを改善した次期改定プラン案の検討をします。</li> </ul>

## 2 定期的な進行状況の確認

---

本プランを改定する際に設置した「庁内検討部会」を「公園マスタープラン推進会議」に移行し、毎年、第一四半期中に「取組・施策、優先施策」等の前年度実績を確認するとともに、当該年度の実施内容について情報共有し、必要に応じて実施内容を調整します。

本プランの取組・施策に位置付けていない内容であっても、社会情勢の変化等により対応する必要が生じた場合は、本推進会議で検討の上、柔軟に対応していきます。

なお、本推進会議を進めるに当たっては、必要に応じて区民等の意見を聴取する機会を設けます。